

自治研 **ちば**

JICHIKEN CHIBA

vol.13

2014年2月

公共サービス改革の国際比較とその担い手

英米の経験からの検証



近藤勇陣屋跡（流山市）

一般社団法人 **千葉県地方自治研究センター**

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館別館 3階（教職員福祉会館）

TEL.043-225-0020

自治研ちば

vol.13 2014.2

• 巻頭言	連合千葉顧問 (常勤) 黒河 悟	2
• 公共サービス改革の国際比較とその担い手 英米の経験からの検証	主任研究員 法政大学大学院公共政策研究科客員准教授 申 龍徹	3
• 市長インタビュー 鴨川市	鴨川市長 長谷川孝夫 聞き手 副理事長 佐藤 晴邦 副理事長 高橋 秀雄 主任研究員 申 龍徹	23
• 「手賀沼ふれあい清掃」からまちづくりへ — 我孫子市職員組合の新たな自治研活動について —	我孫子市職員組合 書記次長 嶋田 繁	29
• 連載⑩：数字で掴む自治体の姿…	理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	32
• シリーズ千葉の地域紹介 流山市「水と緑と歴史のまち・流山」を失ってはならない	流山市職員組合 梶間 恒夫	44
• 県議会報告 財政健全化へ起債残高を減らすことを提案	千葉県議会議員 (船橋市選出) 堀江 はつ	49
• 市議会報告 まちづくりの重要なポイントは地域自治会!!	君津市議会議員 岡部 順一	52
• 東日本大震災体験アンケート報告集を発行	自治労銚子市役所職員労働組合 大網 裕弥	56
• 新聞の切り抜き記事から	研究員 鶴岡 美宏	57
• 今期の入手資料	編集部	59
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要 (会員募集)		60
• 編集後記	事務局長 宮原 一夫	61

今年を私たちの求める政策が何かという 認識を深める1年に



連合千葉顧問（常勤） 黒河 悟

政権の違いでこんなにも政策が違うのを実感

民主党政権から再び自公政権に交代して1年が経過した。所謂55年体制の成立後、4年半ほど前に実現した本格的な政権交代である民主党政権まで50年以上に亘って自民党の政治が続いたことと比較すると、まさに「政権交代のある政治」といふ口に入った感を強くする。そして良し悪しを超えて、政権交代によって進められる国の政策がこんなにも違うのだということをひしひしと感じる今日この頃である。

労働者保護改悪の政策が次々登場

働く者にとっては、労働法制全般について今進められようとしていることが民主党政権時代とは全く真逆であるのは多くの人がすでに承知と思うが、「派遣労働者を生涯派遣のままに置くことができるような法改正」、「残業代を払わなくても良い働き方（ホワイトカラーイグゼンプション）の導入」、「お金を払えば首切り自由の制度化や解雇しやすい限定正社員制度の普及・拡大」など労働者保護ルールの改悪が次々と進められようとしている。

これは言うまでもなく経済政策的には市場原理主義に舞い戻ってしまったことに拠っているが、一方先の臨時国会で政府は特定秘密保護法案の成立を強引に図ったように、安保・防衛の面では国家至上主義の立場という明確な政策ベクトルを掲げその実現に邁進している。

自治の豊富化と市民の主役化で分権に魂を

おそらく地方分権（主権）の分野でも今後同様に国家を上位にした価値観をベースに政策が進め

られるのは想像に難くない。思い返せば、2000年の分権一括法で機関委任事務の廃止を象徴的にした新しい国と地方の関係を作る一歩を踏み出し10年以上が経過するが、権限や財源の国から地方への移譲が十分に進んだとは言えない。当時私は、地方分権を国と地方の関係だけで論じるとそれは役人の論理の枠に留まってしまう危険性を指摘した。地方分権に魂を入れるには「自治の豊富化」、「市民の主役化」が不可欠であると。

私が会長だった頃、連合千葉は堂本県政二期目に当たって堂本知事を推薦したが、その時の政策確認のポイントは「基礎自治体の強化。そのための権限、財源の移譲。そして、あらゆる分野での自治の拡大・住民参加の強化」であった。しかし、現政権が今後このような方向で政策展開をするとは考えられない。だからこそ私たちは愚直に地方自治に関わる研究や諸活動を一層取り組んでいくことが必要であると考え。その意味から当自治研センターの果たすべき役割は今日一層重要になっているのは言うまでもない。

政権交代のある政治を実現する正念場

話は戻るが、とば口に立った政権交代のある政治もまた正念場である。政権を担っていた民主党は総選挙を前に自壊したとも言えるが、先の参議院選挙でも民主党はまだ復活の足がかりを得るに至っていない。しかし、国民による政権選択を考えたとき、民主党がこれまで目指し、国民に訴えてきたことは重要な政権選択のベクトルのひとつの視点であることは間違いない。そのことを、ますます国民が認識せざるをえない1年に今年なることを確信している。何故なら、そこからしか、日本や自治の未来は開けないのだから。

公共サービス改革の 国際比較とその担い手

英米の経験からの検証



千葉県地方自治研究センター 主任研究員

申 龍徹

(法政大学大学院公共政策研究科客員准教授)

* 2013年10月26日の自治研センター講演会で申主任研究員に標題の講演をお願いしたところ、大型台風が重なり講演会が中止になったため、今号では準備した内容を書き下ろしていただきました。

はじめに

明治期以降、戦後の人口拡大と高度な経済成長に支えられてきた日本社会は、かつて経験なかった少子高齢化の中で、2006年を境に人口減少社会に転じ、人口の4人のうち1人が65歳以上の高齢者の超高齢社会に突入した。この加速する高齢化社会の影響は、1,000兆円という累積債務にくわえ、毎年1兆円という社会保障費を増加させ、戦後の半世紀を形づけてきた日本型福祉国家のフレームワークをひっ迫し、「高福祉低負担」といわれる戦後型の社会福祉や公共サービスのあり方は社会構造の側面からその変容が迫られている。

また、人口構造の高齢化傾向と連動し、1960～1970年代を中心に造られてきた社会資本（インフラ）の過半数が耐年寿命を迎えており、財政的ゆとりのない地域においては、その修繕や維持管理が疎かになり、自然災害や3.11のような甚大な災難とあいまって悲惨な事故となった事例が後を絶たない。住民の福利厚生のために造られた公共施設が、住民の生命と財産を脅かす凶器となる本末転倒の状況が起きている。

こうした人口構造の高齢化と社会資本の老朽化への対応は、当然ながら、さらなる政府減量や消費税の増税などによる「財政再建」と負担のあり方を変える「社会保障」の改革に頼ることになるが、その際に住民の公共サービスの保障をめぐる議論を置き去りにしてはなるまい。

本稿では、日本型社会福祉モデル（1975年型）の破たんという時代状況と「超高齢化社会の到来」という時代的課題への対応という社会情勢の中で、住民の安全と安心を支える公共サービスのあり方を検討し、その処方箋を提示するために、以下の4つの点を中心に記述することにする。すなわち、(1) 1980年代以降の英米における政府改革及び公共サービス改革の流れを分析し、現状と限界を明らかにするとともに、(2) 混迷する福祉国家の諸相の中で新しい福祉国家のモデルとして浮上してきた北欧社会の現状と日本社会との比較を行う一方、(3) 従来からの公共サービスの担い手である近隣自治組織（コミュニティ）、公務労働、ボラ

ンティアや非営利・非政府団体などの市民社会の3つの現状と課題について国際比較を進める、最後に(4) 安心/安全の「公共サービス社会」の再構築に向けての検討課題を示すことにしたい。

1. 英米における公共サービス改革の流れ

(1) 英国

福祉国家モデルの病理「英国病」と行政改革

ベヴァリッジ報告書により1946年に築かれた「揺りかごから墓場まで」と呼ばれる社会保障制度を根幹に安定した公共サービスを維持して来た英国であるが、経済が停滞していた1960年代以降1970年代にかけて、充実した社会保障制度や基幹産業の国有化等の政策によって社会保障負担の増加、国民の勤労意欲低下、既得権益の発生等の経済・社会的な問題が原因となったいわゆる「英国病」に陥る一方、労使紛争の多さと経済成長不振のため、他のヨーロッパ諸国から「ヨーロッパの病人」(Sick man of Europe)と揶揄された。

こうした社会状況に対する政権党の労働党の対策は効果を発揮せず、1979年の総選挙では保守党が勝利し、5月にはサッチャーが率いる新政権が誕生した。サッチャー内閣は、国有企業の民営化、金融引き締めによるインフレの抑制、財政支出の削減、税制改革、規制緩和、労働組合の弱体化などの政策を推し進めていった。

保守党政権による英国の行政改革は、その後メイヤー政権にも継承され、18年間に及ぶ保守党支配になったが、1980年代の行政改革の焦点は行政内部における効率性の向上に、1990年代は公共サービスの質の向上にそれぞれ向けられていた。すなわち、サッチャー政権は、財政支出の減少と公共部門の民営化による政府部門の減縮に政策の優先順位をおき、行政府の改革に際しては、成果指標の開発や成果年俸制の導入、独立的な執行機関の設置を進め、メイヤー政権では、執行機関の独立性を高める一方、社会間接投資に民間の活力を誘導し、財政支出の拡大を防止する政策を打ち出した。

新自由主義の潮流「ニューパブリックマネジメント」(NPM)

この1980～1990年代における行政改革を支えたのが「ニューパブリックマネジメント」(New Public Management ; NPM、新公共管理論)であり、保守党政権の政権運営の支配的理念であった。

新公共管理論の核心は、市場は本質的に官僚制やその他の形態の組織よりもサービス提供の側面から効率的であるという発想である。この発想では、民間部門は市場の中で持続的に成果向上のプレッシャーに直面するのに対し、官僚制にはこのプレッシャーが働かないとされ、そのため行政改革に対する動因が弱いと指摘する。従って、行政改革へのインセンティブを高めるためには、公共部門を市場のプレッシャーの中におくとともに、市場の資源配分の原理を適用すべき、と主張する。そのため、公企業の民営化をはじめ、民間委託や競争入札などの市場メカニズムに即した多様な形態の準市場(quasi-market)の制度化が進められた。

1980年代以降の英国における行政改革の流れは、予算システムをはじめ財政分野においてもっとも顕著に現れたが、その主な改革は、下の図が示すとおりである。

英国における行政改革の内容 (1980～2010)

区分	行政改革の重点	政権	主な内容
1982	財務管理改革 (Financial Management Initiative)	サッチャー	すべての政府組織に対する成果指標の導入、財務的人事責任の移譲
1984-94	公企業の民営化 (Privatization of State-owned Enterprises)	サッチャー メイヤー	British Airways (1981)、British Telecom (1984)、British Gas (1986)、British Airports Authority (1987) など
1987	成果年俸制 (Performance-Related Pay)	サッチャー	成果年俸制の導入
1988	ネクストステップ (Next Step program)		公共サービス、政策執行の責任機関 (executive agencies) の導入
1991	市民憲章 (Citizens Charter)	メイヤー	成果指標の開発と報告
1998	政府成果レビュー (Comprehensive Spending Review) 公共サービス契約 (Public Service Agreement ; PSAs)	ブレア	成果目標を省庁予算と連動させ、中間年度におけるレビュー
1999	公共サービス改革 (Civil Service Reform Report)		成果年報制に対する再評価及び改革、外部人材の補強
2006	成果能力レビュー (Capability Reviews)		政府省庁の3大管理分野(リーダーシップ、戦略、サービス提供)の改革

(出典) 韓国行政研究院 (KIPA) 『英国の行政と行政改革』、2010、255～256頁

1970年代の保守党により過度に強調された社会民主主義型福祉国家がもたらす国家財政の悪化と政府規模の肥大化への反動として登場したサッチャー政権は、この新公共管理論を理論的武器とし、公共部門の競争力強化による生産性の向上とあわせて、市場からのプレッシャーに政府機能を直面させることを公共部門の非効率性に対する処方箋として提示した。

民営化と民間委託により進められた公共部門の改革は、1979年に約200万人であった各種公社の従事者は1997年には約37万人に減少し、またエージェンシー・システムの導入により、政府省庁の業務の約75%が移管され、約10万人の人員減縮などの一定の成果を収め、公共部門における分権化と競争意識の浸透という肯定的な評価の一方、政府機能の急激な変化に伴う機能麻痺と公共サービスの安定的な供給における責任の不在を招いたとの批判を浴びた。

他方、1990年代後半以降、ブレア政権での行政改革の焦点は、公共サービスの質向上に向けられていたが、その基本枠は「公共サービスの契約」(Public Service Agreement ; PSA) によるものであった。この公共サービス契約は、次の4つの原則、すなわち、①政府により決定された結果

中心の国家的目標、②地域共同体の需要を充足させるためのインセンティブ、イノベーションのための地域の裁量・柔軟性を最大限保障するサービス責任者への権限移譲、③責任性に対する監督と監査のための独立的かつ効率的な仕組み、④中央や地方の成果に対する情報提供を行い、達成結果に対する透明性を強調に基づいている(2002、Spending Review White Paper)。財務省との協議により設定される各部署の目標は、1998年時点で約600項目が設定された。

地方の場合は、中央政府との間で協議を経て、「地方公共サービス契約」(Local Public Service Agreement)を締結する。この地方公共サービス契約は、最高価値(Best Value)制度を土台としており、地方自治体が提供する公共サービスに対して供給費用や品質などの側面から最高の成果を基準として設定された標準に比較することによりは、公共サービスの持続的改善を迫るためのものである。この最高価値の標準は、基本的に地方自治体の内部検討から策定されるもので、教育や社会サービスのように中央政府が中心的な役割を担う分野に関しては中央政府が全国的な標準を設定する仕組みである。

こうした公共サービス契約の目標達成の程度は、中央政府からの成果交付金(performance reward grant)に連動しており、その規模は、会計年度の予算の2.5%を上限としており、目標別の達成率に応じて交付される。

この中央・地方の間における公共サービス契約の背景には、1997年11月に締結された「パートナーシップ協定」(A Framework for Partnership)の影響が反映されている。このパートナーシップ協定は、中央政府と地方自治体との協力を通じて地方自治体が中央政府の政策決定に参加できるようにしたもので、中央・地方の目標に対する共同の政策推進の拡大に代わり、共同の関心事に対し完全かつ効果的な「事前協議」(consultation)及び情報交換のための仕組みを設置などが包括的に含まれている。このパートナーシップに含まれる主な内容は、次のように整理できる。すなわち、①地方自治体の意思決定は、国家的に優先する政策と地方自治体の意見を同時に反映できるようにし、地域の日常的な問題の処理における中央政府からの制約を軽減するとともに、住民に対する応答性を高める、②地方自治体の歳入と支出において、地方自治体の責任と裁量を確保する、③公共サービスの提供においては、最高価値を確保する、④地方自治体は、行政の現代化に向けその構造を再構築することにより地域社会に対して責任あるリーダーシップを提供する、⑤一般的な原則として、地域社会に影響を及ぼすサービスや意思決定

は、住民のもっとも身近いところで遂行され、実用性・効果性・一貫性を持つべきである、⑥無私無欲・清廉性・客観性・責任性・公開性・リーダーシップを原則とし、公共生活における行動規範の水準向上に寄与する、などである。

この中央・地方の間のパートナーシップ協定の実践的な運用のために、定期的な会議(Central-Local Partnership Meeting)の開催、公式・非公式の事前協議、十分な事前協議の時間付与のほか、一般的な事前協議の対象にくわえ、厳格な事前協議の対象として、①地方自治体と関連する財政的な問題(地方自治体の補助金のガイドライン及び算出方法、基礎情報の提供など)、②地方自治体に影響を及ぼす法案(その執行準備や計画など)、③地方自治体に関連するヨーロッパの法律や政策イシュー、④中央政府が他の機関へ地方自治体の代表者を任命(地域間・国家間・国際間)する場合は、必ず地方自治体の連合会との事前協議を義務づけている。

また、中央政府における成果評価の制度化に連動し、地方自治体を対象とし、地方自治体間の比較により他の団体よりどの程度の成果を達成したのかを評価するために設けられた「総合成果評価」(Comprehensive Performance Assessment; CPA)や「総合地域評価」(Comprehensive Area Assessment; CAA)を行い、成果評価の結果において、特定の地方自治体が一定以下であった場合、中央政府は当該地方自治体と成果向上のための業務を遂行する。その際の各種支援については、地方自治体連合会の傘下研究機関である「IDeA」(Improvement and Development Agency for Local Government)が策定した指針により行うこととなっている。

保守党政権における政府改革の成果と限界

英国病への対応を掲げたサッチャー政権以降の政府改革は、政府財政の悪化に歯止めをかけたものの、政府機能に対して過度の効率性と生産性を強調したことにより、新たな社会的課題に直面するという結果をもたらした。すなわち、能率性診断プログラム(The Efficiency Program)、公企

業の民営化、エージェンシー・システム（Next Step's Agency/ Executive Agency）の導入などの大胆な改革により政府負債の縮小には一定の成果を抑えたものの、政府機能の縮小や公的部門の人員削減は、普遍的な福祉サービスの後退や社会両極化、雇用不安の拡大の他に、市場主義の過度な強調は共同体精神の解体、社会正義の崩壊、社会福祉の後退という市場の失敗を招いたことへの批判を浴びた。

また、サッチャー政権の政策路線を継承したメイヤー政権は、政府の組織的効率性の強調から公共サービスの改革による質の向上に向けた管理改革及び顧客満足に重点を移し、「市民憲章」（Citizen Charter）、上級公務員団（Senior Civil Service）、市場化テスト（Marketing Testing）などの導入により、行政の供給者ではなく受給者を政策的に優先する一方、公共サービスの提供における民間部門の参加と競争を促した。例えば、市民憲章制度は、公共サービスの品質と伝達体系に関する市民の権利を強調し、政府と市民との間の契約関係を明示化することにより、政府サービスの中に顧客概念を浸透させる一方、政府組織は成果中心の評価制度構築という効果をもたらした。

このように1980年以降の保守党のサッチャー及びメイヤー政権は、英国病という財政悪化の中で、市場主義的な改革理念の下で新公共管理の手法を活用し、いわゆる「小さな政府」を推進してきたが、①中央政府の直接関与は減少していない、②伝統的な地方自治体の業務への介入という中央集権的な傾向を克服しなかったことにくわえ、③過度な競争による貧富格差や雇用不安の誘発など、市場失敗がもたらした社会的課題の拡大という批判から逃れることはできなかった。こうした保守党の改革の失敗は、その後の労働党の政府改革に「反面教師」として反映された。

1997年の総選挙において勝利し、誕生した労働党のブレア政権の政府改革に関する政策的スタンスは、1980～1990年代の保守党政権で進めてきた新自由主義的な政策路線を理念的に継承するものであったが、その実現に向けた方法は明確に異なるものであった。言い換えれば、英国における新

自由主義的な改革路線は保守党がその基盤をつくり、労働党において完了したということになる。労働党政権の誕生後の中央銀行の独立や金融監督院の設立などの貨幣・金融政策の自律化政策は、鉄道、航空、上・下水道、電話、ガスなどの社会インフラに対するサッチャー政権以降の民営化政策を金融まで拡大させたことであり、伝統的な政府との決別を意味するものであった。

こうした労働党政権が新自由主義にすりよった背景には、野党の期間が長かった労働党が政権与党として生まれ変わるための理念的变化があり、その理念的变化は1990年代を境に、2つの問題を経て行われた。すなわち、1つは、保守党の政策パラダイムであった新自由主義への対応であり、もう一方は、労働党の綱領における国有化条項の廃止という理念変化であった。この2つの変化の中から、労働党は左派との断絶、右派への傾斜という理念変化を経験し、1995年を前後して登場する「再創造する左派」（Reinventing Left、1994）や「第3の道」（The Three Way、1998）の書物は、こうした労働党の変化を理論づけるものであった。

1997年以降、ブレアとブラウン政権による約13年間の労働党の政府改革は、保守党の政府改革に対し、いくつかの面で明確な差別性を持っていたが、それは、①自治権移譲の強力な推進、②上院議会の改革、③ヨーロッパ連合（EU）に対する積極的政策においてであった。例えば、1998年にスコットランド・ウェルズ・北アイルランドにおいて議会を設置し、地方自治体による政策決定と執行を可能にしておき、ヨーロッパ連合に対する積極的な接近は、保守党政権内での主権派とヨーロッパ派間の自己破壊的論争に対する反省として保守党との差を明確にした。

そして「第3の道」へ

保守党の政策理念であった新公共管理論（NPM）が過度の競争による市場の失敗と政府減量化による公共サービスの質低下を克服するために、労働党のブレア政権では、「第3の道」というプラグマティズム（実用主義路線）を採択するとともに、平等と効率を同時に追求する「改良社

会民主主義」(Revised Social Democracy) という社会発展モデル、そして協力的なネットワークなどのガバナンスを政府改革のツールとして採択した。

保守と革新といった理念的な対立の構図を乗り越えたプラグマティックな路線である「第3の道」は、保守党の新公共管理論がもたらしたいわゆる「空洞国家」(hollow state) の問題を克服するために「共同体主義」を強調するとともに、競争や効率性の強調、市場万能主義から派生した福祉国家精神の崩壊を修復する視点から「社会正義」を再構築し、市場主義的改革の弊害を補完しようとしたものである。また、中央政府と地方自治体、政府と民間部門、政府と市民社会という社会的ネットワークの政策的補完による協力的ガバナンスの考え方を打ち出し、政府主導の社会発展よりは民間部門や市民社会の自律性と創意性を社会発展の軸とし、官僚主義的な社会発展モデルの弊害を克服しようとした。

ブレア政権では、保守党が進めてきた新自由主義的な政府改革プログラムがもつ意義については認めるものの、その急進的な改革に付随して現れた市場の失敗の問題点を改善に焦点を当て、「政府現代化」(Modernizing Government) を推進した。ここでの政府現代化とは、公共部門と民間部

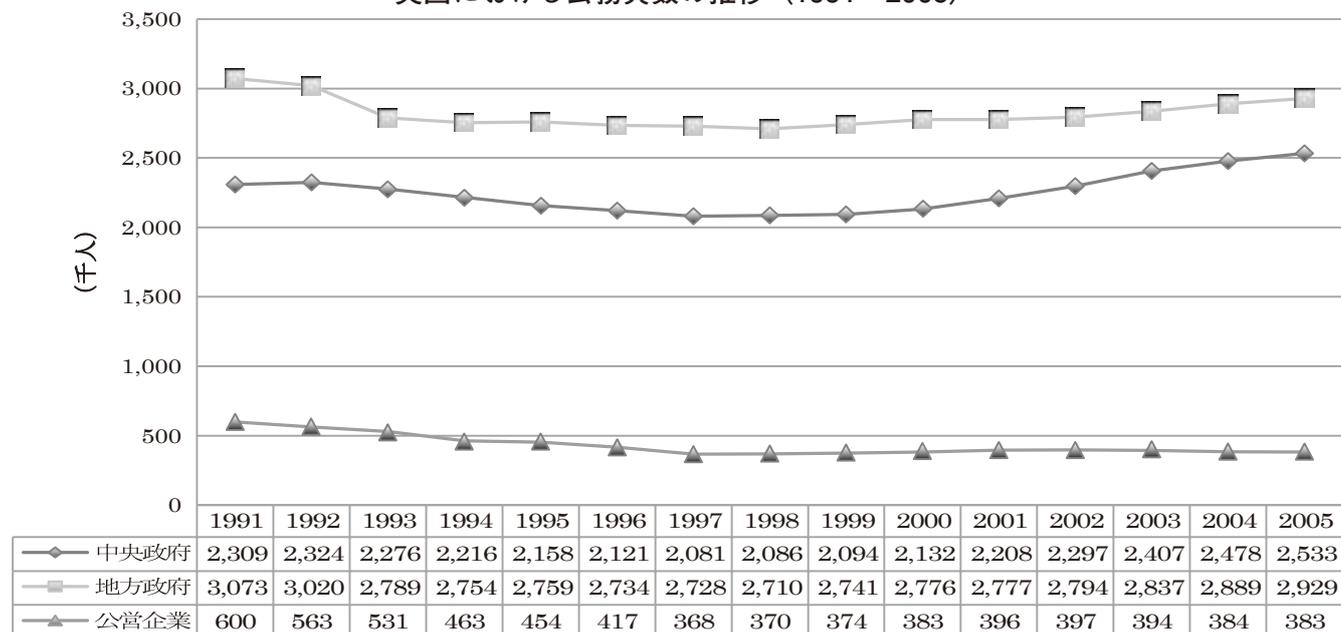
門の間の協力的ガバナンス関係の確立、省庁間または中央・地方間の協力体制の強化、受ける側の公共サービスの強化、そして市民社会の自律性の強調である。

この政府現代化の具体的な手段として、ブレア政権では、まず、「最高価値制度」(best value) を導入し、中央政府と地方自治体間の政府間関係の不均衡を解消により、地方自治体の行財政の強化と公共サービスの改善、責任性と透明性の強化、そして協力的関係の修復による地方自治の強化を図った。

この最高価値制度は、1999年の地方自治法の改正によって導入され法的な拘束力をもつようになったが、各地方自治体が公共サービスの利用者である市民のために最高価値の公共サービスを提供することを義務づけたものである。この最高価値の提供のために各地方自治体は自らが目標計画を策定し、約100項目の最高価値遂行指標 (Best Value Performance Indicators ; BVPis) により、目標及び成果達成に対する評価を受け公共サービスの提供及び運営において自律性が認められるように考案された。

この制度による地方自治の強化は、保守党政権が義務競争入札制度 (Compulsory Competitive Tendering ; CCT) により地方自治体の公共サー

英国における公務員数の推移 (1991~2005)



(出典) Office for National Statistics, Public sector employment trend, 2005

ビスに対する法的要件を強化し、行政コストの節減を促すことで地方自治体の権限を弱めようとしたことに対する反動でもあった。と同時に、公共部門と民間部門が競争ではなく、公共サービスの利害当事者として協力できる官民協働（Public-Private Partnership）の制度的仕組みを設けた点においてその意義をみることができる。

その上、「連携型政府」(Jointed-up Government) という考え方を打ち出したが、この発想は保守党政権下の政策の決定と執行の分離という戦略から派生した省庁間・政府間関係の調整や中長期的な視点における協力と統合の不足問題に対する対案であった。この考え方では、省庁間・政府間関係における横断的協力を強調するとともに、公共部門ではない民間部門や市民社会（ボランティア組織、非営利・非政府団体など）との間における政策策定や執行過程の相互連携を追及し、持続可能な発展を図ろうとした。この連携型政府の基本的な目標と方向については、労働党の政府白書である『社会サービスの現代化』(Modernizing Social Services: Promoting Independence, Improving Protection, Raising Standard) においてその詳細が規定されている。

他方、ブラウン政権の下では、ブレア政権同様、サッチャー政権以降の持続的な政府改革プログラムは支持しつつ、その修正として特に公共サービス分野における政府改革に焦点をあわせ、市民及び市民社会の役割強調、中央政府と地方自治体間の業務の連携性の強化、政府機能の効率化による公共サービスの提供及び伝達体系の合理化などを進めた。

また、ブラウン政権は、「賢明な政府」(Smart Government) をスローガンとし、より良い公共サービスの志向と公正性 (excellence and fairness) を最重要政策課題と採択するとともに、そのための政府組織改編を行った。このより良い公共サービスの志向と公正性という政策目標のために、①市民への権限付与 (empowerment)、②新専門家主義、③戦略的リーダーシップが強調されたが、①市民への権限付与では、公共サービスの利用者である市民に公共サービスの内容と供給

主体を決定できる権限を付与するいわゆる「公共サービスの個人化」により、供給主体の間で自発的な競争の誘発による市民の権利保障を図る一方、②市民が満足する公共サービスの質保障と伝達システムの構築には専門家との協力体制が不可欠とし、公共サービスの供給と伝達に専門性をもつ民間部門やサードセクターの専門家の活用を強調し、2009年にはサードセクター内閣委員会 (Cabinet Committee on the Third Sector) を設置した、そして③戦略的リーダーシップの強調では、中央政府は公共サービス分野の最終的責任者として、公共サービスに対する明確な目標と運営体系、インセンティブなどにおいて明確なリーダーシップを発揮することが必要であり、その上に民間部門やサードセクターとの連携などを包括的に担うための戦略的リーダーシップの強化を強調した。

しかし、こうしたブレア・ブラウンの労働党政権の政策運営は、その理念的基盤や方向において過去の保守党の政府改革プログラムの枠組みを乗り越えてはならず、保守党政権での改革政策の部分的な軌道修正の範囲であり、戦後型福祉国家モデルの転換はまだ先のことであるといえる。

(2) 米国

顧客主義・情実主義モデル (clientelistic & patronage model) の変容

建国以来の米国の伝統的な国家運営は、顧客主義・情実主義という形を維持してきたが、1933年以降のニューディール政策による福祉国家の構築は、大きな政府の登場をもたらす一方、1960年代以降の肥大化した政府による統制できないほどの財政的放漫は、1970年代半ば以降の深刻な財政難の原因となった。

1973年のオイルショックによる世界的な景気後退と財政赤字の累積への直面は、戦後における政府機能の拡張路線に対する修正を求め、緊縮と再編による政府機能の縮小、言い換えれば「小さな政府」へと進むこととなった。

1977年に登場する民主党のカーター政権は、膨

大な財政赤字の解消を目標に、より効率的でより国民ニーズに応答的な連邦政府改革を標ぼうし、英国のサッチャー政権同様、小さな政府運動に肩を並べたものの、中東紛争やオイルショックがもたらした経済不況と高いインフレの中で、有効な処方箋はなく、困難を増幅させる結果となった。

レーガノミクスと公的サービスの市場化

こうした経済的難関の中の1981年に大統領に当選したレーガンは、市場原理と民間活力を重視する自由主義経済政策として「レーガノミクス」(Reaganomics)を標ぼうし、社会福祉費と軍事費の拡大や減税による景気刺激を進めていくことになった。このレーガノミクスの中身は、①社会保障費の支出拡大と軍事費の拡大により経済を強化し、強い米国を復活させる、②減税政策により勤労意欲の向上と貯蓄の増加を促し、投資を促進させる、③規制を緩和し、投資を促進する、④金融政策によりマネーサプライを抑制して「通貨高」を誘導し、インフラ質を低下させるというものであった。

しかし、こうした景気刺激策は、貿易赤字と財政赤字の増大という結果となり、「双子の赤字」を抱えることになり、その後のブッシュ政権での政府改革の努力にもかかわらず、状況の改善は見込めない状況であった。

1993年に誕生した民主党のクリントン政権は、政権の課題として「脱官僚制」を標ぼうし、顧客中心・縮減管理・規制緩和という3つの改革を掲げ、その政策的ツールとして新公共管理(NPM)を採択した。1993年以降2001年までの間、クリントン政権が進めた政府改革や公共サービスの改革は、新しい政府像を提示したが、その内容は、同じ時期(1992

年)に刊行されたオスボーン・ゲブラーの著作『政府再創造』(Reinventing Government)における政府像と一脈相通するものであった。すなわち、この本では、政府改革案として、①調整的な政府(かじ取りとしての政府)、②地域社会が主導する政府(サービスの提供より権限付与)、③競争的政府(サービス提供への競争導入)、④使命志向の政府(規則中心の政府組織の改革)、⑤成果志向の政府(投入ではなく成果と連携した予算の配分)、⑥顧客志向の政府(官僚制ではない顧客要求の充足)、⑦企業家的な政府(支出よりは収益の創出)、⑧未来に対応する政府(治療よりは事前防止・予防)、⑨分権的な政府(階級的組織から参画と連携へ)、⑩市場志向的な政府(市場による変化促進)がそれである。

こうした方向性の中で、クリントン政権で示された政府改革の方向性は、まず、「繁文縟礼(red tape)の排除」として、複雑な行政手続きを簡素化し、非現実的かつ重複的な各種規制を大幅に緩和するとともに、公共部門に対する結果責任の強調により責任性の強化を図った。また、顧客満足の政府サービスの実現に向けて、多様な政策ニーズの収斂装置を設けるとともに、サービスの伝達プロセスに競争原理を導入した。その上、政府組織の中での意思決定の権限などを含む権限付与を進め、公共部門における意思決定を円滑にするとともに、その結果に対する責任を負わせた。さらに、効率の良い小さな政府の追求のために、優先

1990年代の米国の行政改革

制度改正	時期	概要
政府業績成果法	1993年5月	省庁に、使命と目標を明確にした上で達成状況を測定し、報告することを求めるもの。クリントン大統領の就任以前から議会に提出されていた法案が、NPRと親和的だったために追い風を受けて成立。
「顧客サービス基準の設定」大統領令	1993年9月	施策の顧客は誰かを特定し、顧客の意見を取入れてサービス基準を設定することを要求。
連邦職員再編法	1994年3月	連邦職員を1999年度末までに27万人2,900人削減するため、退職一時金を支払って希望退職を奨励。
連邦調達合理化法	1994年9月	それまでの多くの品目について求めていた政府独自の規格を減らし、市販品の調達を増やすなど、調達の規則を簡素化。
政府管理改革法	1994年10月	当初は報告書の低減を幅広く含んだ法案だったが、審議過程で骨抜きにされ、財政制度に焦点を当てたものとなった。

(出典) 田辺智子「米国90年代の行政改革」、『レファレンス』、2003年12月

順位の低い事業の縮小や政府機関の統廃合を進め、経費の節約を図った。

こうした政府改革・公共サービスの改革は、公共管理の一環として従来からの計画予算制度 (PPBS)・目標管理 (MBO)・ゼロ基準予算 (ZBB)・総体的品質管理 (TQM) などを包括した「政府業績成果法」(GPRA; Government Performance and Result Acts) の制定によって支えられた。

このGPRAは、1990年に共和党のロス上院議員によって最初に提案されたが、1993年にクリントン政権の支持を得て成立したものである。GPRAは、後述する「国家の業績再検討」(NPR; National Performance Review) に組み込まれ、「目的指向の行政運営」「政策の効果に基づいた政策決定」を目指すクリントン政権の行政改革において中心的な役割を担った。具体的には、各省庁における業績を評価するため、省庁ごとに目標を設定し、業績測定によりその達成状況を定期的にフォローアップするという手法を導入する一方、省庁ごとの戦略計画において任務 (Mission) 及び全体目標 (General Goals) を明記し、さらに年次業績計画において業績目標 (Performance Goals) 及び業績指標 (Performance Indicators) を設定するとともに、目標の達成状況を測定し、毎年報告書を作成するものであった。

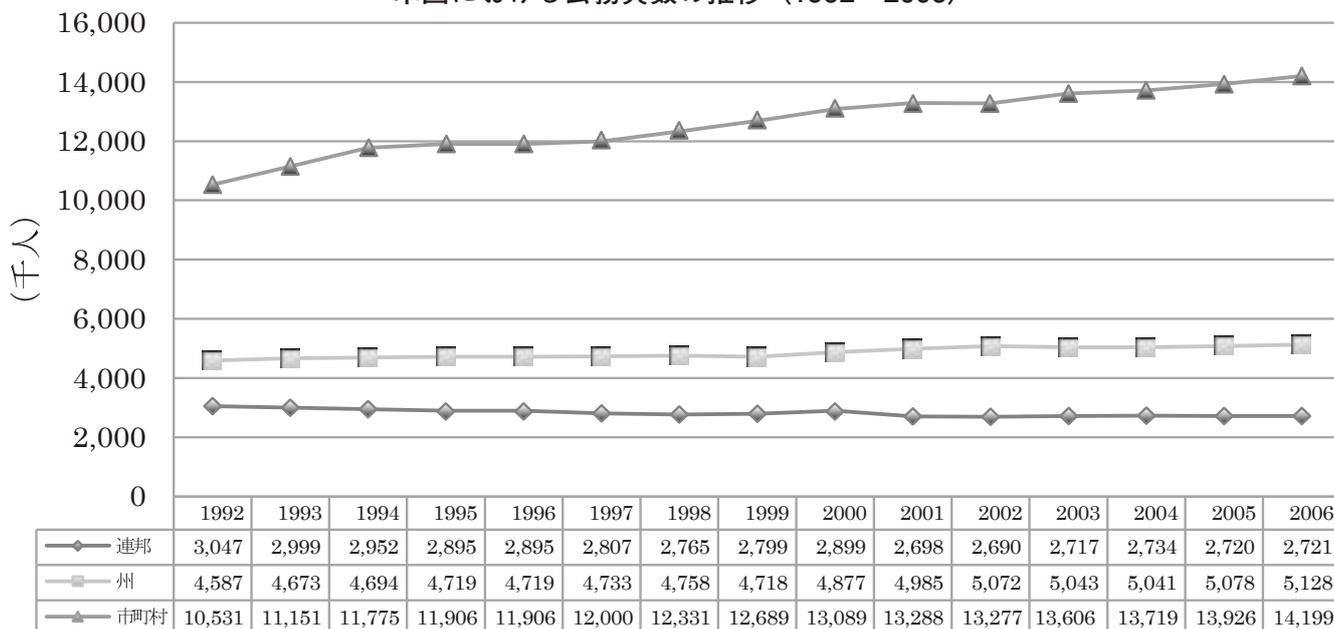
クリントン政権の行政改革、すなわち、NPRは、連邦政府における経費削減と機能向上を同時に進めることにより「効率的な政府」を目指す取り組みである。ゴア副大統領を中心として組まれたプロジェクトチームにより、1993年から1996年までに1,400件もの具体的な提案がなされ、行政組織の内部規則の縮減・市場システムの導入・目的指向の行政文化の導入・職員の削減などが進められている。1993年から1997年の5年間で、30万人の職員削減、1万6千ページ分の規制の撤廃、1,370億ドルの経費節約などの効果があったとされている。

こうした政府改革の結果、1992年当時300万人を超えていた連邦政府の公務員数は、2002年には約272万人に減少する一方、州政府は同時期において458万人から約500万人に、そして地方自治体は、1,000万人から1,320万人に増加し、地方政府の役割が増えていることを裏付けている。

自由主義のジレンマ「社会格差」とコミュニタリアンの台頭

しかし、こうした市場主義のツールによる政府改革や公共サービスの改革が真の顧客主義の実現に寄与したと判断するのは危険である。なぜならば、米国の中流層及び貧困層が置かれている社会

米国における公務員数の推移 (1992~2006)



(出典) US Census Bureau, Public Employment and Payroll Data, 2008

現実はその楽観的なものでは決してない。

米民間世論調査機関ピュー・リサーチ・センターが発表した調査結果（2011年7月）では、2009年時点で、米国の全世帯の2割に当たる約6200万人が「資産ゼロ」または負債を抱えていることが明らかになった（2005年には15%）。また、フードスタンプ（低所得者層向けの食料配給券）受給者も依然として増え続けており、2011年5月時点での受給者数は全米で約4,580万人と、前年同月比で12.1%増を記録した。ニューヨーク州では、約302万人が、政府の援助なしには食事にも事欠く状況であり、わずか6年前には、全米で2,570万人しか助けを必要としていなかったことを考えると、貧困化が急ピッチで進んでいることが分かる（消えゆくアメリカンドリーム—加速する“超格差”の実態、ウォール・ストリート・ジャーナル、8月19日版）。

1970年代後半以降の民主党政権が展開する政策は、成長に関しては長期的な対応（成長戦略）のみの一方、社会的平等に関しては長期的対応（社会保障制度の抜本改革など）を先送りし、目先の所得減少を財政で補填する短期的なバラマキに終始しているといえる。

こうした政府改革と公共サービスのアンバランスの問題は、伝統的にリバタリアン的な発想をもつ米国社会においても疑問視する声が出ており、例えば、正義論で一躍有名となった政治学者のマイケル・サンデル（ハーバード大学）教授は、ロールズの反功利主義的な考えに共感を示しながらも、福祉国家的「再分配」を前提にした自由の絶対性を重んじるリベラリズムの個人観を、共同体の暗黙の規範や倫理的義務を無視した「負荷なき自我」として退ける。個人は独立して完結できるものではなく、家族・地域・教会などの共同体と無縁に存在することはできないという。その後もサンデルの思想には大きな変化はなく、こうした「多層的に状況付けられた自己」としての^{かくせい}覚醒を促すとともに、個人と個人を結びつける健全な共同体の復権を強調する。こうしたコミュニタリアン（共同体）的な考え方の台頭からみて、間違なく、米国型の自由主義は揺らいでいるといえる。

自治体の相次ぐ倒産（デトロイト市）、5,500兆円の累計赤字

自由主義的な競争によって成り立っていると思われる米国社会において、公的部門の運営は民間部門のそれとあまり差がない。例えば、昨年マスコミを騒がせた米国連邦政府における機関閉鎖の問題はこうした事情を明確に裏付けている。連邦政府はもちろん米国の自治体は借金返済が出来なくなった場合、つまり「デフォルト」になると民間企業とほぼ同様に連邦破産法に基づいて裁判所に破産を申請できることになっている。こうして破産が認められた場合は破産管財人の管理下に置かれるため、支出は一段と厳しくなり、警察官などの削減が押し進められることになっている。

2008年のリーマンショック以来、こうして破産する州や市町村の数はうなぎ登りに増加傾向にあり、図書館などの公共施設の閉鎖、警察官や消防士、教員などの大幅削減、さらには退職した職員への年金未払いなどが起きて、日常生活に大きな問題が発生している。

こうした中、2011年にはアラバマ州シェファーンソン郡が破産した。負債額は41億ドル（3,200億円）に達し、アメリカの自治体破綻では、1994年のカリフォルニア州オレンジ郡の17億ドルを上回り、過去最大となった。また、同年10月にはペンシルバニア州のハリスバーグが破産を申請しているが、その他にも米国自動車産業の拠点、ミシガン州デトロイトなど10あまりの自治体がいつ破綻申請してもおかしくない「破綻予備群」として控えていることが報じられている。

案の定、2013年7月には、自動車産業の“聖地”として知られる米中西部ミシガン州のデトロイト市が連邦破産法（第9条）の適用を同州連邦破産裁判所に申請し、財政破綻した。負債総額は180億ドル（約1兆8千億円）を超え、米国の地方自治体の破綻では過去最大となる。

米議会予算局の資料では、米国の2009会計年度（2008年10月～2009年9月）の財政赤字は、前年度の約2.6倍の1兆1,860億ドル超（約110兆円）で、対GDP比は前年度の3.2%から13%へと一気に悪化する。さらに2010会計年度（2009年10月～2010

年9月)の財政赤字も、1兆3,790億ドル超(約137兆円)、対GDP比は9.6%との予測となっており、公共部門の維持さえも困難ではないかという憶測まで飛び交う。実際に、昨年の秋に伝えられた米国の連邦機関の一時閉鎖はその深刻さを明確に示している。

何十年間も続いた政府改革・公共サービスの改革の結果が、こうした社会的な格差を拡大させ、自治体の財政運営をひっ迫させていることについてもう一度吟味する必要がある。

2. 混沌の中の福祉国家モデル

混迷する福祉国家モデル

ここまで、1970年代以降、英米が歩んできた政府改革・公共サービス改革の流れを概略的に見てきたが、2つの国とも、完全な成功を収めるには至っていない。むしろ、福祉国家の後退が目立ち、政府改革や公共サービスの改革の名に相応しいのかが疑問である。

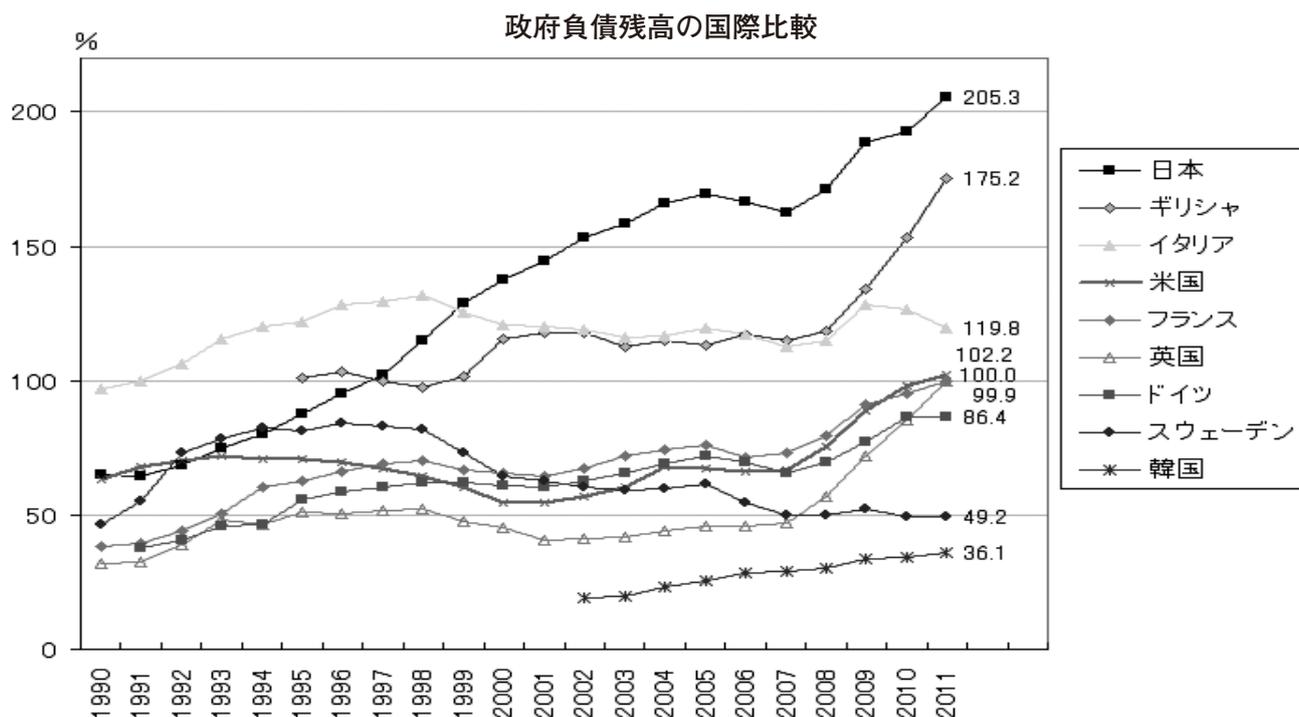
改めて言うまでもなく、戦後の福祉国家の構築により公共サービスの量・質ともに飛躍的に発展に寄与し、揺りかごから墓場までがその対象として各種の公共サービスが提供されているが、その

前提は財政的安定であった。

しかし、高度の経済成長の中での富の再配分がまんべんなく行き届く社会を目指したこれまでの「人口ボーナス社会」とは異なり、低成長や累積赤字の増加、少子高齢化、社会インフラの老朽化など、いわゆる「人口オーナス社会」に転じた現在において、先進諸国を含め、従来のような福祉国家を維持していくことはそう簡単なことではない。

世界の成長モデルとして、また成熟した福祉国家のモデルとして注目を集めてきた欧米諸国においてさえ、リーマンショック(2007年)やギリシャの財政破綻に見られるように、安定した福祉国家の維持には多くの課題が山積している。特に、膨大な財政赤字を多く抱えている国々においては、財政の健全化という喫緊の課題に対し、増税や政府減量、公共サービスの縮小といった対案が示され、長期的な負の連鎖が始まっているように見える。

これらの国々では、政府をはじめ公共部門の権限縮小・規制緩和を進め、地方や民間・サードセクターに対する依存度を高め、「新しい公共」の仕組みを模索しており、そのプロセスの中で、福祉国家の多様な発展形態を模索する動きが広がっている。中でも、1990年に「福祉レジーム論」を



(出典) OECD、Economic Outlook 2012(No.92)

提起し、福祉国家研究の画期的な業績となったのがデンマークの社会学者エスピン＝アンデルセンである。彼は、先進各国を「脱商品化」と「階層化」という指標を用いてクラスター化した。すなわち、脱商品化とは、疾病や加齢などの理由で労働市場を離脱した人が生活を維持できるか否かの指標であり、給付の水準と受給資格によって計測される。また、階層化とは、各人の階層や職種に応じた給付が行われた結果、格差が固定化されているか否かの指標である。

この2つの指標で西側先進諸国を分析した結果、自由主義的福祉国家（アメリカ合衆国など）、保守主義的福祉国家（大陸ヨーロッパ）、社会民主主義的福祉国家（北欧）の3類型を析出し、福祉国家の発展は1つではないと論じた。

中でも、新しい福祉国家のモデルとして注目されている社会民主主義的福祉レジーム（北欧モデル）は、主にスウェーデン、ノルウェー、デンマークなどが採択しており、政府による所得比例（業績評価モデル）と所得移転（制度的モデル）の組み合わせが特徴である。

社会保障給付は政府による普遍主義的なもので、労働政策と併せて労働者の保護が最大限である。経済政策では政労使の協調（ネオ・コーポラティズム）に基づいて実施され、場合によっては同一労働同一賃金により弱い企業の淘汰を進める。それと同時に職業訓練や職業紹介などの積極的労働市場政策を通じて労働力の需給ギャップの解消に努め、社会保障支出をコントロールする。従って雇用の流動性は高い。これらのことから企業の

競争力が高くなり、グローバルズムへの適応力が高いと言われる。しかし、その過程において競争力を持つ大企業のみが生き残りやすいために、しばしば税収などで特定企業に依存することになり、業績悪化がダイレクトに国家予算に影響を及ぼすことがある。

日本・中国・韓国などのアジア諸国において見られ、伝統的に家族主義の下で維持されてきた「家族主義的福祉レジーム」からすれば、どのモデルもメリット・デメリットはあり、その方向性を定めるのは容易なことではない。

「持続的発展」の中の「発展」(development) が意味するもの

どのような福祉国家モデルを選択するかは政治をはじめ国民の中での合意形成が重要な課題であるが、ひっ迫する財政状況の中での合意形成は、将来の公共サービスの負担に対する再考と世代間のバランスを十分に考慮すべきである。

その際、是非考えてもらいたいのが、社会の持続的発展がもたらす発展した社会の形である。よく引用される戦後の高度成長は、経済的な豊かさをもたらし、中央集権システムの中でその富をナショナルミニマムとして配分する形で社会発展を進めてきた。この過程において道路や鉄道などの交通網をはじめ、水道、病院などの多様な社会インフラが整備され、地域格差も問題はあるにせよほとんどの公共サービスが政府サービスの形で提供され、欧米諸国に比べても遜色のないレベルに達している。言い換えれば、明治維新以降の近代

福祉国家レジーム

類 型	主な特徴	所得再分配の規模	給付の対象・性格	福祉と就労支援の連携
自由主義レジーム (アングロ・サクソン諸国)	市場の役割大	小規模 (小さな政府)	生活困窮層向け給付が多い。 選別主義	強 ワークフェア (就労が給付の条件)
社会民主主義レジーム (北欧諸国)	国家の役割大	大規模 (大きな政府)	現役世代向け、高齢世代向けともに充実。 普遍主義	中 アクティベーション (雇用可能性を高める)
保守主義レジーム (大陸ヨーロッパ諸国)	家族・職域の 役割大	中～大規模	高齢世代向け給付が多い。 社会保険は普遍主義 公的扶助は選別主義	中～強 (強化傾向)

(出典) 厚生労働省『厚生労働白書』、2012年版、84頁

化政策の目標は達成され、欧米諸国より発展している分野も少なくない。

近代化の推進や経済的発展がすでに達成されている中で、日本社会の次なる発展の形はいかなるものなのかが必ずしも明確に示されていない。例えば、これまでの日本型福祉社会のネクストステップとして上述した北欧モデルを掲げる識者も少なくはないが、人口1億2,000万人を有する日本社会のスケールからみて人口1,000万人のスウェーデン型社会福祉モデルが容易く適用できるモデルではないはずである。高齢化の深化に伴い、年に1兆円ずつ増える社会福祉の財源捻出のために行われた消費税の3%引き上げをめぐっての混乱ぶりを目の前に、社会保障に係る国民負担が所得の約6割を占めている北欧型モデルの可能性を論じること自体アイロニーである。

公共サービスをめぐる日本社会の次なる発展を探るためには、これまでの量的成長から質的な成長に向けての基盤づくりが必要であり、首都圏をはじめ大都市圏を中心に構造化された「不均衡成長」の形を変え、均衡のとれた発展を目指すことが必要であり、その手がかりは地方分権の推進にあるといえる。

また、これまで量的発展を示して来た1人当たりの国民所得や国民総生産（GNP）・国内総生産（GDP）などの指標には限界があり、共同体やコミュニティ、社会的安全や安心、自然との共存や生活の質など、成熟した社会の健全な発展に欠かせない様々な要素が欠けている。例えば、経済的指標としての国民所得が4万ドルを超える米国における貧富の格差や生活保護者が200万人を超える日本の現状からみて、量的成長だけを示すこれらの経済指標のもつ限界を感じることは当然かもしれない。

「3.11」以降、社会的安心と安全を望む声は大きなうねりとなっており、より安全で安心できる社会づくりへの転換が社会的課題となっている。この社会的転換を際して、量的成長や不均衡発展の形を修正し、まずは補完性の原理に沿って分権型社会を進め、豊かな地域社会の構築を次なる発展として位置づけることが必要である。

3. 「新しい公共」の担い手論の再考

古い公共の現況と課題

今まで見たとおり、約30年以上続いた英米の政府改革・公共サービス改革がいわゆる持続的成長の発展形を示さない中で、欧米追従の市場主義的改革が成功を成し遂げ、新しい公共の下支えに成りうることはない。

政策論の世界では、政府政策は政策ニーズとは関係なく、組織の都合により毎年少しずつ増加すると考えられ、増え続ける政府の仕事に対する組織再編や歳出抑制などの合理化を進めているが、その際の基準は、従来の公共サービスの安定的継続であり、住民の安全・安心に対する政府保証の原則的な部分はあまり変化しない。

2009年の政権交代以降、民主党が提唱し、社会的な議論的となった「新しい公共」は、政府機能の補完を民間や市民社会に委ねようとするものであるが、これまで政府が担ってきた公共サービスの補完できる力量を有しているのか、改めて考えてみる必要がある。すなわち、新しい公共に対比される「古い公共」は、どの点において問題があり、その問題の修正はなぜ不可能なのかについての吟味が先に行われるべきである。

例えば、従来からの公共の担い手である、公的部門（国・自治体など）と民間部門、そして町内会や自治会などの近隣組織の機能不全が明らかであるならば、その機能修復なくして、新しい公共への移行はできないはずである。

政府や自治体の財政状況は、改めて説明するまでもなく火車であり、1,000兆円を超える負債残高の上で、毎年国家予算の半額以上を新しい国債発行により賄っている。そのため、中長期的にはプライマリーバランス（基礎的財政収支、国の財政収支の状況を表わす1つの指標として、国の収入のうち、国債発行による収入、つまり国の借金を除いたものから、国の支出のうち、過去に発行した国債の償還と利払いを除いたものを比較した場合の収支バランスをいう。）の黒字化が目指される状況にあって、国や自治体の財政拡大による公共サービスの維持ないし拡大は望めないのが現

状である。もちろん、こうした債務残高だけでの議論は、膨らむ借金のみを目を奪われ、政府の構造改革や成長戦略の有効性を奪ういわゆる増税優先の考え方に主導された議論かもしれない。いずれにしても、地域社会の持続的な発展の可能性を模索する上で考慮すべき課題である。

2000年代以降、注目を浴びている「新しい公共」には、こうした政府の機能不全に対する処方箋になることが期待されているが、問題の改善のためには、より確実な対案が必要に思われる。すなわち、新しい公共に対し、今までの公共を担って来たいわゆる「古い公共」はどうかを検証する必要がある。古い公共の中では、政府以外の補完的主体が政府機能を担当しており、民間企業、労働組合、市民団体なども従来からの公共の一翼を担って来た。ここでは、①地縁組織（自治会・町内会など）、②非営利団体（NPOなど）、③労働組合の3つを中心に述べる。

自治会・町内会の現状

地域の生活という側面から見れば、もっとも代表的なものとして、町内会・自治会のような地縁組織である。まちに住む誰もが、地縁組織に入り、まちの様々な活動に参加した時代もあったが、その地縁組織の参加率は都市化とともに減少し続けており、慢性的な担い手不足に悩む自治体も少なくない。

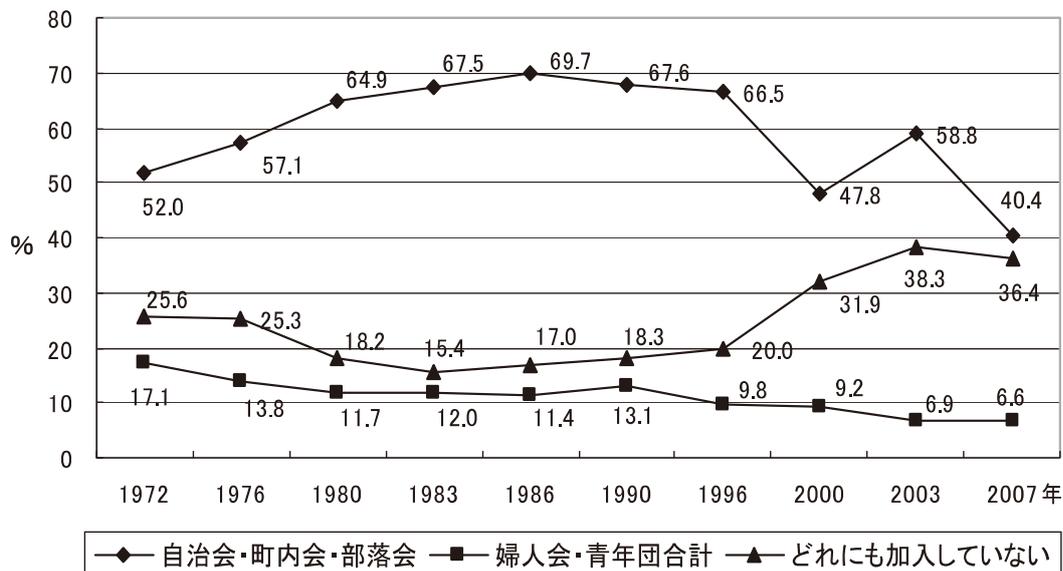
周知のとおり、自治会や町内会などは、「地縁団体」として、良好な地域社会の維持と形成に資する地域的な共同活動を行う目的で設立されており、総務省が行う「地縁による団体の認可事業の状況等に関する調査」（不定期、概ね4～5年に1

回）によれば、全国には29万4,359の団体があるが、そのうち、地方自治法に基づき不動産や不動産に関する権利などを保有するために当該の市町村長の認可を受けたいわゆる「認可地縁団体」は3万5,564団体である（2008年4月1日現在）。これらの認可地縁団体は、回覧板や会報の回付などの住民相互の連絡や区域内の環境美化、清掃活動のほか、集会所の維持管理、防災・防火、文化、スポーツ、レクリエーションなどの多彩多様な地域活動を担っており、「絆」をモチーフとする地域運営にとっては欠かせない存在である。

この地縁団体として町内会の歴史は古く、江戸期の十人組から出発し、戦前の総動員態勢の中では行政の下部組織として機能し、戦後改革の中でGHQの命令によって一度は解散されたものの、その後一部は町内会として存続し、一部は自治会に改称しながら、今日に至っている。

しかし、従来の公共の最重要の担い手である自治会・町内会などは、共通の課題の前に地盤沈下を起こしている。すなわち、加入率の低下、会員の高齢化、役員の継続困難という難題がそれであり、担い手の不足に悩まされている。担い手の不足は、自治会・町内会だけではなく、消防団、PTA、民生委員など従来から地域を支えて来た多様な組織にも共通する問題であり、存続そのものが危ぶまれているのが現状である。下の図から

地縁組織等の加入率推移



(出典) 辻中豊ほか、『現代日本の自治会・町内会』木鐸社、2009、134頁

も分かるように、全国における加入率は、1986年の69.7%をピークに減少傾向にあり、2007年には40.4%となっており、どの組織にも加入していない人が3割を超えている。また、加入率による変化だけでは捉えないいわゆる「幽霊会員」の数も少なくない。都市よりは農村において担い手不足は日々深刻化を増すばかりである。

また、自治会・町内会のほかに、地域を支えて来た様々な組織離れも加速している。下の図でも分かるように、PTA、農林水産団体、商工組合、労働組合、宗教団体なども軒並みに加入率を下げ、同好会や趣味グループの増加傾向が見取れる。これらの変化原因は様々であるが、個人主義的な傾向が顕著であること、共同体意識が薄れていることがいえる。

幸いなことに、阪神大震災や3.11東日本大震災をきっかけに、地域コミュニティーの立て直しを考える機運が高まり、住民自治の観点から自らの手で地域コミュニティーを再構築する動きが盛んになっている。

NPOの成長と課題

次に、自治会・町内会などの地縁組織とは異なるが、阪神大震災の経験から急成長したのが非営利団体、すなわち「NPO」である。1990年代以

降の市民活動の中核となったこのNPOの成長は、長い間、眠っていた市民的自覚に目覚め、自らが地域と社会の公共活動に参加しようとする動きとして現れた。非営利団体は、1996年3月に制定された「特定非営利活動促進法」(NPO法、法律第7号)に基づき設立された活動法人であり、法制度の中には、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」(第1号)をはじめとする20分野が活動分野として規定されている。

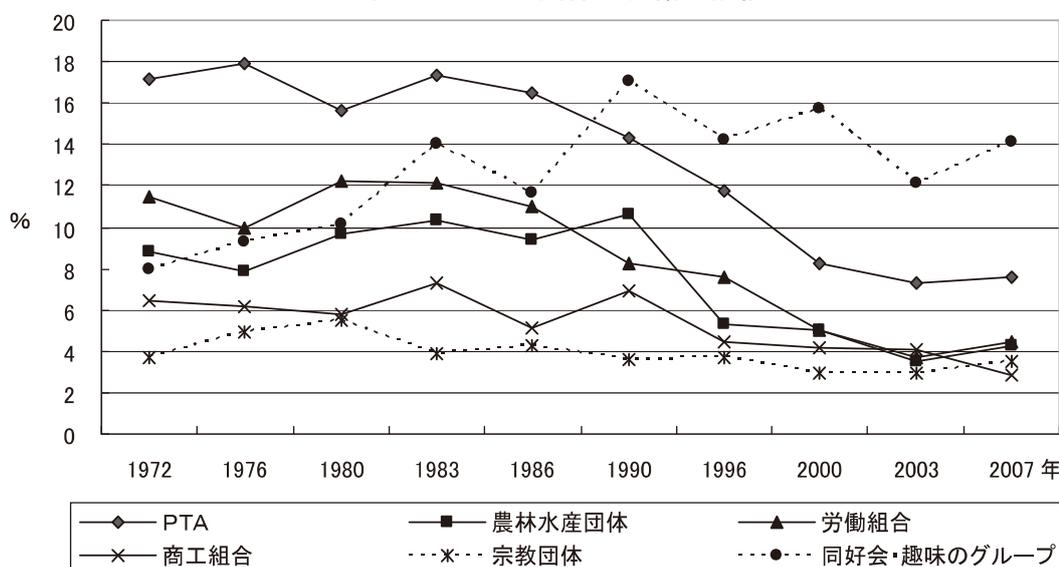
2013年9月末の時点でのNPO認定を受けた団体法人数は、48,244であり、上記の「保健、医療、福祉分野」(28,039法人)、「社会教育」(22,734法人)、「まちづくり」(20,882法人)に関心が高く、「農山漁村・中山間地域振興」(1,053法人)、「観光の振興」(1,163法人)が関心の少ない分野となっている。

NPO法人の数は、1998年のNPO法施行時の177法人から15年を経た2013(平成25)年9月には48,244法人への約272倍へと量的に拡大したが、NPO活動に対する制度的・財政的・人材的な限界も明らかになっており、このNPOが「新しい公共」の一翼としてしっかりと位置づけされるにはなお多くの課題をクリアしなければならない。

中でも、財政的な制約がもっとも重くなっており、NPO法人の収入総額の平均値は1,430万円、

500万円未満の法人が全体の約25%を占め、収入規模の少なさを物語っている。そのため多くのNPO法人では、いかに収入を確保するかに頭を悩ませている。収入総額の規模の大きい法人では、この収入の確保に加えて、人材の育成や組織のマネジメントなど、活動

地域社会における団体・組織の推移



(出典) 辻中豊ほか、『現代日本の自治会・町内会』木鐸社、2009、134頁

非営利団体制度の国際比較

	アメリカ	イギリス	ドイツ	日本（特定非営利活動法人）
認定機関	内国歳入庁	チャリティ委員会	税務署等	所轄庁 (都道府県、指定都市)
認定要件 (対象)	以下の要件を満たす団体 (内国歳入法第501条(c)(3)) ^(注1)	以下の要件を満たす団体 (2006年チャリティ法第2条)	以下の要件を満たす団体 (法人税法第5条(1)⑨)	以下の要件を満たす団体 (特定非営利活動促進法第45条)
本来事業 (公益性)	限定列挙 慈善、教育、宗教等	限定列挙 貧困の防止・救済、教育の 振興、宗教の振興等	限定列挙 慈善、教育、教会支援等	限定列挙 保健、社会教育、まちづくり等
	非営利性 利益・残余財産の私的分配 不可	利益・残余財産の私的分配 不可	利益・残余財産の私的分配 不可	利益・残余財産の私的分配不可
団体 への 優遇	法人税の 非課税範囲	本来事業 ^(注2) ※その他の事業については、収益 がチャリティの目的のみに用 いられる場合は一部非課税	本来事業 ^(注2) ※その他の事業については、収益 の一定額まで非課税	収益事業（34業種）以外
	投資収益	原則非課税	上に準ずる	原則課税
寄附金優遇措置	所得控除	所得控除等 ^(注3)	所得控除 ^(注3)	所得控除又は税額控除（控除 率は寄附金額の最大50% ^(注4) ）
	【限度額】 個人：所得の30%又は50% 法人：所得の10%	【限度額】 個人：給与支給額等 ^(注3) 法人：税引前利益	【限度額】いずれか大きい額 ①所得の20% ②年間売上高と支払賃金の合 計の0.4%	【限度額】 個人：所得の40% 法人：(資本金等の 0.375%×月数/12+所得 の6.25%)×0.5

(出典) 内閣府NPOホームページより転載¹⁾。

1 (備考) 非課税事業以外の事業には通常の法人税が課税される。また、非課税資格が認定されていない法人についても営利・非営利にかかわらず通常の法人が課税される。

(注1) 上記の団体の他、非課税資格を得られる団体は、米国ではない内国歳入法第501条(c)等に限定列挙されている。

(注2) 本来事業には、団体の本来の目的を達成するために付随的に行われる事業を含む。

(注3) 給与支給時にチャリティ団体への寄附金額を天引きする制度や寄附者の納税額の一部を国が当該団体に支出する制度がある。

(注4) 所得税の40%と個人住民税の控除の合計。個人住民税は、都道府県が指定した寄附金は4%、市町村が指定した寄附金は6%、双方が指定した場合は10%控除される。

※アメリカ、イギリス、ドイツについては、平成22年度、日本について2010年1月現在の制度。

の質をいかに高めるかといった、新たな次元の課題も抱えることになる。

また、NPOの社会的メリットの一つである「雇用の創出」という面からは、専門の有給スタッフの雇用が難しく、そのほとんどが非正規職として兼職の状況あり、事務局長さえ、平均収入は約18万とされている（厚生労働省、NPO法人における雇用とボランティアの現状参照）。平均年齢63歳、60歳以上が全体の65%を占める一方、40代以下は約12%という調査結果（日本政策金融公庫総合研究所「NPO法人の経営状況に関する実態調査」2011年）からは持続的な活動に対し不安が残る。

NPO法人に限る問題ではないが、市民社会の諸活動を新しい公共の中核に位置づけ、従来の政府頼みの公助ではなく、自助や助け合い（共助）を社会運用の原動力として活用して行くためには、管理行政から脱皮し、税制の優遇などより柔軟かつ積極的な発想の転換が必要である。

上記の表は、NPO制度に関する法制度を英米独と比較したものである。NPO団体への優遇のうち、投資収益や寄附金優遇措置の差を除けば、法律の枠組みはほとんど同一であることが一目で分かるが、欧米社会における宗教的基盤の違いやその宗教に基づくボランティア活動が加わった実態の面では、大きな開きが生じているといえる。

英米のボランティア活動の示唆

例えば、建国以前の1600年代からボランティア活動を伝統としてきた米国では、政府統計によれば、全国に150万の民間非営利団体があるとされ、2010年には国民の5分の1にあたる6,200万人以上がボランティア活動に従事し、延べ80億時間、経済価値としては1,730億ドルに達しているといわれる。主な活動分野は、慈善団体・非営利団体のための募金活動（26.5%）、食物の調理・配給（23.5%）、清掃・高齢者の自動車送迎などの普遍

的労働・輸送（20.3%）、学習指導（18.5%）、青少年に対する助言・指導（17%）などである（米国大使館広報2012年8月、全国及び地域サービス公社〔CNCS〕）。

米国におけるボランティア活動は、こうした歴史的伝統にくわえ、1996年にはクリントン政権の下で、社会福祉法の改正（1996）が行われ、その中に「慈善的選択」条項（The Charitable Choice Provision）が盛り込まれたが、この「慈善的選択」とは、宗教団体が政府と契約を結び、その助成金を受け、宗教的な色合いを維持しながら、ホームレスや麻薬、アルコール中毒などの社会問題、社会福祉サービスの提供に参加できるようにしたものである。この慈善的選択により、社会福祉サービスの受給者は、どの宗教団体のサービスを受けるのか、また、宗教団体以外のサービスを受けるかを自ら選択できるようになった。

他方、ボランティア活動における排他的な意味合いを強調する英国においては、チャリティ（Charities）という概念に明確に示され、その目的を「貧困の救済」、「教育の振興」、「宗教の振興」、「地域社会への利益貢献」の4つの公益性を掲げ、そのうち一つでも認められると非営利団体となる。1990年代末には、約50万のボランティア団体、約27万のチャリティ団体があり、そのうち17万のチャリティ団体が独立した公的機関であるチャリティ委員会に登録され、税制の優遇措置のほか、財団や基金からの無償援助基金が得られるとともに、社会的な信頼の高さの故に一般市民からの寄付金も集まりやすいといわれている。このチャリティ組織は、1601年のエリザベス女王の公益法からであり、1979年のサッチャー政権が福祉国家政策を抜本的に改革する際にはこのチャリティ・ボランティア組織を社会福祉政策の柱とし、これらに対する優遇税制措置が取られた。その後の政権においても、「コミュニティケア法」や「チャリティ法」の改正が行われ、ボランティアとチャリティ活動は、慈愛という宗教的・文化的・制度的基盤の上で力強く活用されている。

こうした英米やヨーロッパにおける宗教を基盤としたボランティア活動は、チャリティ団体や非

営利団体としてのみならず、広く市民活動の中心をなしており、それぞれの伝統の中で、政府との役割分担として、時には主役として、時には脇役として、補完的な関係にある。社会福祉をはじめほとんどの公共サービスが政府主導で行われる日本にとってはこの点を看過してはいないのか。言い換えれば、欧米諸国で先行する新しい公共の議論の背景には、宗教を基盤とする政府サービスの補完装置が制度的に動いているのに対し、日本のそれは「宗教的基盤なきボランティアリズム」となり、新しい公共論に誤算ではないかという心配である。もし、この点に対する代替案がないのであれば、新しい公共の限界は自明の理であろう。

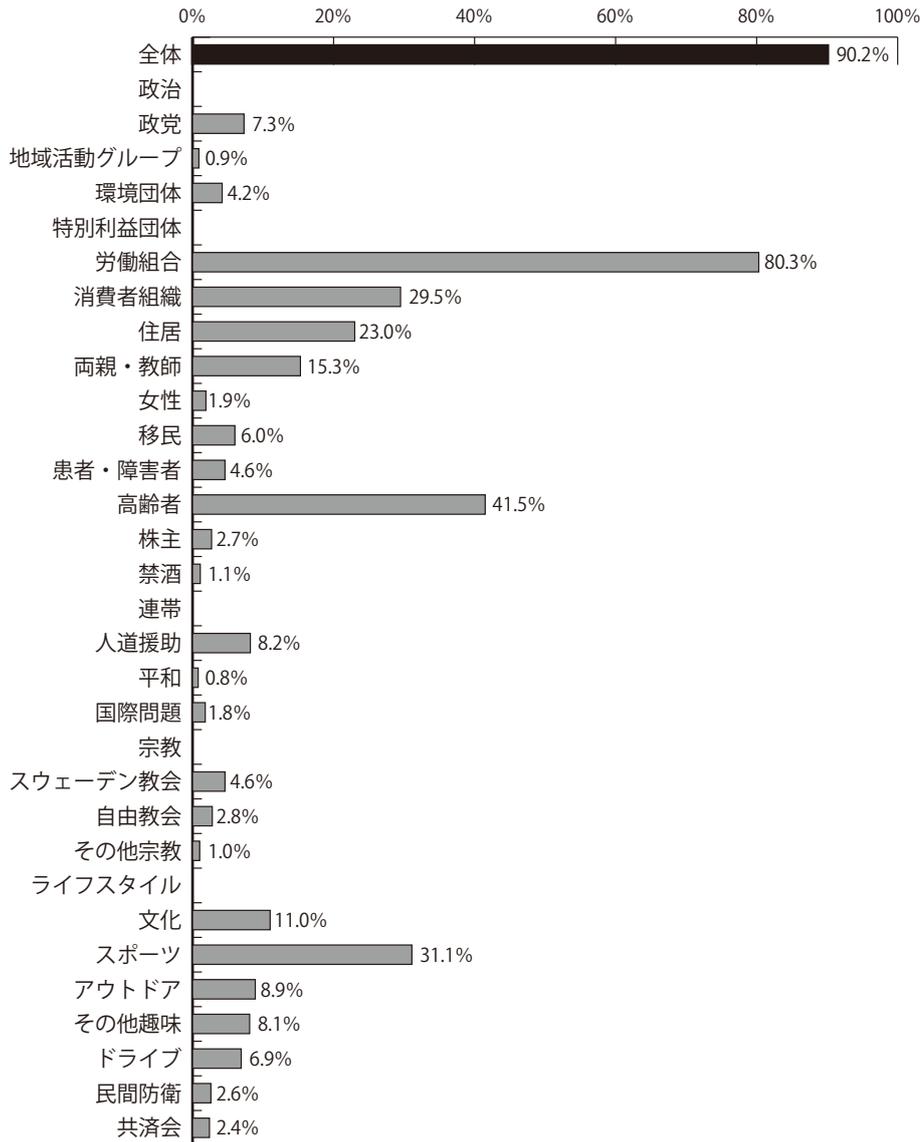
北欧の労働組合活動の示唆

従来の公共を支えて来た担い手の一つに労働組合がある。政治的色を帯びていることから、政治的な利害関係の側面から見られることが多いが、労働組合の活動は地域社会を支えているもっとも組織化された担い手である。例えば、「働くことを軸とする安心社会」を活動方針とする連合（日本労働組合総連合会）の活動の中には、労働者に係る諸問題のみならず、地域社会の形成と維持に必要な諸活動が含まれており、特に3.11東日本大震災からの復興・再生に向け、被災者の生活再建や、被災地の産業再生・雇用創出などにつながる取り組みを行っている。また、自治労（全日本自治団体労働組合）における自治研活動は、地域の自治形成において重要な役割を担っており、これらの活動が地域社会を支える基盤の一つとして定着している。

これらの労働組合の諸活動において地域社会との連携が強調される理由は、労働活動が社会活動の基本であり、人々の生活や地域社会の原動力であり、地域社会と共同運命の関係にあるからである。

先進的な福祉モデルとして知られている北欧、とりわけスウェーデンにおいては、労働組合は政治的なプレーヤのみならず、地域社会の支えとして、相互扶助精神を実践している。中でも、スウェーデンにおけるボランティア活動は、個人

ボランティア組織への加入割合



(出典) 文部科学省『諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究報告書』2007、221頁

ティア活動よりは、自分のため、あるいは自分が所属するグループのため、仲間のため、という意識が強く、一種の余暇活動として捉える傾向が強いためである。当然ながら、これらの活動は、基本的には当事者同士の組織であり、公益的というよりも共益的な志向が強い。

ボランティア組織への加入割合

左の図は、やや古いデータであるが、スウェーデンにおけるボランティア活動の組織別加入率を示しているものである。80.3%として「労働組合」がもっとも多く、「高齢者団体」(41.5%)、「スポーツ団体」(31.1%)の順である。個人的よりは組織的、公益的よりは共益的、使命感よりは余暇生活というスウェーデン独特のスタンスかもしれないが、ボランティアがあくまで自発的活動であることを考えれば、こうしたスタイルも良いのではないかと。

ベースではなく、組織を媒介した活動が主流であり、特に労働組合に所属して行われるのが一般的である。約184,000団体(1998年末現在)が非営利団体として登録されているスウェーデンでは、非営利の概念が広いといわれ、一般的な「nonprofit」(利益の非配分)ではなく「not for profit」(営利を目的としないで社会的目的の実現を第一義とする)と捉えられている(文部科学省『諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究報告書』2007、214頁)。

また、ボランティア活動の動機の中でもっとも多いのは、組織活動への興味や参加であり、その割合は過半数(56%)を超える。その理由としては、他人に対する個人ベースの直接的なボラン

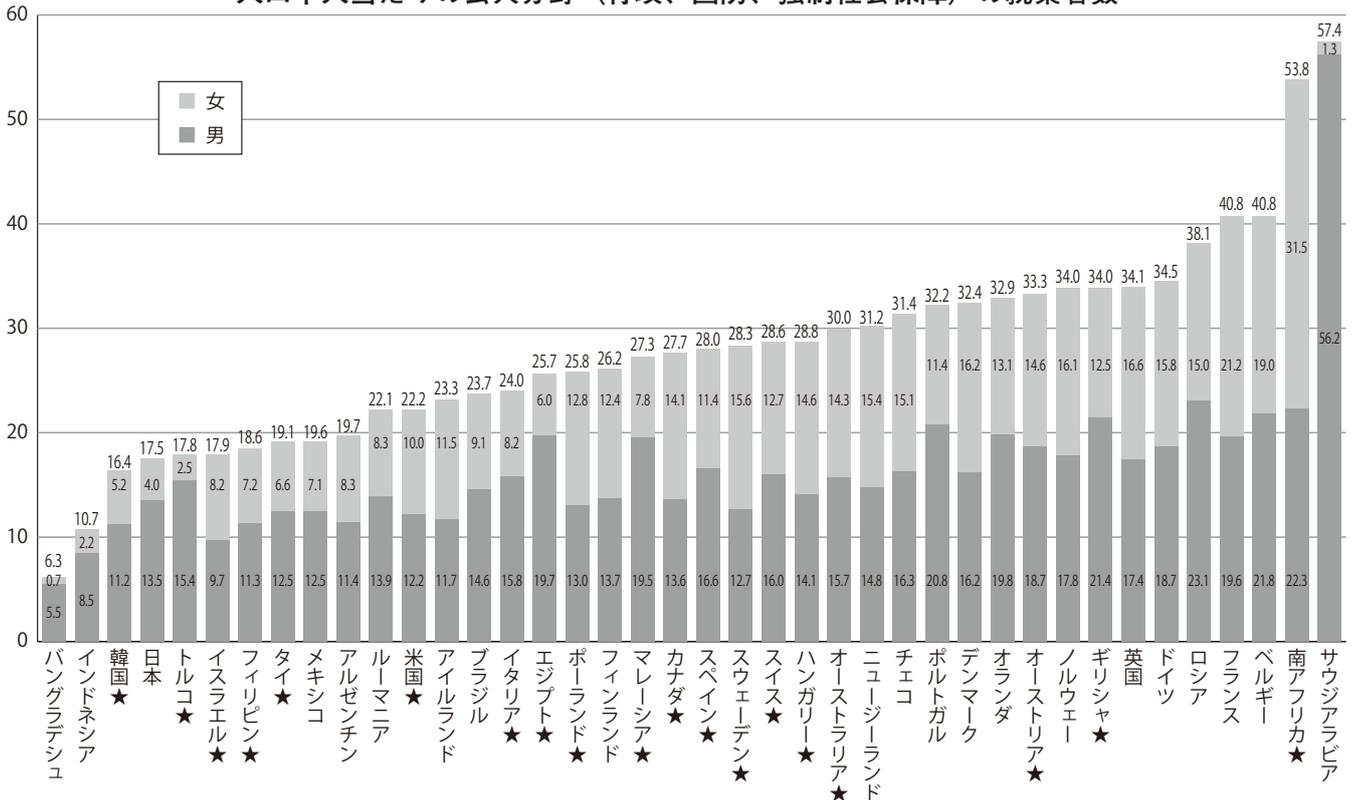
安心・安全の

「公共サービス社会」の再構築

さて、今まで、1970年代以降、財政赤字の克服を目指して進められた英国及び米国の政府改革の歴史を概略的に整理するとともに、政府依存からの脱皮のために模索されている新しい公共の現状と可能性について、国際比較と示唆を交えて、その可能性と課題を眺めてみたが、行政改革と称される政府改革・公共サービス改革は必ずしも成功しているとはいえない。

英米においては、30年改革を通じて、一時的には財政悪化から回復する傾向も見られたが、これは人員削減、いわゆるリストラによって得られた

人口千人当たりの公共分野（行政、国防、強制社会保障）の就業者数



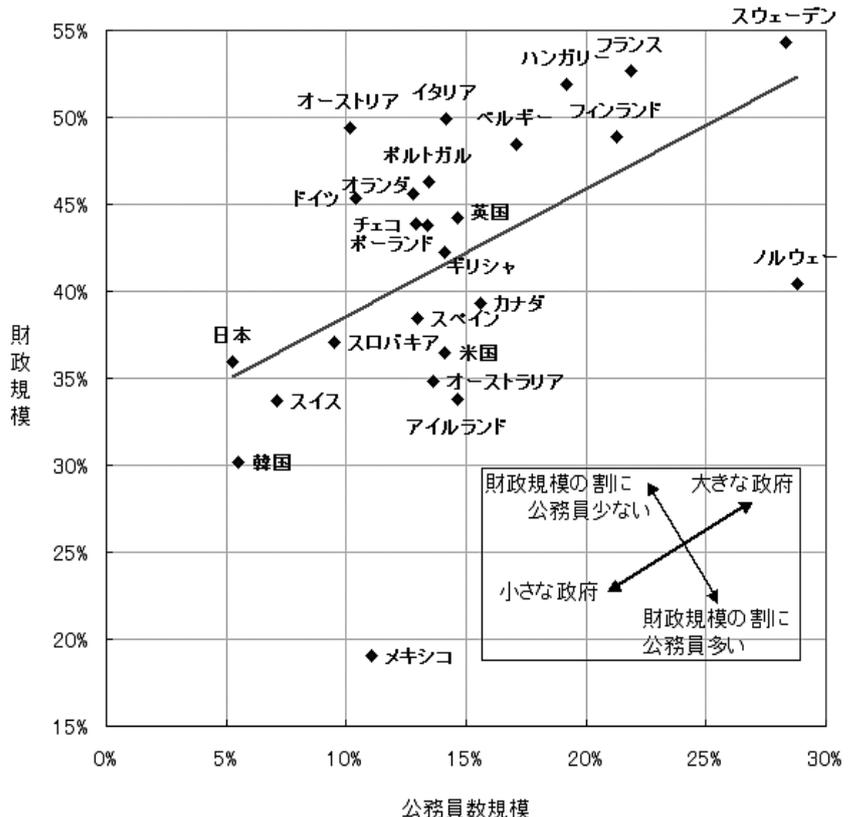
(出典) 総務省統計局『世界の統計2011』（軍隊及び義務兵役は除く。）

短期的な成果であり、長期的な観点から見て、財政規律の確保と公共サービスの充実化という政策バランスの確保には失敗しているように見える。財政規律のための政府改革の先には、新しい形の政策需要が待ち構えており、ドラスティックな構造改革を進める際に生じる社会的緊張や対立を勘案すれば、市場主義的改革の効果には疑問が残る。実際、30年改革を進めて来た英米の債務残高は年々増加の傾向にあり、市場主義改革路線は第3の道へと舵を切っている。日本の場合も、同じ軌道修正が必要であるが、国際的な比較から見て、日本の公共部門、特に公務員数は平均値を下回っており、公共サービスの最重要な担い手としての役割の側面から、現況のような抑制傾向は改める必要がある。

また、財政規模と公務員数による国際比較から見ても、日本の場合は、財政規模に比べ、公務員数は格段に

小さい、いわゆる「小さい政府」となっている。下の図でも分かるように、北欧のスウェーデンや

OECD諸国における財政規模と公務員数の国際比較



(出典) OECD、Government at a Glance、2009

ノルウェーとは正反対であり、欧米諸国に比べても、公務員数は圧倒的に少ない。小さい政府のレベルを超えて「極小の政府」になっている。もちろん、政府改革の定番メニューとなっているキャリアシステムや再就職管理（天下り）など、公務員制度に関する課題は山積しているが、一部の特権的官僚の問題を全体の公務員制度の問題にすり替えて議論するのはアジェンダ設定の誤りであろう。

欧米諸国など主要な国々においては、それぞれの固有かつ普遍的な政策課題を抱えており、財政状況の善し悪しは一律には判断できない。また、財政状況を示す各種の経済指標の有効性にも疑問がない訳ではないが、総じていえば、人口の少ない、基盤産業がしっかりしている国々の経済指標がもっとも高い水準となる傾向があり、シンガポールやスウェーデンがその典型である。

人口1億2,000万人の日本にとって、かつての追いつき追い越せの近代化のように、容易く真似できる福祉国家モデルはもはやない。人口1億以上を有する先進国は、多民族国家で連邦制をとっている米国以外はないが、その米国の社会福祉は、オバマケアの推進に見られるように、日本制度を目指しているといわれている。

かつてのイデオロギー対立の終焉と経済的グローバル化が広がる国際社会では、唯一無二の福祉国家モデルはもはや存在しなくなり、目標喪失のまま混迷しており、従来からの政策プレーヤとして財政赤字に苦しむ政府、利潤確保のため厳しい競争の渦中にある企業、そして新しい

公共の担い手として、自立できていない市民社会がこれからの公共サービスを担って行くことになる。

この市民社会が主役となる新しい公共の構築のためには、政府機能の再考の下で分権改革の徹底及び規制緩和の徹底がその前提であるが、社会的主体の強化が不可欠である。そのために、英米とスウェーデンの事例から得られた示唆に着目し、NPOをはじめとする市民社会の活動を全面的にバックアップする制度設計が必要である。英米のような宗教的基盤のない日本において市民活動を活性化に導くための処方箋を考える必要があり、従来からの政府サービスとあわせて、自治会・町内会、NPO、労働組合などの市民社会組織が公共サービスを補完できる体制づくりに向けた政策的イニシアチブを確保しなければならない。その際、設立要件や税制の緩和、優遇措置の拡大、インターンシップの活用による担い手の確保などもその有効な手段となるが、いずれの試みも性悪説に立つ狭い管理的思考の下では、活用されないはずである。思い切った市民社会による、市民社会のための、市民社会の制度でなければ、従来のメニューの一つ追加で終わることになる。

欧米のモデルだけに追従し、財政的不安をあおり、増税によって、何とか従来の社会構造を維持しようとする「根拠なき悲観論」と、政府もダメ企業もダメ、市民社会の潜在的可能性だけを強調する「対案なき楽観論」へ警鐘を鳴らし、より確実な対案である「社会資本としての公共サービス」の再生に向けて確実な努力をする時期である。

筆者紹介

シン
申
ヨシチヨル
龍徹氏

千葉県地方自治研究センター主任研究員
法政大学公共政策大学院客員准教授

1969年韓国ソウル生まれ

<専攻> 行政学・地方自治・国際関係論

<著書> 「東アジアの公務員制度」(共編著)、「アジアの中の日本官僚」、「自治体経営改革」

市長インタビュー

鴨川市長 長谷川孝夫



は せ が わ た か お
鴨川市長 長谷川孝夫

1948（昭和23）年鴨川市生まれ、65歳。
千葉県立長狭高校、玉川大学卒業、千葉県教育庁勤務を経て、鋸南町立佐久間小学校校長、鴨川市教育長、2013（平成25）年3月鴨川市長当選。

〈インタビュー日程〉

- ・日 時：2013年 12月 17日（火） 13:30 ~ 14:45
- ・場 所：鴨川市市長公室
- ・聞き手：佐藤晴邦・千葉県地方自治研究センター副理事長
高橋秀雄・千葉県地方自治研究センター副理事長
申 龍徹・千葉県地方自治研究センター主任研究員

〔図〕鴨川市の位置と市域図



新・鴨川市全域図



〔鴨川市紹介〕鴨川市は、2005（平成17）年2月11日に旧鴨川市と天津小湊町の合併により誕生した。房総半島の南東部、太平洋側に位置し、温暖な気候と美しい海岸線など自然環境に恵まれているほか、日蓮聖人ゆかりの神社・仏閣など豊かな歴史を誇るまちでもある。

今後は、「自然と歴史を活かした観光・交流都市」を将来像に、南房総の中核都市として更なる発展を目指している。鴨川市の人口は、35,766人（平成22年国勢調査）であり、面積は、191.30平方キロメートルである。主な産業としては、全国的な知名度を有する総合海洋レジャー施設を中心とした観光業のほか、良食米との評価が高い「長狭米」、豊富な農産物や新鮮な魚介類、それらを活用した加工品等の、農業・漁業が盛ん。



インタビュー風景

(高橋) まず、はじめに、ご多忙の中、貴重な時間を頂いたことを感謝申し上げます。一般社団法人千葉県地方自治研究センターは、2009年の12月に一般社団法人の認可を受けて自治研究活動をスタートいたしました。私どもは、公共サービスの再生をはじめ、地方分権の中での地域に根ざした自治体政策づくり、それに関連する調査研究や交流活動を主な目標として活動しており、その成果を情報誌「自治研ちば」(年3回発行)を通じて発信しています。

この情報誌では、各種講演会の記録や県内自治体の活動などを紹介していますが、その一環として自治体の首長インタビューを行っており、今回は長谷川孝夫鴨川市長にお願いし、南房総の素晴らしい自然環境と文化的伝統を有する鴨川市のまちづくりについて伺うことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

長谷川市長は、鴨川市のまちづくりについて、市のホームページの中で、「今の鴨川市のまちづくりでは〈少子・高齢社会の到来に向けたまちづくり〉、〈地場産業を強化・活性化するまちづくり〉、〈東日本大震災後の新たな安心安全なまちづくり〉が課題である。」と述べていますので、この3つの点を中心にお話を伺いたいと思います。

(佐藤) 長谷川市長は、2013年3月の市長選で当選され、約8ヶ月が経ちましたが、市長になって、改めて感じる鴨川市の良さや市政の課題などについて伺います。

(長谷川市長) 私はこの鴨川のまちで生まれ、65年間住んでいます。この自然豊かなまちが大好きで、このたびの市長選に立候補し市長になりました。現在の鴨川のまちは先人や諸先輩がたの努力の結晶であり、今後はその努力をさらに発展させ、開かれたまち、安全・安心で暮らせるまち、住んで良かった、働けて良かったまちに、また住み続けられるまちにしたいと思っています。

この鴨川というまちは、山と海に囲まれた自然豊かなまちで、昔からこの豊富な資源による農・水産業が盛んです。また歴史や伝統文化の面においても日蓮聖人ゆかりの仏閣などが有名であり、さらに近年は本市出身の江戸期の彫物大工である波の伊八がブームとなって注目されています。

東京や首都圏から近いという地理的な良さにくわえ、医療・福祉施設が充実しており、また、プロ野球チームがキャンプを実施できる総合体育施設など、各種設備が整った教育・研究のまちでもあります。

私は、まちづくりのビジョンとして、教育によ



千葉ロッテマリーンズの鴨川キャンプ風景

る子育ての支援と医療基盤の充実によるまちづくりを進めたいと考えています。また、私は、鴨川市教育長時代の7年間を含めて、千葉県の教育行政での長い経験を活かし、まちの教育改革に取り組んでいます。中でも6・3・3・4制という現行の学制が良いのかどうかという点に疑問があり、鴨川市では、特に幼保一元化、小中一貫校、高大連携という部分に取り組んでいます。

(佐藤) 今のお話で鴨川市のポテンシャルが非常に高いことを感じましたが、市長が掲げている鴨川市のまちづくりの課題の中で、「少子・高齢社会の到来に向けたまちづくり」があります。鴨川市の人口減少の面で、市の総人口が4万人を切っており、他方では世帯数は増加しています。高齢者のみの世帯が増えていることだろうと思いますが、この人口減少、高齢世帯の増加という地方共通の課題の中で、鴨川市における対策について伺います。

(長谷川) 確かに、鴨川市を含むこの県南地域の4団体(3市1町)における人口減少は共通の課題であります。高齢化率も約33.1%で高い推移ですが、近年ではその減少幅が毎年約200人程度と縮小傾向にあり、ある程度歯止めがかかっていると思います。マスコミなどの報道でも、他市に

比べ、減少は少ない方だと言われます。その理由の一つに、亀田メディカルセンターという大きな医療機関があり、そこが雇用創出をしているからです。この亀田メディカルセンターで働く医師や看護師などのスタッフの総数は約4,000人程度です。この県南地域においては最大の事業所であり、医療産業が製造業を超えて、基幹産業となっています。この亀田メディカルセンターには約400人

の医師をはじめ若いスタッフが大勢いますので、これらの人々が地元で定住していることが、人口減少を緩和している理由だと思います。

もちろん、高齢化に対する完全な対策は難しいですが、私はこの高齢化を負(ネガティブ)の側面から見のではなく、ポジティブな側面を捉えたいと思っています。今時の65歳はまだまだ元気ですので、この方々を積極的に取り組むまちづくりを進めたいと考えています。政府も地方移住への定住政策を進めていますが、誰でも定年後の住む場所、生活する場所が必要で、自然豊かで医療設備が充実し、首都圏近郊という条件がそろっていることを活かしたまちづくりを進めたいと思っています。

実は、平成17~18年に比べ、平成25年現在の人口はそれほど減少してはいません。その背景には、教育を中心として子育て支援をしっかりとしていくことによって若者が集まる、といった理由があると思います。ポイントは、行政がとれだけ住民の目線に立てられるかです。

例えば、幼保一元化は現状の法制度では大変難しい問題ですが、鴨川市では「鴨川方式」といって、幼稚園と保育園を一つの施設に統合し、こども園と呼んでいます。これはおそらく県内では初めてだと思います。県への届け出は、幼保そ



小中合同運動会

れぞれを行っています。幼稚園は原則午前9時～午後2時の間だけです。働く父母からすれば、大変不都合なものです。そこで、こどもを預かる時間の長い保育園と統合し、午前9時の前の時間帯と午後2時以降の時間帯は保育園にお願いすることにしました。もちろん、追加の預かりですので、有料ですが、こうした父母や地元のニーズに応える政策は理解されるわけです。

ほかにも、小学校と中学校を一つの施設に統合し、一つの施設には小学校1年生から4年生まで、もう一つの施設には小学校5年生から中学生と一緒にして、ここでは部活も一緒にしていますし、小学校1年生から英語を教えています。

国においても英語教育については、小学校3年生からということを入れていきます。英語の必修化は国際化の流れからみて避けられないことだと思っていましたので、小学校1年生から取り組んでいます。この小学校1年生からの英語教育のために、小学校の先生を対象に、中学校の先生による英語研究も取り入れており、若い先生には大変評判が良いと聞いています。こうした教育への取り組みが子育て支援に繋がっていると思います。

このような努力の結果として、公立では初めての小中一貫校をつくり、さらに幼稚園・保育園・小学校を一つに統合するための取り組みを計画し

ています。

先ほど話した鴨川市の充実した医療施設の整備による医療費の軽減を通じて、その分を教育や子育てに回せることもその背景にあると思います。

ただ、こうした努力にも限界があり、定住人口を増やすことはなかなか難しい課題です。企業誘致なども同じで、そう簡単な話ではありません。そこで、定住人口のほかに、流入人口や交流人口を増やすという視点に着目しています。いわゆるスポーツ観光交流都市を目指すという考え方です。

鴨川市では総合グラウンドなどの整備に力を入れ、スポーツを通じた交流を積極的に進めています。ここで、千葉ロッテマリーンズの秋季キャンプが行われ、また早稲田実業や法政大学の合宿場としても活用されていますが、ここには雨天の時でも練習が可能な施設が兼備されていることからこれからも利用は増えるだろうと考えています。

できれば、2020年の東京オリンピック開催の際には、参加する選手団の練習施設として手を挙げたいと思っています。年平均15℃という恵まれた気候に、東京から近く、さらに充実した医療施設がありますので、練習のみならず選手の体のケアという側面からも好条件であり、絶好のチャンスだと思っています。

(佐藤) 鴨川市は、「鴨川シーワールド」という全国でも知名度の高い観光資源を持っており、海と山など自然豊かな地域ですが、この歴史や文化(お祭り)、自然環境などの資源を活かした観光戦略(地域活性化)が進められていると思いますが、特に力を入れている事業などがありましたら、市のPRも兼ねて教えて頂きたい。また、今年は、秋以降、相次ぐ台風で県内でも多くの被害が出ましたが、鴨川市では大きな被害はなかったのが心配です。この安心・安全なまちづくりの推進において、台風や地震などの自然災害への対策、そして道路や橋などの社会資本(インフラ)の老朽化に伴う対策が喫緊の課題と思いますが、鴨川市の対策について伺いたい。

(長谷川) 東日本大震災の影響もありますが、鴨川シーワールドの入場客数が約500万人から400万

人に23.1%減少しています。ほかの施設も同じで、13%ほど減少しました。今年は回復していますが、さらなる発展のためには、もう少し工夫が必要かと思っています。鴨川市では、従来の観光では欠けていた体験を取り入れた滞在型観光を目指しています。鴨川市は、1日5,500人の宿泊ができるキャパシティを持っていますので、自然体験をメインとし、自分で調べ、歩く、焼き物や田植えなどの直接的な体験をモチーフとして活用できるように考えています。

また、市内の食堂等による「おらが丼」キャンペーンをおこなっています。それぞれのお店が海鮮丼、天井、かつ丼など地元産の素材にこだわり、様々などんぶり料理を創意工夫して売り出さいただき、その総称として「おらが丼」を宣伝しています。

鴨川市では、鴨川観光プラットホーム事業を策定しています。市役所をはじめ観光協会、商工会、宿泊関係などの皆さんの協力を得て、総合窓口を設置していますが、ここに連絡して〇〇がしたい、〇〇が食べたい、〇〇で泊まりたいと希望を伝えれば、みんなのネットワークを使って一緒になってその実現を手助けする仕組みです。

また、鴨川シーワールドとならぶ観光資源である大山千枚田で「棚田の夜祭り」を企画しました。東日本大震災からの復興を祈念し、子どもたちのメッセージが書かれたキャンドルやたいまつなどを千枚田の輪郭をなぞるように設置したもので、3日間で4,000人を超える人々が集まり、大変好評をいただきました。大山までのシャトルバスを運行し、イベント参加費として500円をいただき、

そのうち200円分は買い物券として使えるようにしました。そのほかにも、28kmの海岸を利用したサマーフェスタなども行っています。

また、千葉ロッテマリーンズのキャンプには22日間で23,500人のファンが集まる人気ぶりで、経済的効果は約3億円とされていますので、地元のみちづくりには相当寄与していると思います。

あと、台風や震災などの自然災害、インフラの老朽化に対する対応です。この問題は、ソフトの部分の対応とハードの面での対応が必要だと感じています。

まず、ソフトの面ですが、私は、従来から安全・安心のみちづくりが重要なものだと考えてきましたが、東日本大震災を経験する中で考え方が少し変わりました。それは、防災や減災には教育が欠かせないことを実感し、また教訓として学んだからです。東日本大震災の際に、被災地では津波への対応で生死が分かれました。そこから、自分が先に逃げるのが如何に大事なのかを目標にすべきだと感じました。子供が逃げると大人も逃げることになるので、まずは自分の命を守ることから教えずにはならないと、モノを取りに戻ってはならない、人を呼びにいてもダメというのを徹底して教えるべきだと思います。

また、津波などの災害への対策は、住民と一緒にやるのが重要であると思います。市では、地域ごとに避難訓練をし、避難ビルなどの指定も行いました。自治会には職員を派遣して説明会を行い、防災対策として必要な部分には補助金を出しました。

ハードという面では、平成27年中には、校舎や庁舎などに対する耐震・改修工事を進めていまして、約28億円の費用がかかりますが、今年度中には終了する予定です。その際、昭和57年以前の建物で、耐震性に問題のある校舎などは統廃合の計画を策定中です。



おらが丼



(高橋) アクアラインの値下げにより首都圏からのアクセスの際に利便性が向上したと思いますが、鴨川市の観光産業への影響は出ましたでしょうか。

(長谷川) もちろん、値下げによる効果はありますが、逆に泊まることなく、帰ってしまう傾向もです。その足を留めるための工夫が必要だと思います。

(申) 今までのお話の中で、少子化に対しては教育改革による子育ての支援、高齢化に対しては医療施設の基盤整備と充実化という二本柱が見えてきたと思います。こうした住民本位のまちづくりと公共サービスの強化の際に欠けやすいのが、必要な公共人材を如何に確保するのかの視点だと思っています。すでに県内では、保育士・看護師・社会福祉士などの担い手が不足し、募集をかけても人が集まらなくて困っている自治体が多いと聞いています。これらの分野における人材確保の対策があるのかを伺います。

(長谷川) ご指摘のとおりですが、鴨川市では特に看護師の不足に悩まされています。亀田メディカルセンターの影響で、医者の場合、県の平均が人口10万当たり170人であるに対し、鴨川市は1,040人という計算になりますので、その辺の不足はあまり感じませんが、看護師の不足は深刻なものです。市では、先ほど申し上げました高大連携を利用した取り組みをはじめまして、県立長狭高校に医療系コースを新設し、卒業後は、亀田医療大学に進学するように体制を組んでいます。その際、奨学金制度を併設し、卒業の後に何年か勤務義務はありますが、亀田メディカルセンターに就職し、地元で定住できるように工夫を重ねています。

(高橋) 鴨川市の場合、亀田メディカルセンターがありますので、そこに依存してしまいますと、やはり大きな病院を優先する傾向が生まれ、いわゆるかかりつけ医などの体制が衰退していくことにもなるのではないかと思います。身近な医療体制の構築という側面から見て課題はないでしょうか。

(長谷川) もちろん、亀田メディカルセンターだけに任せるということはありません。そこは、1次・2次救急医療の棲み分けがしっかりしています。ただ、重い病気や急病の場合などは、救命救急センターに出向くこととなりますが、いずれにしても患者本人の選択が大きいと思います。

その点に関連してですが、鴨川市では、まずは病気にかからない丈夫な体作りが重要だと思いついて、健康づくりを進めるため、また福祉のさらなる充実のために福祉総合相談支援センターを設置しました。ここでは、従来の枠組みにとらわれず家庭の中の困りごとを相談できる専門家を置き、24時間体制でサポートを行っています。これも県内では初めての試みではないかと思います。

また、福祉や生活面での相談のために、地域支え合いサロンを運営していきまして、月2～3回ほど、一人暮らしの高齢者の方の生活や健康ケアなどを行っているところです。

(高橋) だいぶ時間が過ぎましたので、この辺でインタビューを終了したいと思います。本日は、お忙しい中、鴨川市が抱える現状と課題について、たくさんのお話を伺いました。お話の中からもご指摘がありましたが、やはり住民目線で立つこと、基礎自治体のまちづくりをしっかりしていくことへの努力が地方自治全体の力を高めることだと痛感します。これからの更なるご活躍を期待しながら、本日のインタビューは終了したいと思います。どうも、ありがとうございました。

(注) この記事は、インタビューをもとに、「自治研ちば」事務局で編集したものです。

「手賀沼ふれあい清掃」からまちづくりへ

—我孫子市職員組合の新たな自治研活動について—



我孫子市職員組合 書記次長 嶋田 繁

1 イン트로ダクション

(新たな自治研活動に取り組んだ背景)

千葉県北西部にある我孫子のまちに職員組合が設立されたのは市制施行以前の1955年。当時の旧我孫子町・湖北村・布佐町が合併し、新たな我孫子町が誕生した頃である。設立以降、我孫子市職員組合（以下、当組合）は職員の労働条件の向上のための運動に活発に取り組んできたが、それとともに、手賀沼浄化のためのせっけん推進運動や下総基地米軍機訓練基地化阻止問題、市内の被爆者に取材して作った「聞き書きヒロシマ・メモリー」の刊行、「憲法を考える市民の集い」の開催など、市民と連携したさまざまな取り組みを行ってきた。しかし私が初めて執行委員となった6年前には自治研部として特に定まった活動があったわけではなく、担当になった私自身、自治研活動とは何かよくわからないまま、時折、県本部の会合に出席するのみであった。

転機となったのは、2010年の第33回地方自治研究全国集会（名古屋市）への参加だった。全国の自治研活動の発表を見聞し、それに関わる人々の熱い思いに触れ、「自治体の組合がこんなに積極的に地域に出て、深くまちづくりに関わっているのか」と目からウロコが落ちた。そして「自分達にも何か始められることはないか」という思いが募った。これが現在の自治研活動を始めようと思った最初のきっかけである。

2 具体的な取り組みテーマの選定

しかしながら、組合員が（業務以外で）まちづくりに関わる機運を高めるためには何を活動テーマにすればよいか。しかも、一過性ではなく継続的な活動とするには、参加者が「やってみたら面白かった」と感じ、次回も参加しようと思ってもらうことが必要と考えた。まちおこしの活動か、調査研究のようなものか、なかなか考えが定まらなかったとき、以前業務で携わった「ふれあい手賀沼清掃」に思い当たった。

手賀沼は我孫子市の南側に広がる面積約6.5km²の湖沼である。かつてはウナギの名産地として知られ、漁師は船から湖水を掬って飲んだといわれるほど清澄な水域であったが、高度経済成長期に流域で宅地開発が進んで生活雑排水が大量に流入し、27年間連続で全国の湖沼の水質ワースト1となってしまった。国の北千葉導水事業により2001年度にワースト1は脱出したものの、かつての水質と生態系は未だ取り戻せていない。

この手賀沼の水質浄化の取り組みには国や千葉県、流域の市町村のほか、流域住民も共に参加してきた。その一つがふれあい手賀沼清掃で、手賀沼浄化に関わる市民団体や関係業界の組合、我孫子市などが実行委員会を組む、毎年12月に市民数百名が参加して行われている。

「ふれあい清掃に参加して我孫子のシンボル手賀沼をキレイにしよう!」。これなら組合員の共感を得られるのではないか。手賀沼浄化は当組合が深く関わってきたテーマであり、組合員が市民

と一緒に汗を流せる絶好の機会でもある。既存の清掃活動への参加のため独自性とインパクトには欠けるが、組合の負担は小さく“はじめの一歩”としては最適と考えた。早速、自治研部内で図り、執行委員会の了承を得て当組合の自治研活動として取り組むことにした。

3 過去4年間の取り組み概要

「手賀沼ふれあい清掃に参加しよう！」と組合ニュースで初めて組合員に参加呼びかけを行ったのは2010年冬である。どのくらい反応があるか全く自信がなかったが、当組合の現業評議会から8名の申し込みがあり計12名が参加。清掃当日には500名以上の市民が集まり、手賀沼公園から手賀沼ふれあいライン沿いの歩道や湖岸のアシ原で清掃を行った。当組合員も長靴を履いてアシ原に入り、ペットボトルや空き缶、ビン、レジ袋に入れた弁当容器、金属片、タイヤ、ビニールシート、布団などを引き上げた（写真1）。なお、清掃終了後には現業評議会メンバーが清掃参加者（市民）に花の種を配布して、現業評議会の活動PRも行った。

続く2011年には独自のポスター（写真2）も作って募集を行った。その効果か、この年には入庁1～2年目の若手組合員3名が参加し、現業評議会メンバーを含め前年より微増の14名の参加を



写真1：2012年の清掃で、アシ原から引き上げられたゴミの一部。この日に回収された不燃・可燃ゴミの総量は1,360kgだった。

得た。その後の2012～13年には、筆者自身は業務で参加できなかったが、他の自治研担当者が準備と当日の作業を全て引き受けてくれ、2012年が10名、2013年は20名の参加者があった。最近は組合員だけでなく家族（子ども）も参加してくれるようになり、活動の輪が徐々に広がっているのを感じている（写真3）。

なお、いずれの年も自治研担当者が趣向を凝らした福袋を準備し、組合参加者に配っている。これは参加してくれた組合員に「行ったらちょっと面白かった」と思ってもらえればと考えたからだ。「業務外でまちづくりや社会貢献に参加しよう」などと大看板を掲げると誰も参加しないので、“遊び”の要素というか、「ちょっと暇だから行くか…」と思ってもらえるくらいの気軽な雰囲気作りを心がけている。

4 現状の活動について（評価）

徐々に参加人数は増え、取組み自体の認知も進んできた。実績はささやかだが、「アクションを起こそう」という第一段階の目的は達せられたと考えている。その大きな要因の一つは、現業評議会メンバーが毎年積極的に関わり活動を支える力になってくれたことだ。これにより活動のベースが築かれた。最近も給食調理員の現業評議会メンバーから「自分たちが温かい豚汁を作るから参加

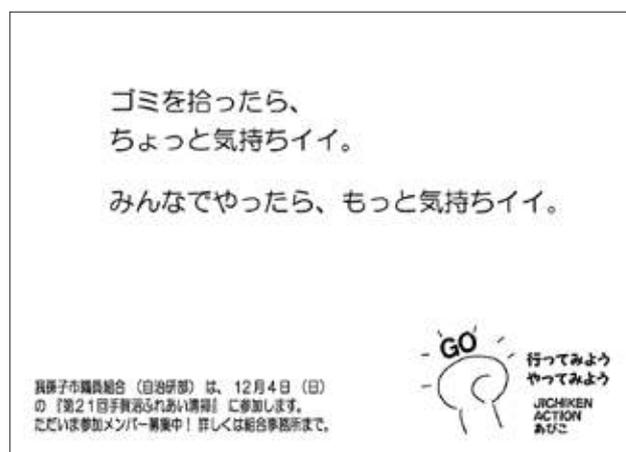


写真2：参加を呼び掛ける組合独自のポスター

した市民に振る舞ってはどうか」との提案が寄せられている。これはぜひチャレンジしたいが筆者の調整不足でまだ実現できていない。

一方で課題も多い。参加者数は微増だが、若手の組合員をほとんど取り込めていない。主な原因はPR不足なので、職員一人ひとりへ口コミでの参加呼びかけを粘り強く続けていこうと考えている。また当組合で最も人数が多く活発な青年部との連携を図りたい。そのためには自治研活動の企画・運営に担当役員以外の組合員に参画してもらい、取組みのアイデアを一緒に考える体制が必要とも思っている。さらには2013年秋に設立された当組合退職者会にも呼び掛け、世代を超えたつながりを作り、参加者の範囲を広げたいと考えている。

5 今後の展望

現在取り組んでいる「手賀沼ふれあい清掃」への参加は、当組合自治研部の具体的なアクション

として続ける予定であるが、そろそろ次の段階を考えるべき時期に来ている。現在のところ将来展望は全く見えていないが、一つだけ考えているのは、「我孫子市職員が業務外（プライベート）で地域のまちづくり活動にどのくらいかかわっているか（いないのか）」についてのアンケート調査の実施である。

内容は検討中だが、自治会や消防団、まちづくり協議会、NPOなどの組織・団体に関わっているか、関わっている場合には役割や課題、関わっていない場合にはその理由などを聞いて、まずは現状を把握したい。結果について今は全く予測できないが、そのステップを踏むことで、自治研活動の将来展望の構築に何らかの手掛かりが得られるのではないかと期待している。アンケートの内容や今後の展開についてはまだまだブラッシュアップが必要な段階であることから、今後、千葉県地方自治研究センターの月例会などで関係各位から率直なご意見を賜りながら進めていければと考えている。



写真3：清掃後に参加者で集合写真（2013年）

連載 10

数字で掴む 自治体の姿

— 歳出の状況(1) —
目的別歳出



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター 理事長

宮崎 伸光

(法政大学法学部教授)

●歳出の目的別分類

自治体は、単年度会計の原則を維持しながら、政策に基づく行政需要を出発点として、さまざまな要素を睨みながら歳入歳出予算を組みます。そして、年間を通じて行政目的を実現するために財政支出を行い、決算をもって歳出が確定します。この歳出額をどのような行政目的を実現するために支出したのか、すなわち「何に対して」支払われたものかという視点から区分することを歳出の目的別分類と呼びます。

歳入歳出予算の区分について規定する地方自治法第216条には「歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない」と記されており、これが目的別歳出分類の基本になります。地方自治法施行令第150条第1項には、「予算の執行に関する手続として」第3号で「歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従つて歳入歳出予算を執行すること」という規定があり、同条第3項ではその「目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない」という規定があります。この歳入歳出予算の款と項は、自治体議会の議決事項となりますので「議決科目」、目と節は執行手続きについての区分ということで「執行科目」と呼ばれます。

そして、地方自治法施行令を承けた地方自治法施行規則第15条には、第1項に「歳出予算の款項の区分並びに目…（中略）…の区分は、別記のとおりとする」とあり、第2項には「歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない」とあります。両者は微妙に異なる表現ながらも、ともに別記に定めを委ねていますが、その第15条別記の備考には弾力規定があり、実際の歳出予算に係る各自治体の款項および目の区分編成はさまざまです。

決算カードにも「目的別歳出の状況」が記載される欄があります。決算カードは、普通会計を対象としますから、各自治体それぞれに歳出予算と同じ区分で集計される歳出決算を基礎として、普通会計の数字に再整理する必要があります。普通

会計に関する決算統計の目的別区分は、地方財政状況調査において統一されています。その地方財政状況調査表の区分は、地方自治法施行規則第15条別記に示されている標準団体の歳出予算の款項分類を基本とし、さらに部分的に目の分類によって細区分した内訳を付すものになっていますが、決算カードにその細区分は載りません。個々の自治体の財政分析を行う際には、この地方財政状況調査表の細区分にまで分け入り、より詳しく調べることが有効です。

●決算カードにおける目的別歳出の分類

決算カードの「目的別歳出の状況」における分類は、市町村では、「議会費」「総務費」「民生費」「衛生費」「労働費」「農林水産業費」「商工費」「土木費」「消防費」「教育費」「災害復旧費」「公債費」「諸支出費」「前年度繰上充用金」の14区分で、最後に「歳出合計」も記載されます。なお、都道府県の場合は、「消防費」に替えて「警察費」になります。この区分の並びは標準団体の予算書の款と同じで、その最後14番目の款「予備費」に替えて「前年度繰上充用金」が配されます。

なお、地方財政状況調査表では、款に相当する目的別区分に漢数字で番号が振られています。同表の細区分を見ると分類の基準となる各目的のあらましが掴めますので、併せて下に見ていきましょう。

一 議会費

細区分はありません。

議会費は、議会に係るハードやソフトのあらゆる経費を含みます。

二 総務費

1 総務管理費、2 徴税费、3 戸籍住民基本台帳費、4 選挙費、5 統計調査費、6 監査委員費、のそれぞれに細区分されます。

総務費は、いわば「その他諸々の経費」とでも言うべき区分ですから、一概に「これこれの費用」とは言いにくいところがあります。なかでも総務管理費には、一般行政職の職員に対する賃金や種々の積立金、庁舎などの維持管理や建設に係

る経費など、まさにさまざまな経費が含まれます。なお、行政施策は職員や施設を通じて執行されますから、人件費や建物の維持管理ないし建設に係る経費は、それぞれの目的に応じて他にも分類されます。詳しくは、本連載の性質別歳出区分の説明をお待ちください。

三 民生費

1 社会福祉費、2 老人福祉費、3 児童福祉費、4 生活保護費、5 災害救助費、のそれぞれに細区分されます。

民生費は、いわゆる福祉関係経費です。児童福祉費には、保育園やいわゆる青少年の健全育成にかかる経費も含まれます。

四 衛生費

1 保健衛生費、2 結核対策費、3 保健所費、4 清掃費、のそれぞれに細区分されます。

衛生費は、健康政策や生活環境を改善するために係る経費です。医療、公衆衛生、精神衛生等に係る経費のほか、清掃費には、し尿処理や一般廃棄物の収集・運搬・処理に係る経費などが含まれます。

五 労働費

1 失業対策費、2 労働諸費、の2つに細区分されます。

労働費は、いわば旧労働省が所管する政策に係る経費で、市町村においては僅かな割合に止まります。このうち労働諸費には、雇用促進に係る経費や勤労青年会館の維持管理に係る経費などが含まれます。

六 農林水産業費

1 農業費、2 畜産業費、3 農地費、4 林業費、5 水産業費、のそれぞれに細区分されます。

農林水産業費は、労働費になぞらえて言えば、農林水産省が所管する政策に係る経費ということになります。このうち農地費には、土地改良費や土壌改良費などが含まれ、林業費には、造林や林道整備に係る経費、水産業費には、漁港建設費や漁港施設維持管理費なども含まれます。

七 商工費

細区分はありません。

商工費は、商工業の振興等に係る経費です。商

店街に対する補助事業や中小企業振興策に係る経費、消費者行政や観光事業推進策に係る経費などのほか、工業団地の造成費なども含まれます。

八 土木費

1 土木管理費、2 道路橋りょう費、3 河川費、4 港湾費、5 都市計画費、6 住宅費、7 空港費、のそれぞれに細区分されます。

また、このうち都市計画費はさらに(1)街路費、(2)公園費、(3)下水道費、(4)区画整理費等に下位分類されます。

土木費は、道路、河川、港湾、住宅など、広く建設等に係る経費を含みます。このうち、道路橋りょう費には、道路や橋梁の建設・改良・維持管理に係る経費などが含まれ、河川費には、河川やダム維持管理費、河川の改修・護岸・堤防に係る経費、港湾費には、港湾の建設・改良・維持管理に係る経費が含まれます。住宅費には、住宅建設費・用地取得費・管理費などが含まれ、空港費には、空港の維持や修繕に係る負担金が含まれます。

九 消防費

細区分はありません。

消防費は、消防や救急あるいは水防に係る経費や消防団に関する経費を含みます。

十 教育費

1 教育総務費、2 小学校費、3 中学校費、4 高等学校費、5 特殊学校費、6 幼稚園費、7 社会教育費、8 保健体育費、9 大学費、のそれぞれに細区分されます。

また、このうち保健体育費は、さらに(1)体育施設費等と(2)学校給食費に下位細区分されます。

教育費は、学校の設置や運営に係る経費を含みますが、人件費については県費負担職員の制度(市町村立学校職員給与負担法)に留意することが必要です。一般に市町村の教育費では物品購入等消費的な支出に係る物件費と学校建設に係る経費が高額を占めます。

十一 災害復旧費

1 農林水産施設、2 公共土木施設、3 その他、のそれぞれに細区分されます。

災害復旧費は、文字通り各種の災害復旧に係る

経費です。このうち農林水産施設については、(1)農地、(2)農業用施設、(3)林業用施設、(4)漁業用施設、(5)共同利用施設、(6)その他の6つ、公共土木施設については、(1)河川、(2)海岸、(3)道路、(4)港湾、(5)漁港、(6)下水道、(7)公園、(8)その他の8つ、その他については、(1)公立学校、(2)公営住宅、(3)社会福祉施設、(4)その他の4つに、それぞれさらに下位細区分されます。

十二 公債費

細区分はありません。

公債費は、自治体が発行した地方債の元利償還等に要する経費のことで、これには、地方債の元利償還金や都道府県からの貸付金に関する元利償還金および一時借入金に対する利子の他、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれます。

十三 諸支出金

1 普通財産取得費、2 公営企業費、3 市町村たばこ税都道府県交付金、のそれぞれに細区分されます。

諸支出金は、まさにさまざまな支出に係る経費です。とはいえ、このうち普通財産取得費には、直接の事業目的を有しない普通財産の取得に要する経費のみが計上され、公営企業費には、交通事業、ガス事業、電気事業と宝くじを含む収益事業会計に限る操出金や貸付金だけが含まれます。また、市町村たばこ税都道府県交付金とは、たばこ消費基礎人口1人当たりの市町村たばこ税収が全国平均の3倍を超えた市町村が、その超えた部分を翌年度に都道府県に交付するもので、2004（平成16）年に特定の市町村にたばこ税が偏ることを防止するために導入されました（地方税法第485条の13）。

十四 前年度繰上充用金

前年度繰上充用金は、前年度の歳入が歳出に対して足りない場合に、当該年度の歳入を前年度の歳入に繰り上げて充てた金額のことで、単年度会計原則の例外です。

●「目的別歳出の状況」欄の記載事項

決算カードの「目的別歳出の状況」欄には、上記区分に基づく歳出決算額（単位：千円）とそれぞれが歳出総額に占める構成比（単位：小数点以下第1位までのパーセント）が記されますが、これらの他に、各目的区分において含まれる「普通建設事業費」と「充当一般財源等」の金額（単位：千円）も記されます。

普通建設事業費とは、上に見たように目的別に区分した項目の各所に散らばる普通建設事業に係る経費をそれぞれから抜き出したものです。

充当一般財源等とは、予め用途の定めがない一般財源等からそれぞれの目的別に振り分けられて支出された金額のことで、

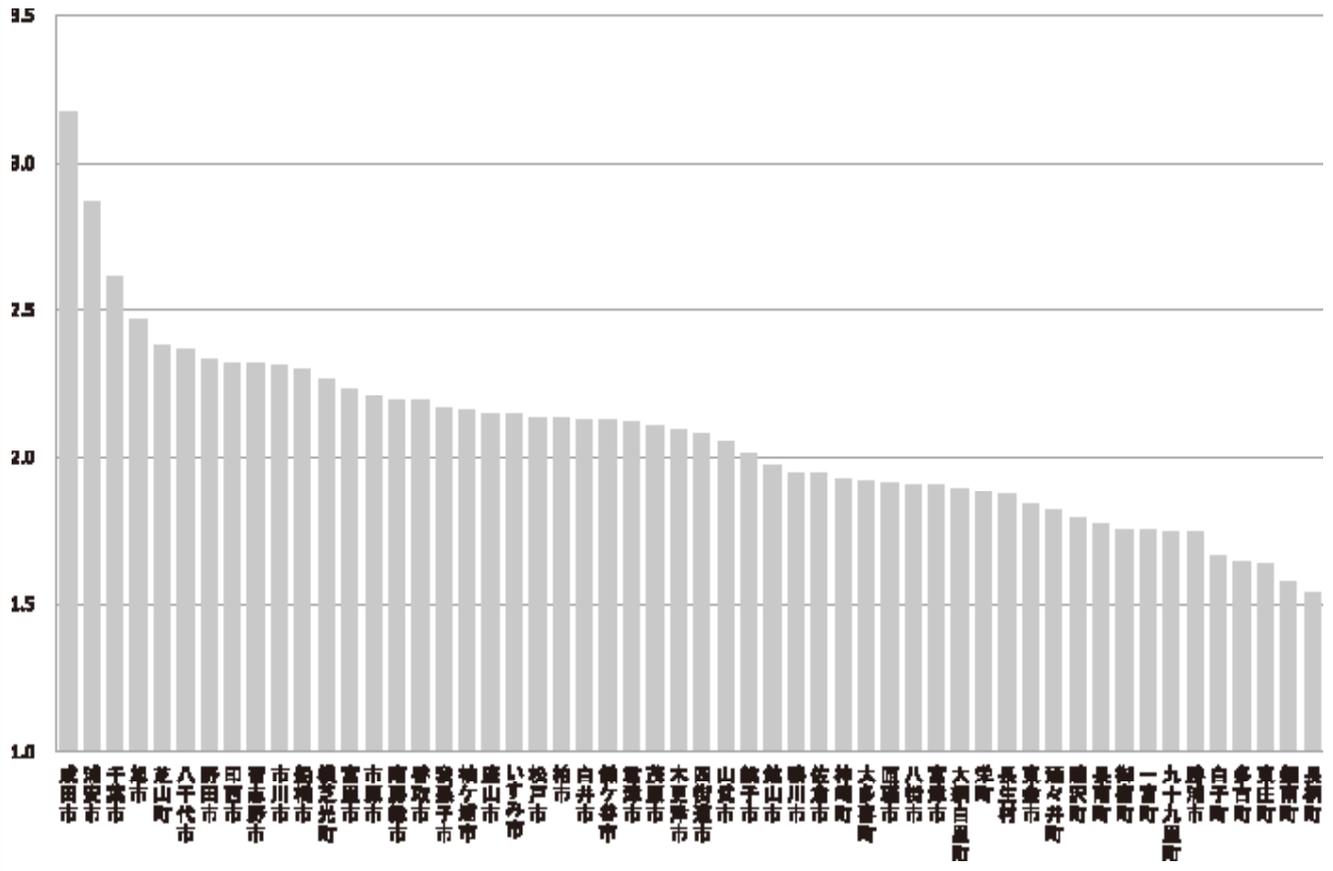
●千葉県内市町村における歳出総額の状況

目的別に歳出の状況を見る前に、まず歳出総額の状況を簡単に見ておきましょう。ここでは、基準財政需要額と比較してみます。

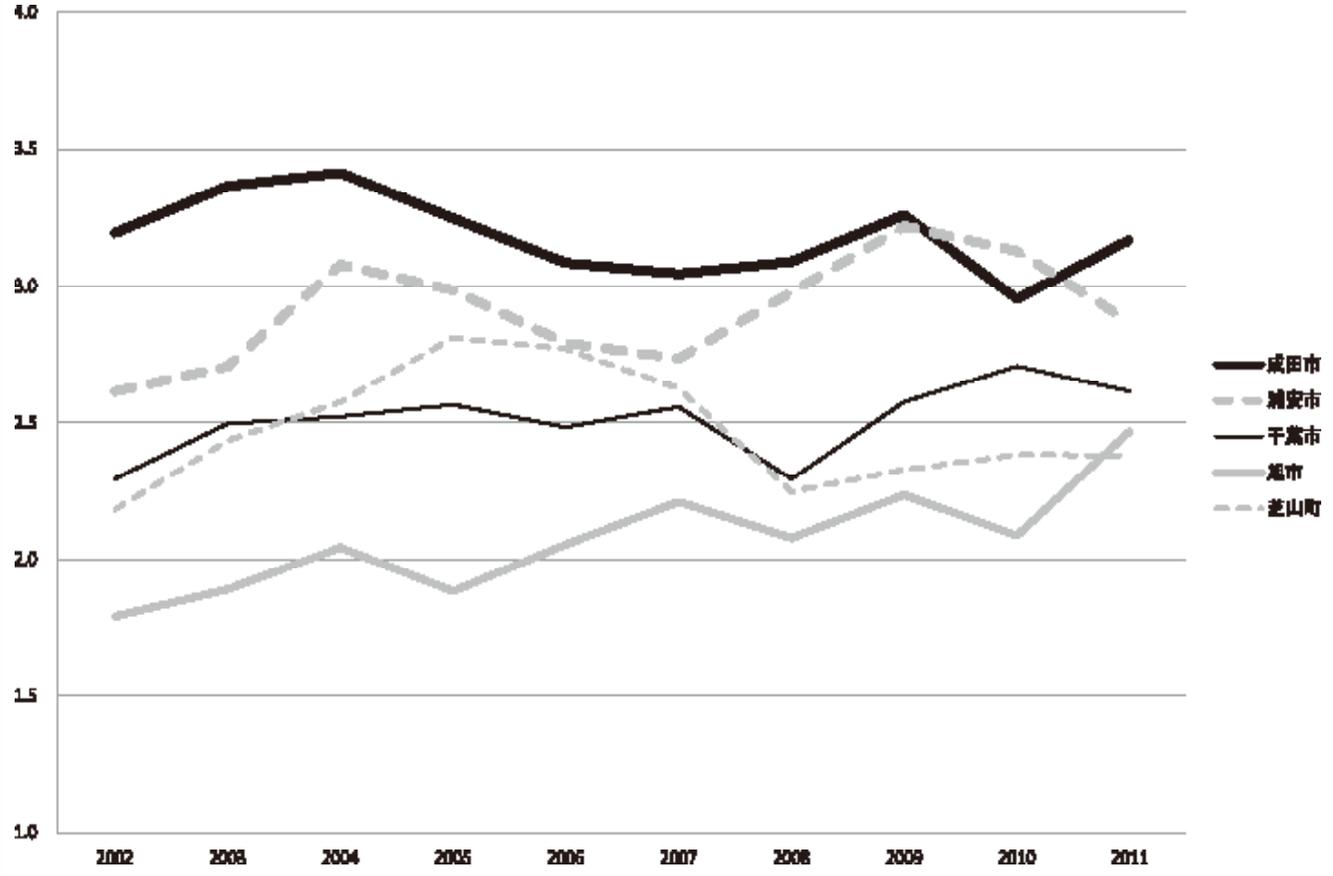
この連載の⑦（本誌第9号）に記したように、地方交付税の「財源保障機能」の基礎をなす基準財政需要額は、「国の各省庁が自らは実施できずに自治体の手を借りてその普通会計を通じて実現している諸政策を確保したうえで、『合理的、且つ、妥当』と総務省が規範的に認める水準」の諸政策を各自治体を実施するときに係ると見積られる経費ですから、実際に各自治体が諸政策を実施した際に支出した歳出額とは一致しません。【図01】は、千葉県内の市町村が2011（平成23）年に支出した普通会計の歳出総額をそれぞれの基準財政需要額と比べ、倍率の高い順に並べたものです。最も高率の成田市は3.17倍、最低率の長柄町でも1.54倍を示しています。すなわち、これを逆からみれば総務省や財務省の関係者がしばしば財源保障をしていると胸を張る基準の最低でも5割増し、最高では3倍以上の金額をかけて県内市町村は仕事をしているということです。

次に、その高率上位5自治体についてその推移を【図02】にまとめてみました。これを見ると、

【図01】 歳出総額対基準財政需要額 2011（平成23）年度



【図02】 歳出総額対基準財政需要額比 高率5自治体の推移



成田市は2010（平成22）年度を除いて常に1位であり、同年度を除いて常に基準財政需要額の3倍以上の金額を支出しています。続く第2位は浦安市ですから、これまで歳入の項で見てきたように、この2市の強い財政力がここにも表れています。すなわち、他の自治体では真似のできない独自政策を実施していると見ることができます。第3位は千葉市で、県内唯一の政令指定都市ですから、やはり財政規模の大きさと独自の行政需要に係る支出の存在が示されていると言えるでしょう。

一方、旭市については、事情が異なります。現在の旭市は、2005（平成17）年に、干潟町、海上町、飯岡町および旧旭市が対等合併して誕生しました。すなわち【図02】のグラフでは同じ旭市となっていますが、ここには新旧のそれぞれがあります。

芝山町は、成田空港の敷地を一部に有し飛行機の離着陸時の騒音被害が著しいところです。町村としては唯一この図に現れていますが、2003（平成15）年に国際空港特区の認定を受けて以来、固定資産税の増収等により財政事情が好転し、県内の町村では最も財政力に恵まれている自治体です。

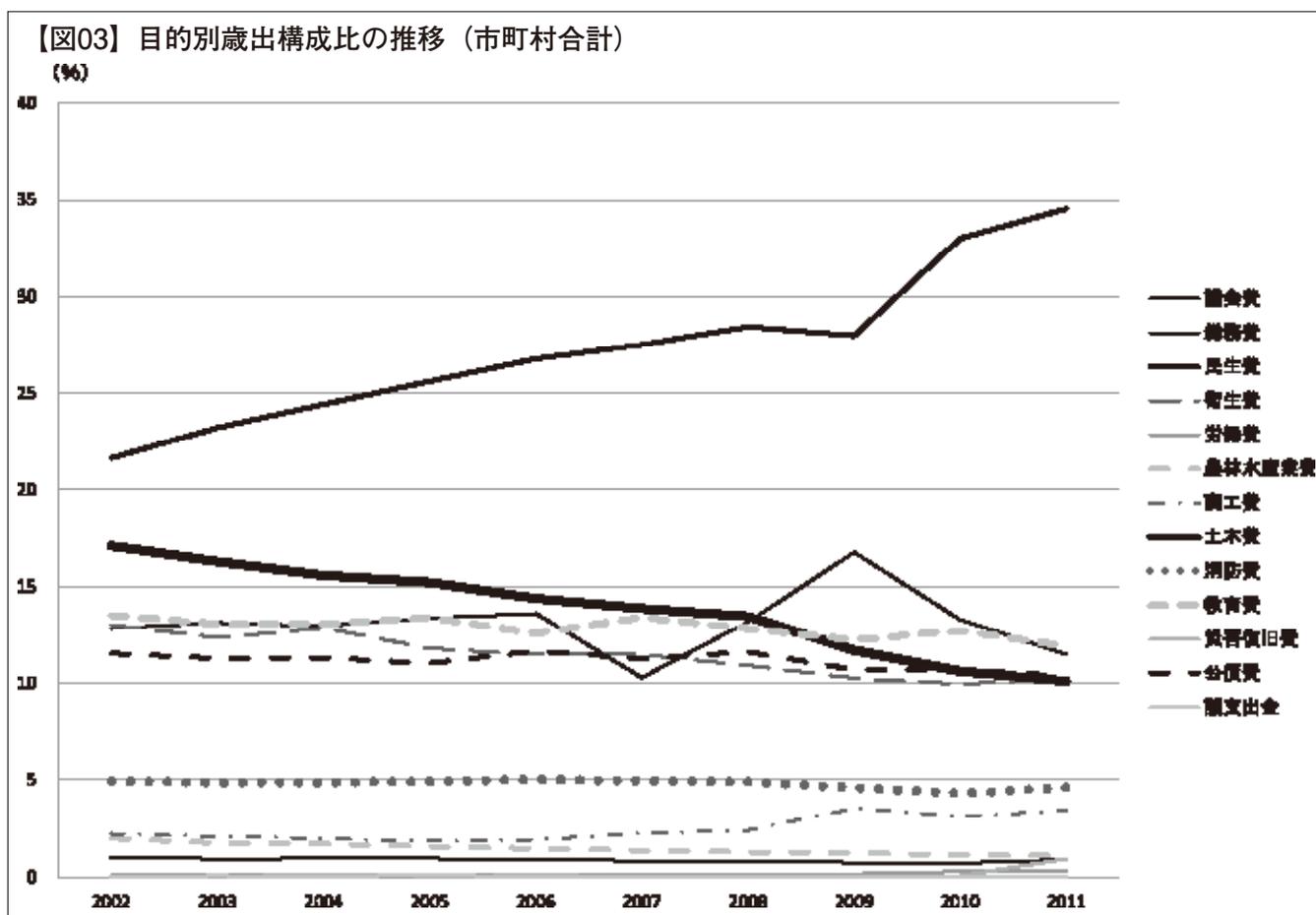
●千葉県内市町村における目的別歳出の状況

【図03】は、千葉県内市町村の目的別歳出構成比の推移を概観するためにまとめました。表題にあるように、県内全市町村の歳出額を目的別に単純に合計し、その構成比の推移をグラフにしたものです。全市町村の単純平均値と見ることができます。

この図で最も顕著な特徴は、民生費の構成比が急上昇していることです。少子高齢化の急速な進展など人口構造の変化に伴い福祉関連の諸政策に多額の経費が費やされているようすがはっきりわかります。

もっとも、これは構成比の推移を示すグラフですから、増えつつある要素があれば、反対に減りゆく要素も見逃せません。土木費が一貫してその構成比を下げていることがわかります。

他に少し変わった変動を示しているのは総務費です。2009（平成21）年に割合を伸ばしているのは、衆議院議員総選挙および各種基金への積立金の増加等によるという説明を目にしたことがあります



が、衆議院議員総選挙はこのグラフに示した期間中では2003（平成15）年と2005（平成17）年にもありました。これは、やはり当時の麻生内閣が「経済危機対策」として行った財政出動の結果、各種の基金が積み立てられた影響と見るべきで、自治体財政が振り回される様子を垣間見ることができると思います。

その他の目的別歳出の構成比は、概ね横ばい傾向を保っています。これは、いわゆる前例踏襲型の予算とそれに伴う歳出決算を臭わせているとも言えるかもしれません。

構成比が極めて乏しい分野としては、議会費に目をこらしたいと思います。議会費の構成比は、ずっと1パーセントに届くかどうかという水準で推移しています。よく知られているように、昨今では議員定数の削減や議員報酬の減額など、経費削減が声高に叫ばれるとともに議会の規模は縮小傾向を辿っていますが、実際に自治体財政に及ぼすプラスの影響はこれを見ればゼロにも等しいと

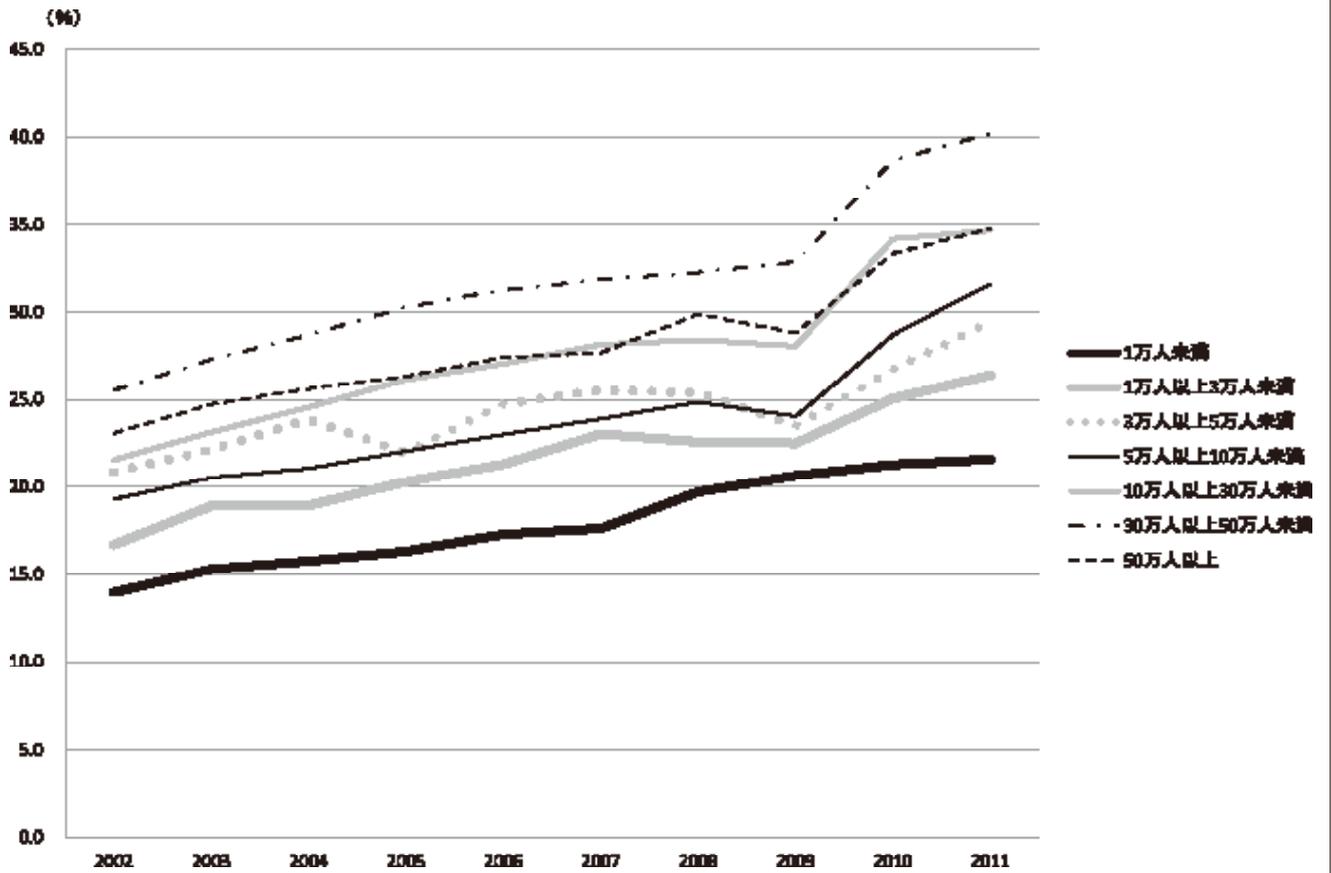
言えるかもしれません。敢えて効果を挙げるとすれば、象徴的效果という「精神論」になるでしょうか。

それぞれの自治体が抱える政策課題とそれに伴う財政需要は、まさに他に1つとして同じ所はないはずですが、生活環境が大きく異なる都市部と農村部のように、小異にこだわらず大括りに分けられれば、それぞれに共通する特徴を見いだすことができるかもしれません。とはいえ、それを具体的に千葉県内の自治体に当てはめて分析してみようとするれば、たちまち壁が立ちばかりです。たとえば都市的要素と農村的要素にしても、個々の自治体はそれぞれ部分的に兼ね備え多面的な表情を有することが普通だからです。そこで、これまでの連載を振り返り、具体的な自治体の姿を思い浮かべながら、いろいろと試行錯誤を繰り返してみました。その結果、自治体の人口規模による多層化に工夫をすれば特徴が現れるのではないか、と思ひ当たりました。【表01】は、2010（平成12）

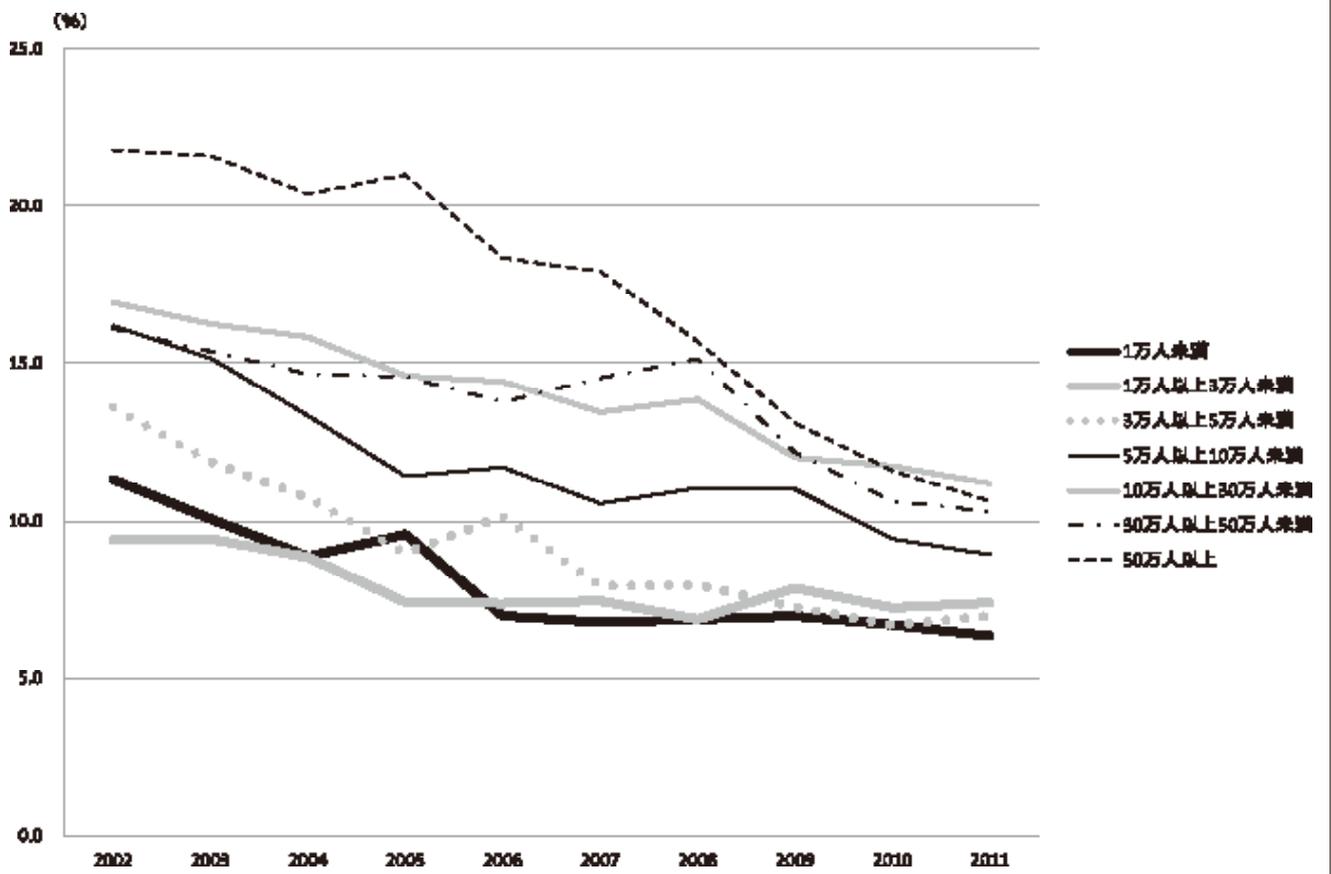
【表01】 2010（H12）年国勢調査人口に基づく自治体規模区分

人口規模区分	自治体名（小規模順）					
1万人未満 (7自治体)	神崎町 鋸南町	睦沢町 長南町	芝山町	長柄町	御宿町	
1万人以上3万人未満 (11自治体)	大多喜町 多古町 横芝光町	白子町 九十九里町	一宮町 勝浦市	長生村 酒々井町	東庄町 栄町	
3万人以上5万人未満 (6自治体)	鴨川市 館山市	匝瑳市	いすみ市	南房総市	富津市	
5万人以上10万人未満 (14自治体)	大網白里町 東金市 四街道市	富里市 旭市 印西市	山武市 銚子市 君津市	白井市 八街市 茂原市	袖ヶ浦市 香取市	
10万人以上30万人未満 (11自治体)	鎌ヶ谷市 流山市 市原市	成田市 習志野市	木更津市 浦安市	我孫子市 佐倉市	野田市 八千代市	
30万人以上50万人未満 (3自治体)	柏市	市川市	松戸市			
50万人以上 (2自治体)	船橋市	千葉市				

【図04】自治体規模別民生費歳出構成比の推移



【図05】自治体規模別土木費歳出構成比の推移



年の国勢調査人口に基づいて各層の分け方を工夫した自治体規模区分です。

これに基づいて先の【図03】で特徴的な推移傾向を示していた民生費と土木費について、それぞれの構成比の推移を【図04】と【図05】にまとめてみました。

【図04】では、3万人未満と10万人以上の層を境にほぼ3分割される傾向をグラフから読み取ることができます。確かに、人口規模に関わらずいずれの層も右肩上がりに民生費の構成比を伸ばしており、福祉関係経費が増嵩していることがわかります。そうした中でも都市的色彩の濃い人口10万人以上の自治体においては歳出総額の3分の1以上、とりわけ30万人以上50万人未満の層に限れば歳出総額の4割以上が民生費に充てられるようになっています。それに対して、人口が3万人未満の層の民生費は歳出総額の4分の1を僅かに超えたところですし、人口1万人未満に限れば5分の1を僅かに超えるに過ぎません。

なお、2009（平成21）年に民生費の構成比はいったん下がる様相を呈します。これは、上で指摘した「経済危機対策」による基金積み立ての増額等により総務費が一時的に伸びたことによる相対的効果と思われる。とすれば、このグラフからは人口1万人未満の小規模自治体にその影響がほとんど及ばなかったことも看取できるようです。

【図05】に土木費の構成比の推移を見ると、やはり全ての人口規模の層において右肩下がりに減少し、民生費とは逆の傾向を辿っていることがわかります。その中でも人口50万人以上の層の激減を示すグラフは目を引き、2002（平成14）年の

21.8パーセントから2011（平成23）年には10.6パーセントへと約半減にまで割合を減らしています。ただし、よくよく見ると人口1万人未満の自治体も同じ期間に11.3パーセントから6.4パーセントへと半減近くの激減をしています。その他の層もほぼこの両者の間にあって、人口規模とは概ね逆順に並んで推移しています。各層ごとの構成比の差は縮まりつつあり、2002（平成14）年には僅かに4.8パーセントになっています。

末尾に【表02】～【表06】を掲げます。紙面の関係で【表02】は後に掲載してあります。

【表02】と【表03】は、【図01】と【図02】を作成するための元となったデータです。ただし、【表02】には作図には用いなかった2002（平成14）年度からの各年データも合わせて載せました。【表03】は、【表02】から2011（平成23）年度の高率上位5自治体のデータと千葉県内全市町村を単純合計して計算したデータを抜粋して再整理しました。

【表04】は、千葉県内市町村の目的別歳出額をそれぞれ単純合計した金額とその歳出総額に占める割合を2002（平成14）年度から2011（平成23）年度に至る10年間分まとめました。【図03】は、この表を元に作成しました。

【表05】と【表06】は、それぞれ【表01】の区分を用いて自治体の規模別に民生費と土木費を単純合計し、それぞれが歳出総額に占める割合を2002（平成14）年度から2011（平成23）年度に至る10年間分まとめたものです。【図04】と【図05】を作成するための元となったデータです。

（続く）

【表03】歳出総額対基準財政需要額比の推移—2011（平成23）年高率5自治体

自治体	2002 (H14) (A)/(B)	2003 (H15) (A)/(B)	2004 (H16) (A)/(B)	2005 (H17) (A)/(B)	2006 (H18) (A)/(B)	2007 (H19) (A)/(B)	2008 (H20) (A)/(B)	2009 (H21) (A)/(B)	2010 (H22) (A)/(B)	2011 (H23) (A)/(B)
成田市	3.19	3.36	3.41	3.25	3.08	3.05	3.09	3.26	2.95	3.17
浦安市	2.61	2.71	3.08	2.99	2.79	2.74	2.98	3.22	3.13	2.87
千葉市	2.29	2.50	2.52	2.57	2.48	2.56	2.29	2.58	2.71	2.62
旭市	1.79	1.89	2.04	1.88	2.05	2.21	2.08	2.24	2.09	2.47
芝山町	2.18	2.43	2.58	2.81	2.77	2.63	2.25	2.33	2.38	2.38
市町村合計	2.00	2.15	2.17	2.14	2.12	2.16	2.11	2.31	2.29	2.27

【表04】目的別歳出額とその構成比（市町村合計）

上段：決算額（千円）
下段：構成比（%）

	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
議会費	17,298,441 1.0	16,639,906 0.9	16,778,067 1.0	16,662,128 1.0	15,549,656 0.9	14,772,649 0.8	14,666,213 0.8	14,313,112 0.7	13,927,877 0.7	17,699,502 0.9
総務費	223,765,636 12.8	230,519,776 13.1	227,487,927 13.0	233,796,665 13.4	236,940,935 13.6	182,136,738 10.3	231,296,844 13.2	319,852,757 16.8	256,096,062 13.3	225,597,876 11.5
民生費	377,441,709 21.6	407,447,109 23.2	428,635,899 24.4	448,438,532 25.6	465,729,039 26.8	486,932,668 27.5	499,348,826 28.4	533,993,509 28.0	636,213,464 33.0	678,563,021 34.5
衛生費	227,101,716 13.0	216,775,431 12.4	225,667,093 12.9	206,684,799 11.8	199,719,595 11.5	203,049,097 11.5	191,741,670 10.9	195,841,965 10.3	192,012,472 10.0	201,537,478 10.3
労働費	1,869,183 0.1	2,103,793 0.1	1,889,636 0.1	1,631,671 0.1	1,620,236 0.1	1,508,966 0.1	1,568,293 0.1	3,079,808 0.2	5,600,379 0.3	6,804,896 0.3
農林水産業費	34,643,341 2.0	30,577,140 1.7	30,071,815 1.7	27,527,812 1.6	25,420,331 1.5	24,090,363 1.4	22,653,951 1.3	23,915,680 1.3	22,051,871 1.1	21,660,588 1.1
商工費	38,690,377 2.2	36,619,223 2.1	34,643,822 2.0	32,012,748 1.8	33,384,868 1.9	39,637,402 2.2	42,306,474 2.4	67,640,566 3.5	59,804,401 3.1	67,465,768 3.4
土木費	298,251,021 17.1	285,739,376 16.3	273,257,381 15.6	266,283,471 15.2	250,212,131 14.4	245,523,566 13.9	236,366,737 13.5	223,398,220 11.7	204,634,102 10.6	198,438,320 10.1
消防費	86,034,560 4.9	85,547,660 4.9	85,701,743 4.9	86,286,083 4.9	87,438,143 5.0	87,801,599 5.0	85,996,797 4.9	87,949,312 4.6	83,050,238 4.3	90,699,560 4.6
教育費	235,779,339 13.5	229,331,363 13.1	229,440,532 13.1	234,537,417 13.4	218,979,848 12.6	237,422,263 13.4	225,215,716 12.8	233,662,443 12.2	245,212,076 12.7	234,098,555 11.9
災害復旧費	1,096,438 0.1	775,528 0.0	2,076,556 0.1	1,141,562 0.1	1,352,192 0.1	1,261,408 0.1	446,252 0.0	382,993 0.0	1,426,920 0.1	18,669,634 1.0
公債費	201,319,881 11.5	198,059,899 11.3	198,649,488 11.3	193,110,577 11.0	202,963,635 11.7	199,542,787 11.3	203,841,913 11.6	204,268,948 10.7	206,627,418 10.7	203,272,362 10.3
諸支出金	676,316 0.0	1,341,156 0.1	501,645 0.0	1,940,181 0.1	319,755 0.0	344,439 0.0	487,322 0.0	43,436 0.0	450,006 0.0	77,836 0.0
前年度繰上 充用金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歳出総額	1,743,967,258 100.0	1,754,533,568 100.0	1,754,801,604 100.0	1,750,053,637 100.0	1,739,630,364 100.0	1,769,600,366 100.0	1,755,937,008 100.0	1,908,632,299 100.0	1,927,107,286 100.0	1,964,585,396 100.0

*決算額は、千葉県内市町村の単純合計額

【表05】自治体規模別民生費歳出構成比の推移

上段：決算額（千円）
下段：構成比（%）

自治体人口規模 (2010年国勢調査)	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
～ 9,999	3,686,555 13.9	3,854,476 15.3	4,120,159 15.8	4,249,094 16.3	4,240,807 17.3	4,537,265 17.6	4,546,165 19.7	5,201,060 20.6	5,472,680 21.3	5,670,565 21.6
10,000 ～ 29,999	9,343,736 16.7	10,411,163 18.9	10,284,514 18.9	12,407,662 20.3	12,613,670 21.3	13,221,043 23.0	13,298,248 22.6	14,390,570 22.5	16,602,998 25.1	17,380,757 26.4
30,000 ～ 49,999	9,332,075 20.9	9,521,738 22.1	10,739,701 23.8	21,365,702 22.0	22,194,722 24.7	23,001,211 25.5	23,476,118 25.4	25,153,418 23.5	28,380,097 26.7	29,522,894 29.4
50,000 ～ 99,999	44,116,489 19.3	46,970,959 20.5	48,215,693 21.1	63,204,583 22.1	64,886,028 23.0	67,547,616 23.9	70,829,434 24.9	75,809,491 24.0	91,671,865 28.7	100,817,919 31.6
100,000 ～ 299,999	97,905,513 21.5	108,099,435 23.1	114,686,733 24.6	123,183,113 26.1	126,649,660 27.0	133,786,723 28.2	138,707,871 28.4	146,674,432 28.1	177,108,150 34.2	187,568,224 34.7
300,000 ～ 499,999	76,721,423 25.5	83,096,369 27.3	91,029,904 28.7	93,236,365 30.3	98,897,782 31.3	102,931,334 31.9	108,097,351 32.3	118,618,618 32.9	140,491,501 38.7	148,645,175 40.2
500,000 ～	108,970,633 23.1	118,472,919 24.7	122,948,231 25.6	129,737,587 26.3	135,056,391 27.4	140,787,346 27.7	139,206,008 29.9	148,145,920 28.8	176,486,173 33.4	188,957,487 34.8

【表06】自治体規模別土木費歳出構成比の推移

上段：決算額（千円）
下段：構成比（%）

自治体人口規模 (2010年国勢調査)	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
～ 9,999	2,994,287 11.3	2,540,269 10.1	2,323,506 8.9	2,496,480 9.6	1,712,999 7.0	1,747,723 6.8	1,587,621 6.9	1,759,146 7.0	1,724,920 6.7	1,670,237 6.4
10,000 ～ 29,999	5,263,564 9.4	5,198,836 9.4	4,811,762 8.9	4,533,840 7.4	4,370,042 7.4	4,282,725 7.5	4,050,540 6.9	5,035,910 7.9	4,800,017 7.2	4,876,882 7.4
30,000 ～ 49,999	6,081,041 13.6	5,114,158 11.9	4,838,169 10.7	8,746,843 9.0	9,114,789 10.2	7,137,685 7.9	7,370,589 8.0	7,773,179 7.3	7,106,078 6.7	7,002,361 7.0
50,000 ～ 99,999	37,017,519 16.2	34,680,737 15.2	30,544,586 13.3	32,774,286 11.4	33,047,991 11.7	29,872,206 10.6	31,503,957 11.1	34,734,788 11.0	30,141,125 9.4	28,503,791 8.9
100,000 ～ 299,999	76,930,857 16.9	75,902,855 16.2	73,919,462 15.8	68,753,662 14.6	67,480,094 14.4	63,943,240 13.5	67,583,669 13.8	62,863,776 12.0	60,836,212 11.8	60,571,807 11.2
300,000 ～ 499,999	48,344,649 16.1	46,781,690 15.4	46,491,018 14.7	44,860,537 14.6	43,517,246 13.8	46,905,638 14.5	50,640,203 15.1	43,890,793 12.2	38,655,080 10.6	38,088,917 10.3
500,000 ～	102,819,387 21.8	103,455,939 21.6	97,890,731 20.4	103,499,930 21.0	90,356,788 18.3	91,097,134 17.9	73,061,495 15.7	67,340,628 13.1	61,370,670 11.6	57,724,325 10.6

【表02】歳出総額と基準財政需要額

	団体名	2002 (H14) 年			2003 (H15) 年			2004 (H16) 年			2005 (H17) 年			2006 (H18) 年	
		歳出総額 (A)	基準財政需要額 (B)	(A)/(B)	歳出総額 (A)	基準財政需要額 (B)									
東豊地区	市川市	107,645,658	54,452,393	1.98	109,767,797	50,888,847	2.16	110,894,902	50,372,220	2.20	109,123,249	50,773,760	2.15	114,098,624	51,464,444
	船橋市	138,709,357	67,983,523	2.04	134,527,011	69,367,672	1.94	136,228,734	68,301,168	1.99	137,342,368	68,854,833	1.99	144,130,132	69,821,654
	松戸市	109,683,469	60,263,339	1.82	107,473,524	56,535,110	1.90	106,820,108	55,492,831	1.92	107,311,924	55,932,877	1.92	108,688,329	57,169,359
	野田市	29,715,110	16,079,669	1.85	42,278,070	19,358,992	2.18	43,380,140	18,508,891	2.34	40,512,071	19,165,082	2.11	42,841,761	19,365,167
	閑宿町	8,584,476	4,924,383	1.74											
	柏市	82,991,778	43,370,041	1.91	87,105,630	40,555,537	2.15	99,400,100	46,271,901	2.15	91,547,509	46,715,411	1.96	93,355,594	47,007,303
	沼南町	13,764,117	6,979,373	1.97	13,056,208	6,388,502	2.04								
	流山市	39,859,199	19,278,625	2.07	38,165,247	17,641,221	2.16	33,916,493	17,475,871	1.94	36,471,487	17,751,230	2.05	33,344,551	18,088,319
	我孫子市	29,883,846	16,718,543	1.79	29,847,996	15,268,113	1.95	30,939,738	15,072,259	2.05	30,215,506	15,224,453	1.98	30,056,232	15,439,697
	鎌ヶ谷市	24,833,880	13,576,300	1.83	23,702,277	12,393,981	1.91	24,483,790	12,257,879	2.00	24,034,688	12,471,811	1.93	24,271,588	12,690,695
浦安市	48,748,863	18,644,781	2.61	47,339,323	17,492,664	2.71	55,150,152	17,914,476	3.08	54,958,983	18,410,665	2.99	52,067,590	18,651,313	
千葉地区	千葉市	333,300,386	145,260,245	2.29	344,519,501	137,993,042	2.50	343,600,025	136,231,725	2.52	355,466,762	138,542,704	2.57	348,402,892	140,271,243
	習志野市	44,177,236	22,207,659	1.99	41,213,148	20,677,702	1.99	41,461,426	20,752,108	2.00	40,676,486	21,048,159	1.93	40,637,797	21,423,164
	市原市	80,910,717	37,255,013	2.17	81,023,889	34,870,934	2.32	77,446,146	34,452,926	2.25	79,138,978	34,661,671	2.28	79,875,338	35,025,084
	八千代市	43,892,004	21,605,810	2.03	44,224,089	20,119,417	2.20	43,896,285	20,186,356	2.17	44,304,132	20,492,423	2.16	47,499,856	20,939,114
君津地区	木更津市	31,812,652	17,655,142	1.80	35,937,264	16,460,555	2.18	34,276,295	16,212,486	2.11	30,468,128	16,491,149	1.85	30,259,975	16,657,906
	君津市	27,172,058	13,396,193	2.03	27,263,187	12,542,040	2.17	26,436,660	12,421,068	2.13	28,570,842	12,543,501	2.28	28,199,761	12,681,104
	富津市	15,538,041	8,048,083	1.93	17,265,307	7,490,853	2.30	15,719,564	7,458,835	2.11	17,200,468	7,587,366	2.27	15,109,552	7,677,987
	袖ヶ浦市	21,195,673	8,999,117	2.36	23,166,548	8,420,289	2.75	20,233,755	8,337,751	2.43	20,526,240	8,454,736	2.43	20,243,525	8,608,270
印旛地区	成田市	42,261,488	13,236,975	3.19	41,634,295	12,378,510	3.36	42,342,726	12,409,918	3.41	53,739,462	16,556,929	3.25	50,488,412	16,368,408
	下総町	2,919,391	1,735,979	1.68	2,868,213	1,558,379	1.84	2,991,909	1,531,110	1.95					
	大栄町	4,557,178	2,490,934	1.83	4,511,457	2,295,284	1.97	4,342,236	2,266,241	1.92					
	佐倉市	38,369,766	21,906,112	1.75	41,795,608	20,219,851	2.07	39,624,924	19,890,353	1.99	36,569,071	19,818,890	1.85	36,938,092	20,052,743
	四街道市	19,823,002	10,813,504	1.83	20,739,807	9,914,592	2.09	20,776,595	9,736,917	2.13	20,781,245	9,818,701	2.12	24,469,331	10,196,190
	八街市	19,645,909	9,605,606	2.05	18,717,826	8,806,408	2.13	17,325,844	8,822,430	1.96	17,099,109	9,067,318	1.89	17,819,467	9,417,185
	印西市	19,339,761	9,972,451	1.94	19,375,284	9,063,859	2.14	19,963,935	8,687,755	2.30	18,074,387	8,650,946	2.09	19,884,126	8,679,050
	印旛村	5,566,934	2,558,701	2.18	5,434,385	2,324,513	2.34	4,646,326	2,223,148	2.09	4,065,257	2,281,600	1.78	4,155,623	2,283,210
	本埜村	4,302,776	2,095,478	2.05	3,609,075	1,834,075	1.97	3,189,348	1,750,303	1.82	2,987,255	1,774,034	1.68	3,011,491	1,758,308
	白井市	14,702,037	8,053,868	1.83	15,785,233	7,383,116	2.14	15,424,667	7,225,777	2.13	14,491,088	7,224,032	2.01	15,311,663	7,151,018
	富里市	13,220,770	6,901,941	1.92	12,781,292	6,324,200	2.02	12,717,174	6,192,403	2.05	12,248,563	6,313,474	1.94	12,277,258	6,430,887
	酒々井町	6,589,677	3,173,688	2.08	5,831,619	2,838,874	2.05	5,372,306	2,797,348	1.92	5,168,165	2,853,681	1.81	5,452,984	2,880,782
	栄町	7,725,106	4,498,977	1.72	7,182,309	4,038,755	1.78	6,555,421	3,763,184	1.74	5,959,916	3,620,535	1.65	6,086,458	3,475,172
	香取地区	香取市										27,877,495	15,227,761	1.83	26,481,576
佐原市		13,368,386	8,147,273	1.64	14,442,490	7,654,124	1.89	13,234,845	7,652,137	1.73					
小見川町		7,373,753	4,565,068	1.62	7,283,241	4,192,150	1.74	7,614,673	4,076,323	1.87					
山田町		3,762,742	2,301,319	1.64	4,067,105	2,100,834	1.94	3,666,723	2,060,388	1.78					
栗源町		2,513,092	1,452,989	1.73	2,111,513	1,311,804	1.61	2,191,666	1,293,193	1.69					
神崎町		2,398,976	1,429,707	1.68	2,431,654	1,283,875	1.89	2,419,427	1,330,146	1.82	2,347,879	1,373,332	1.71	2,232,927	1,443,399
多古町		5,734,521	3,530,649	1.62	5,973,199	3,350,694	1.78	5,172,193	3,284,424	1.57	5,722,519	3,298,324	1.73	5,318,935	3,262,084
東庄町		6,139,528	3,001,456	2.05	5,639,436	2,745,593	2.05	5,702,153	2,644,574	2.16	4,522,823	2,704,616	1.67	4,474,340	2,844,832
銚子市		23,936,080	13,915,478	1.72	24,154,181	13,024,634	1.85	28,305,054	12,619,695	2.24	28,206,583	12,713,223	2.22	21,843,733	12,464,361
旭市		12,224,898	6,826,859	1.79	12,046,317	6,375,662	1.89	13,361,032	6,541,011	2.04	24,013,847	12,755,411	1.88	23,923,991	11,645,245
海浜地区	干潟町	3,673,175	2,067,621	1.78	3,438,799	1,877,883	1.83	3,449,485	1,865,583	1.85					
	海上町	3,862,757	2,259,931	1.71	4,225,714	2,046,021	2.07	4,002,662	2,010,210	1.99					
	飯岡町	3,732,062	2,260,483	1.65	3,700,068	2,024,182	1.83	3,531,306	2,048,768	1.72					
	匝瑳市										14,371,924	7,625,273	1.88	12,855,087	7,374,497
八日市場市	10,433,265	6,282,804	1.66	10,384,113	5,862,440	1.77	10,239,136	5,752,117	1.78						
野栄町	3,275,970	2,130,427	1.54	3,324,131	1,901,741	1.75	3,597,280	1,783,134	2.02						
山武地区	東金市	17,829,868	10,169,050	1.75	17,369,598	9,543,142	1.82	17,908,902	9,461,234	1.89	16,512,716	9,631,178	1.71	16,474,286	9,704,832
	山武市										20,327,836	11,216,853	1.81	19,276,771	10,097,786
	山武町	5,188,232	3,718,144	1.40	6,425,318	3,460,501	1.86	6,653,757	3,350,225	1.99					
	成東町	7,322,252	4,665,870	1.57	7,828,945	4,392,554	1.78	7,458,568	4,382,862	1.70					
	蓮沼村	2,002,227	1,359,752	1.47	2,088,487	1,196,439	1.75	2,641,055	1,113,257	2.37					
	松尾町	4,192,838	2,454,747	1.71	4,813,012	2,259,228	2.13	5,966,667	2,204,807	2.71					
	大網白里町	12,962,438	7,710,251	1.68	11,945,495	7,181,718	1.66	11,904,588	7,001,512	1.70	13,365,076	7,059,336	1.89	12,190,630	7,058,084
	九十九里町	5,271,728	3,527,632	1.49	5,432,559	3,229,245	1.68	5,580,811	3,221,714	1.73	5,522,489	3,280,422	1.68	5,690,407	3,224,009
	芝山町	4,548,257	2,084,955	2.18	4,653,159	1,911,313	2.43	4,783,212	1,857,101	2.58	5,307,598	1,887,949	2.81	5,217,807	1,883,814
	横芝光町										9,961,638	4,938,244	2.02	8,916,781	4,517,046
長生地区	光町	5,847,046	2,522,058	2.32	4,770,587	2,326,729	2.05	4,477,191	2,219,576	2.02					
	横芝町	5,183,674	2,959,258	1.75	4,930,764	2,741,122	1.80	5,719,391	2,644,980	2.16					
	茂原市	26,595,421	13,624,529	1.95	25,415,694	12,768,734	1.99	24,679,946	12,750,869	1.94	24,532,301	12,990,841	1.89	23,663,313	12,971,828
	一宮町	3,845,336	2,263,229	1.70	3,908,864	2,039,585	1.92	4,917,954	2,017,735	2.44	3,865,637	2,072,828	1.86	3,621,671	2,077,389
	睦沢町	3,625,693	1,930,644	1.88	3,387,961	1,722,239	1.97	3,261,676	1,674,280	1.95	3,626,719	1,734,120	2.09	3,100,943	1,710,107
	長生村	4,424,531	2,782,135	1.59	4,779,553	2,516,561	1.90	4,673,369	2,492,811	1.87	4,450,760	2,554,514	1.74	3,975,102	2,541,671
	白子町	4,109,515	2,477,757	1.66	4,255,589	2,230,831	1.91	3,868,805	2,207,214	1.75	3,707,236	2,255,627	1.64	3,684,936	2,240,313
	長柄町	3,594,677	2,143,843	1.68	3,351,358	1,948,627	1.72	3,620,780	1,893,447	1.91	3,531,670	1,963,277	1.80	3,322,135	1,926,170
	長南町	4,590,953	2,626,784	1.75	4,501,700	2,405,648	1.87	5,052,737	2,329,366	2.17	4,066,113	2,400,454	1.69	4,533,549	2,382,979
	勝浦市	7,344,456	4,162,610	1.76	6,947,804	3,839,428	1.81	7,602,767	3,819,231	1.99	7,360,631	3,939,066	1.87	7,283,091	3,946,68

(A)/(B)	2007 (H19) 年			2008 (H20) 年			2009 (H21) 年			2010 (H22) 年			2011 (H23) 年		
	歳出総額 (A)	基準財政需要額 (B)	(A)/(B)												
2.22	118,213,291	51,659,376	2.29	122,177,821	52,034,045	2.35	125,525,915	50,876,769	2.47	129,355,606	53,819,603	2.40	132,005,054	57,038,853	2.31
2.06	148,818,082	70,366,935	2.11	141,090,684	71,843,555	1.96	157,266,938	71,486,184	2.20	158,133,459	73,520,330	2.15	175,452,238	76,312,290	2.30
1.90	112,188,502	56,986,564	1.97	115,312,215	57,388,829	2.01	122,084,852	56,541,206	2.16	124,278,130	56,607,731	2.20	126,696,350	59,295,079	2.14
2.21	42,160,305	19,620,220	2.15	41,873,750	19,891,797	2.11	44,366,865	19,644,655	2.26	44,629,280	19,917,993	2.24	48,479,459	20,739,372	2.34
1.99	92,293,203	46,958,609	1.97	97,182,379	50,041,919	1.94	112,792,582	49,660,749	2.27	109,620,503	50,033,184	2.19	110,949,018	52,024,697	2.13
1.84	35,667,124	18,236,172	1.96	37,399,725	18,522,422	2.02	41,281,741	18,393,644	2.24	40,224,227	18,860,418	2.13	42,374,125	19,720,268	2.15
1.95	30,008,204	15,597,657	1.92	31,075,445	15,896,441	1.95	33,441,736	15,618,909	2.14	33,286,755	15,976,765	2.08	35,747,596	16,502,294	2.17
1.91	25,867,107	12,818,569	2.02	23,947,307	13,010,197	1.84	26,419,676	12,796,843	2.06	28,091,817	12,953,076	2.17	28,876,955	13,587,361	2.13
2.79	51,651,199	18,881,129	2.74	56,838,050	19,081,622	2.98	60,003,997	18,654,679	3.22	61,548,157	19,679,352	3.13	59,706,661	20,804,228	2.87
2.48	359,703,337	140,618,401	2.56	324,703,793	141,539,292	2.29	356,758,559	138,466,712	2.58	370,573,485	136,908,220	2.71	367,677,948	140,595,666	2.62
1.90	43,138,287	21,413,038	2.01	43,125,274	21,422,540	2.01	46,043,333	21,163,486	2.18	47,284,752	21,258,595	2.22	51,016,999	21,965,455	2.32
2.28	80,882,640	34,766,836	2.33	82,626,027	34,976,912	2.36	86,178,762	34,464,062	2.50	80,866,349	35,765,106	2.26	82,909,316	37,552,606	2.21
2.27	45,611,950	21,147,610	2.16	47,281,907	21,373,512	2.21	51,792,800	21,214,253	2.44	49,834,869	21,715,158	2.29	53,484,930	22,593,186	2.37
1.82	31,812,706	16,470,417	1.93	33,630,013	16,651,298	2.02	35,955,296	16,733,011	2.15	36,011,039	16,713,447	2.15	36,009,870	17,200,925	2.09
2.22	27,341,594	12,526,924	2.18	28,473,670	12,769,987	2.23	29,316,422	12,534,831	2.34	29,142,974	13,294,314	2.19	28,681,945	13,523,280	2.12
1.97	15,940,621	7,639,104	2.09	15,932,468	7,795,214	2.04	15,864,501	7,923,227	2.00	15,424,154	8,218,641	1.88	15,990,382	8,381,130	1.91
2.35	20,549,829	8,618,862	2.38	20,539,784	8,561,917	2.40	21,060,198	8,667,289	2.43	20,831,817	9,190,067	2.27	20,815,764	9,623,430	2.16
3.08	50,526,994	16,591,249	3.05	53,327,526	17,265,052	3.09	56,915,574	17,470,539	3.26	54,786,696	18,545,878	2.95	60,904,766	19,219,129	3.17
1.84	37,885,218	20,271,926	1.87	36,943,407	20,478,132	1.80	40,361,889	20,220,167	2.00	41,067,896	20,543,314	2.00	41,122,575	21,120,179	1.95
2.40	22,068,062	10,278,067	2.15	22,460,147	10,437,217	2.15	23,695,102	10,343,268	2.29	23,164,271	10,395,515	2.23	22,452,118	10,786,881	2.08
1.89	17,371,596	9,429,993	1.84	17,086,169	9,635,672	1.77	18,882,966	9,615,508	1.96	19,012,281	9,828,828	1.93	18,946,951	9,929,979	1.91
2.29	20,112,900	8,696,501	2.31	21,235,122	8,781,324	2.42	31,135,891	13,020,993	2.39	33,219,459	12,648,079	2.63	30,298,900	13,038,721	2.32
1.82	3,921,010	2,328,327	1.68	4,694,558	2,418,432	1.94	4,694,558	2,418,432	1.94	4,694,558	2,418,432	1.94	4,694,558	2,418,432	1.94
1.71	3,429,554	1,772,575	1.93	3,263,251	1,809,347	1.80	3,263,251	1,809,347	1.80	3,263,251	1,809,347	1.80	3,263,251	1,809,347	1.80
2.14	15,392,169	7,316,340	2.10	16,752,284	7,531,853	2.22	17,387,417	7,571,466	2.30	16,951,815	7,693,866	2.20	16,841,209	7,917,568	2.13
1.91	11,813,895	6,415,716	1.84	11,340,571	6,548,317	1.73	13,085,357	6,538,843	2.00	14,265,676	6,549,528	2.18	14,890,661	6,665,263	2.23
1.89	5,034,799	2,993,716	1.68	5,086,006	3,054,287	1.67	5,667,248	3,039,274	1.86	6,378,049	3,026,857	2.11	5,746,167	3,155,113	1.82
1.75	5,624,004	3,544,629	1.59	5,659,717	3,576,041	1.58	6,642,776	3,514,987	1.89	6,533,111	3,551,835	1.84	6,795,215	3,611,513	1.88
1.89	27,098,602	13,844,448	1.96	26,759,629	14,031,300	1.91	29,300,790	14,154,727	2.07	28,994,906	14,400,955	2.01	31,245,229	14,258,913	2.19
1.55	2,334,181	1,489,514	1.57	2,431,152	1,514,404	1.61	2,554,390	1,515,493	1.69	2,760,039	1,540,836	1.79	3,018,940	1,568,311	1.92
1.63	5,123,389	3,182,838	1.61	5,215,586	3,248,853	1.61	5,977,966	3,321,591	1.80	5,635,120	3,407,019	1.65	5,631,333	3,417,421	1.65
1.57	4,366,043	2,771,560	1.58	4,258,919	2,848,043	1.50	4,812,916	2,925,398	1.65	5,093,505	3,024,784	1.68	4,961,628	3,023,217	1.64
1.75	22,937,762	12,376,728	1.85	22,267,243	12,368,394	1.80	23,848,971	12,316,042	1.94	26,300,218	12,126,384	2.17	24,371,246	12,104,408	2.01
2.05	25,443,944	11,510,340	2.21	24,768,788	11,919,257	2.08	27,237,728	12,184,495	2.24	26,554,668	12,725,766	2.09	31,136,233	12,611,564	2.47
1.74	12,425,244	7,195,659	1.73	12,393,505	7,353,976	1.69	14,212,788	7,407,453	1.92	14,834,049	7,553,512	1.96	14,311,065	7,488,084	1.91
1.70	16,930,698	9,678,489	1.75	16,627,307	9,658,839	1.72	18,413,700	9,492,723	1.94	19,277,262	9,207,866	2.09	17,065,662	9,280,331	1.84
1.91	20,189,084	9,899,265	2.04	19,384,441	10,080,714	1.92	22,064,983	10,008,476	2.20	22,562,261	10,230,759	2.21	20,877,884	10,152,962	2.06
1.73	11,402,919	7,118,842	1.60	11,366,867	7,167,044	1.59	12,553,821	7,092,776	1.77	12,608,860	7,089,902	1.78	13,631,403	7,212,316	1.89
1.77	5,096,554	3,199,180	1.59	5,369,968	3,210,609	1.67	5,548,506	3,160,432	1.76	5,353,399	3,201,476	1.67	5,691,005	3,257,234	1.75
2.77	4,973,015	1,894,058	2.63	4,378,802	1,947,844	2.25	4,566,677	1,961,369	2.33	5,043,491	2,116,901	2.38	5,016,483	2,106,170	2.38
1.97	9,451,483	4,508,204	2.10	10,531,651	4,589,782	2.29	10,706,100	4,695,084	2.28	9,908,869	4,786,493	2.07	10,810,276	4,769,966	2.27
1.82	24,003,097	13,103,372	1.83	25,944,027	13,212,736	1.96	27,274,264	13,081,486	2.08	26,530,761	12,981,518	2.04	27,515,764	13,060,783	2.11
1.74	3,355,954	2,117,624	1.58	3,610,226	2,218,467	1.63	3,784,315	2,235,665	1.69	4,493,783	2,292,297	1.96	4,171,366	2,379,871	1.75
1.81	3,151,548	1,740,733	1.81	2,796,384	1,793,571	1.56	3,000,997	1,794,079	1.67	3,101,014	1,835,531	1.69	3,385,127	1,885,847	1.80
1.56	4,389,477	2,632,836	1.67	4,255,655	2,697,374	1.58	4,728,804	2,688,050	1.76	4,864,144	2,693,065	1.81	5,204,715	2,780,175	1.87
1.64	3,634,122	2,286,407	1.59	3,760,028	2,361,277	1.59	3,932,792	2,362,983	1.66	4,338,901	2,417,382	1.79	4,080,773	2,445,492	1.67
1.72	3,042,483	1,928,967	1.58	2,982,257	1,964,457	1.52	3,556,053	1,954,459	1.82	3,019,970	1,968,805	1.53	3,117,371	2,027,273	1.54
1.90	5,488,119	2,369,701	2.32	3,903,342	2,431,338	1.61	4,214,536	2,413,579	1.75	4,097,185	2,443,268	1.68	4,370,434	2,461,603	1.78
1.85	6,763,654	3,951,204	1.71	6,847,238	4,086,096	1.68	7,545,513	4,108,320	1.84	8,371,204	4,260,788	1.96	7,480,702	4,284,537	1.75
1.90	14,310,119	7,381,604	1.94	14,517,568	7,402,197	1.96	17,682,337	7,476,452	2.37	17,399,346	7,737,401	2.25	16,881,678	7,872,010	2.14
1.97	4,541,557	2,409,861	1.88	4,316,310	2,542,229	1.70	4,608,783	2,596,150	1.78	5,285,062	2,692,940	1.96	5,266,273	2,744,958	1.92
1.69	2,923,048	1,682,541	1.74	2,870,282	1,729,649	1.66	3,151,252	1,763,754	1.79	3,267,928	1,822,912	1.79	3,301,131	1,882,023	1.75
1.77	14,853,191	8,075,546	1.84	15,417,112	8,169,323	1.89	17,159,274	8,219,655	2.09	17,138,948	8,341,233	2.05	16,569,693	8,389,125	1.98
2.09	12,652,201	6,911,639	1.83	14,435,613	7,057,347	2.05	15,726,534	7,157,283	2.20	17,135,636	7,205,575	2.38	14,911,802	7,280,684	1.95
2.00	19,843,927	9,111,190	2.18	19,761,701	9,455,940	2.09	26,388,588	9,706,479	2.72	24,179,619	10,376,362	2.33	22,337,353	10,187,203	2.19
1.43	3,846,769	2,353,566	1.63	3,706,337	2,395,356	1.55	4,150,528	2,453,923	1.69	4,440,511	2,563,881	1.73	4,069,655	2,579,706	1.58
2.12	1,769,600,366	820,691,378	2.16	1,755,937,008	833,793,589	2.11	1,908,632,299	826,423,930	2.31	1,927,107,286	840,261,311	2.29	1,964,585,396	866,416,653	2.27

シリーズ 千葉の地域紹介 流山市



- 人口：169,461人
(2014年1月1日現在)
- 世帯：68,663世帯
- 市の木：ツゲ
- 市の花：ツツジ

「水と緑と歴史のまち・流山」を失ってはならない

流山市職員組合 梶間 恒夫

人口はもうすぐ17万人

流山市は、もうすぐ17万都市になろうとしている。1967年（昭和42年）の市施行時は、42,649人であった人口は、2013年（平成25年）12月1日現在で169,371人である。

千葉県の北西部に位置し、都心から30km圏内、面積は県内で5番目に小さい市である。東は柏市、西は江戸川をはさんで埼玉県三郷市、吉川市、北は利根運河をはさんで野田市、南は松戸市に隣接する流山市は、市境をなぞるように鉄道が走り、へそのないまちといわれてきた。



1960年代前後から宅地開発始まる

柏駅から野田市に向かう東武野田線に豊四季、初石、江戸川台、運河の4駅。江戸川台駅開設と同時に江戸川台団地が1958年（昭和33年）に誕生。柏駅から松戸市に向けて、1953年（昭和28年）に南柏駅ができ、1957年（昭和32年）に南柏団地（現松ヶ丘団地）が誕生した。また、1969年（昭和44年）、132.5haに及ぶ南流山土地区画整理事業が認

可され、1973年（昭和48年）4月に武蔵野線が開業、新松戸駅から三郷市に向けて、南流山駅が開設され、1989年（平成元年）2月、20年かけて区画整理事業は完成し、南流山が誕生した。

歴史のまち、流山を末永く保全を

しかし、人口は増えたものの、江戸川台も松ヶ丘も南流山も市の中心にはなりえず、市のなかでも西に位置する流山市役所周辺が中心地である。そこは、流山市の歴史のまちでもある。市役所から半径1km以内にそれはある。

江戸時代、みりんの流山全国へ

江戸時代中期より「味酛は流山」と江戸、京都、大阪で名を馳せた。1782年（天明2年）五代目秋元三左衛門は白味酛「天晴」、1814年（文化11年）相模屋の二代目堀切紋次郎は「万上」白味酛。うなぎのたれ、そばのつゆなどの調味料として使わ



れ、お酒、お屠蘇として、とりわけ女性に人気であった。

秋元三左衛門は俳号をもち秋元双樹として小林一茶と親交厚く、その足跡は現在、流山市の一茶双樹記念館に収められている。

また、堀切紋次郎は、「関東の 誉れはこれぞ一力で 上なきみりん醸すさがみや」と謳い、一力の二文字を併せて「万」と読み、上なき味醂の「上」と重ねて「万上」というブランドが生まれた。1917年（大正6年）設立の万上味醂株式会社は、1925年（大正14年）の野田醤油醸造と合併し、現在〈万上〉はキッコーマンのブランドとして名を残している。

今日、みりにこだわる流山市民は、江戸時代を再現しようと「飲めるみりん」に着手。昔ながらの製造法でゆっくりと時間をかけて国産もち米100%の『古式作り流山極上本みりん』が出来上がった。醸造元は利根運河沿いにある「窪田酒造」（野田市）、発売元は地元の「肴かごや商店」。流山ブランドとして全国へ広げようとしている。



軍に取り囲まれ、近藤は無念の出頭、板橋で処刑された。土方は隊士を率いて北進し、会津戦争を戦い、箱館で銃弾に倒れるが、流山は近藤と土方の別離の地として現在陣屋跡がある。

明治に入り流山町は県庁所在地

1867年（慶応3年）大政奉還により、流山周辺は葛飾県となり、1869年（明治2年）1月に県庁が流山に移され、1871年（明治4年）廃藩置県が断行され、印旛県葛飾郡になる。流山は最初の県庁所在地であった。現在葛飾県、印旛県跡が、流山市図書・博物館の敷地内にある。



近藤、土方別離の地流山

幕末、敗走する新選組がたどり着いたのが流山。1968年（慶応4年）三月のこと。近藤勇と土方歳三は流山の酒造家長岡家に入り態勢を立て直したが、新政府



山が流れる・・・流山の由来？

流山の由来はどこからくるのであろうか。先に述べた秋元双樹の墓と連句碑のある光明院が一茶双樹記念館から100mほどのところにあるが、そのお寺の本堂の裏に、樹木に覆われた小高い山がある。その山に、赤城神社がある。建長年間（1249～56年）に上州の赤城山の一部が崩れて当地に流れ着いた。あるいは、洪水のとき上州赤城神社のお札がこの山に流れて来たなど赤城神社の碑文は伝え、〈流るる山〉が転じて〈流山〉となったといわれている。



流山の由来を残す赤城神社

大正時代、流山町民待望の 流山軽便鉄道の誕生

流山市役所へ電車で行くには、常磐線馬橋駅から流鉄流山線に乗り換え、総延長5.7km、12分で



終点流山駅に着く。そこから徒歩5分で市役所だ。この鉄道は1916年（大正5年）開業、流山軽便鉄道といった。当時は、流山町民にとっては「待ちに待った鉄道」であった。

江戸時代から水運栄え、明治にできた 利根運河は近代化を読めず

流山は、江戸時代から明治にかけて水運で栄えた。江戸川には銚子から利根川にいたる船の航路が開設され、流山は絶好の集散地となった。明治になり貨物の輸送が増えるにつれ、利根川から江戸川に行くのに関宿経由であったのをオランダ人ムルデルにより1890年（明治23年）利根運河が完成し、遠回りすることなく江戸川に出、銚子—東京間を6時間短縮した。利根運河の重要性が増し



ていくなか、同時に鉄道建設の動きも始まった。流山を通るルートもあったが、町民は水運を選択。ところが、6年後の1896年（明治29年）日本鉄道土浦線が開通すると、それまで蒸気船で一泊2日要した都心までがわずか2時間で結ばれた。流山にとっては、まさに水運と鉄道のハザマにあった時代といえよう。

明治後期、時代に翻弄された流山

1911年（明治44年）には野田・柏間で県営の軽便鉄道が開通。時代は水運から鉄道に大きく変わっていった。こうした時代の波に乗れず、遅れを取りながらも作られたのが「流山軽便鉄道」であった。しかし、その鉄道の延長は思うようにならず、流山を縦断することはなかった。

戦時中は軍事施設であった平和台駅周辺

戦時中は、兵士の食糧と軍馬の飼料を管理する「陸軍糧秣本廠流山出張所」が現在の流鉄流山線の平和台駅の南西側に作られた。糧秣廠とは、日本陸軍の糧秣を保管、供給する軍事施設。糧秣本廠は、深川越中島にあったが、向島区本所の軍馬用の食糧倉庫が手狭になったことと飼料(干し草)の自然発火の可能性などがあったため流山出張所が設置された。皮肉にも江戸川の水運と常磐線や流山線の鉄道が物資輸送の有利な立地条件となった。軍事施設であることから、アメリカ軍の標的となり、爆撃機B29の攻撃をしばしば流山町は受け、倉庫への攻撃や本鉄道の列車が攻撃され機関士が重傷を負うこともあった。

敗戦後、流山にあった糧秣廠は廃止となり、キックマンなどに払下げとなった。水路や引き込み線などの痕跡がわずかに残っている。また、干草稲荷や流山糧秣廠跡の碑をみることができる。

こうしてみると、流山本町は歴史のまちとしてあり、市を囲むように沿線は開発が進み、住宅都市として発展していったといえよう。

流山市悲願のTX開業は「へそのないまち」を返上できるか

そして、2005年（平成17年）8月24日、市を縦断するようにつくばエクスプレス（TX）が開通。市内に南流山駅、流山セントラルパーク駅、流山おおたかの森駅が開設された。都心部から30km圏内を縦断する鉄道の開通は市外からの転入者を増やし、開業8年で16,000人増え、高齢化社会と言われている時代、年齢別人口では60歳～64歳の団塊の世代を35歳～39歳が上回ることとなった。

流山市の中心駅は、流鉄の流山駅であるが、J



R武蔵野線開業で中心駅機能は南流山駅に移り、TX開業で中心機能は流山おおたかの森に移りつつある。

冒頭で言ったへそのないまち、中心のないまちと言われてきた流山市は、流山おおたかの森駅周辺が中心核となりつつある。

大開発の代償・・

「都心から一番近い森のまち」の空虚さ

ただ、宅地開発と一体となるものであることから、その沿線は、開発が進み、約638haもの宅地造成が行われている。それは市の総面積3,528haの18%に匹敵し、すでに開発された江戸川台、松ヶ丘、南流山、平和台、野々下、宮園、東深井など加えると、「水と緑と歴史のまち」の〈緑〉はほぼなくなりつつあるのではないか。市の広報では、1995年と比較すると2011年の緑被率は13%も減り、36.9%に落ち込んだ、と報じている。市はこれからも開発に歯止めをかける気はないようであることから、市の政策であるグリーンチェーン戦略、「都心から一番近い森のまち」のキャンペーンが空虚にみえてくるのは残念だ。

流鉄流山線は、流山市の時代を映す鏡

最後に、開業してから98年が経つ流鉄流山線(単線)について記載したい。TXが開通し、路線バスも増えたことから乗降客が激減し、ラッシュ時は3両編成であった流山線も現在はすべての時間帯で2両編成。それでも流山市役所周辺の流山駅、平和台駅、鱈ヶ崎駅周辺の住民にとっては都心への貴重な移動手段である。「あかぎ」、「流星」、「流馬」、「なの花」、「若葉」と愛着を持って呼ばれる5車体が延長5.7kmの住宅街を走る。

1972年「砧をうつ女」で芥川賞を受賞した在日



朝鮮人作家李恢成は、1979年に発表した『哭』という小説の中で、主人公が妻の実家である流山へ訪問する場面で、総武流山線(当時)の電車を「チンチン電車」と称し、「童話の世界にまぎれこむような不思議な情感におぼれかけた」と1961年のころの流山線沿線を描き、それから8年後の1969年の流山線から見える沿線の風景が現在の〈流山〉を象徴するように描写しているので紹介し、筆をおく。

馬橋駅で総武N線に乗りかえたのは午後二時ごろであった。相変らずの「チンチン電車」。だがいまでは三台連結に変わっている。八年間の内に、人口がこの沿線にふえていたのだ。今更のようにわたしはこの事実に気づかされた。この沿線は年々ベットタウン化しているのに、なぜかわたしの頭のどこかにいつも末枯れた景色がひろがっていたのであった。どうしてこんな錯覚を永いこともちつづけていたのであろうか。無人駅も減った。かつて見晴すかぎり、畑また畑だったのに、高層団地がすぐに視界に割って入ってくる。造成中の土地ではダンプカーが赤土をのせて走り、葉を落とたくぬぎやかしの木が取りのぞかれようとしている。常緑樹のすぎの木がみえる小山もいつかは崩され、さら地にとってかわるのもそう遠い日のことではないのではあるまいか。

(『哭』より)

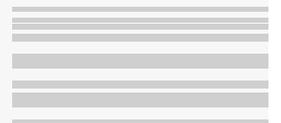
— 県議会報告 —

財政健全化へ 起債残高を減らすことを提案



千葉県議会議員（船橋市選出）

堀江 はつ



県政には是々非々対応

私は民主党千葉県議会議員会という会派に所属し活動していますが、現在定数95名中衆議院議員への立候補や市長選への立候補、逝去などにより12月末現在の会派別内訳は自由民主党54、民主党15、公明党7、日本共産党4、市民ネット・社民・無所属4、みんなの党3、千葉県民の声2、生活1という会派構成になっており、自民党が定数の6割という過半数を占めており、議長・副議長、8つの常任委員会の委員長・副委員長等すべてのポストを独占しており、監査委員1名を民主党会派から選出しているという状況です。

3月に行われた知事選挙では、民主党は現職知事に対して自主投票を選んだことから、各種議案や県政に対する対応は「是々非々」の態度を取っています。しかし、残念ながら県民から出された陳情や意見書は全て自民党の賛否次第で決まるとい構造になっており、保守王国の牙城を崩すためには1名区を廃止し、合区による議員定数の大幅見直しが必要であり、民主党は常に議員定数の見直しと削減を訴えているところです。

厳しい財政状況

県政運営の基本は健全財政ですが、千葉県の自主財政の根幹を占めている県税収入は、今年度は景気が上向きで企業業績がやや回復したことから法人二税や県民税が前年度に比べて1.9%増の6,372億円となったものの、地方交付税が東日本大震災の復旧・復興経費が減少となり地方交付税・国庫支出金などが大きく減少したという特殊年と言えるのかもしれませんが、財政不足は臨時財政対策債・減収補てん債の発行や退職手当債で埋め合わせをするという手法であり、県債残高は平成24年度で2兆8千467億円に上っており、満期一括償還のための積立金も3,166億円に上ります。

また、24年度の一般会計決算では民生費の伸びが大きく、決算額は2,393億5,400万円と歳出の15.25%を占めており、今後も民生費は増大することが見込まれます。千葉県は24年度から4年間で財政健全化の道筋をつけたいと「千葉県財政健全化計画」と併せて「千葉県行政改革計画」を作成しましたが、その根幹は県職員の人員削減、賃金抑制や退職金の削減となっており、真の行革や財政再建策には程遠いものと言わざるを得ません。そこで私たちは真の財政健全化は「起債残高を減らすこと」であることを県議会で主張しています。

財政改革のためにはあらゆる県有資産を全庁的に掌握・管理し、行財政改革の観点から、保有し続ける必要性・妥当性に問題がある資産は積極的に売却すべきと26年度予算要望内容で強く訴えましたが、財政不足解消の道のは大変厳しいものです。

急速に進む少子・高齢化社会

さて、千葉県の人口は2010年の621万6千人をピークに減少し始め、2025年には598万7千人に減少すると国立社会保障・人口問題研究所は見込んでいます。また、千葉県の高齢者（65歳以上）人口の割合が2010年21.5%から2025年28.7%と高まる一方で、生産年齢人口の割合（15歳以上64歳以下）も2010年65.4%から2025年には60.1%と減少することが予想されています。

高齢化に伴い、医療・福祉に対するニーズは高まり、医療・福祉サービスの基盤整備をいかに充実させていくことができるのが最大の課題であり、そのためにはそれを支える人材の確保策が課題となります。

また、少子化が進む中で、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯を如何にして地域コミュニティを確立し、安心して地域の中で暮らし続けられる社会をつくり上げていくかが課題ですが、

市町村ではこのことを見据えながら地域包括支援センターの充実に向けて動き出しました。

また、千葉県の特出生率は厚生労働省の統計で2012年1.31%と低く、少子化には歯止めがかからない状況にある一方、都市部においてはマンションなどの大規模宅地開発が進み、小中学校の不足や保育所への待機児童解消が課題となっており、地域によっての課題が多様化しており、千葉県は全国の縮図であるともいえるのではないのでしょうか。

公共施設の建て替えが目白押しに

厳しい財政運営を強いられる中で、バブル期に建設した大型の公共施設が老朽化し建て替えの時期を迎えています。公共施設の長寿命化計画を立て対応することになってはいますが、財源不足の中でその計画をどの様に進めていくのかも課題です。特に千葉県がんセンターと千葉県救急医療センター、千葉県リハビリセンター、千葉県精神科医療センターなどの老朽化、消防学校建設と併せた防災センター建設に伴う用地選定問題、県立の文化・福祉施設、橋梁やトンネル、護岸整備などを早急に進めていかなければなりません。

県財政計画では県税収入、未使用地の売却、徹底した事務事業の見直しなどを講じても4年後には700億円の財源不足が見込まれる中で、どのように建設費を捻出し、県民の生命と財産を守っていくのが喫緊の課題です。

経済活性化と農林水産業の育成

千葉県の経済発展のためには東葛・湾岸ゾーン・空港ゾーン、香取・東総ゾーン、圏央道ゾーン、南房総ゾーンを設定し、地域の特性を活かし、県内全体の経済発展を目指していますが、そのキーポイントとなりますのはアクアライン800円の社会

実験が25年度末で終了しますがその後国から認められるかどうかの問題にかかっています。仮に認められなかった場合の県財政負担は膨大なものになり、千葉県の経済発展にも大きな影響をもたらします。また、圏央道の横芝・光までの開通により、新しい工業団地の造成も始まりますが、他方、千葉県内の企業が他県に流出しないための方策も課題です。

また、野菜の生産高は全国でも高水準を保ち、水産業でも全国有数の水揚げを誇っており、これらを活かした観光づくりも課題ですが、民主党県議会議員は農業関係者が少ないこともあり、これらの取り組みが希薄になっていることも反省しなければなりません。

子どもたちが健やかに育つ環境づくり

未来の子どもたちにみどり豊かな地球を残していかなければなりません。東日本大震災や台風などで自然の恐ろしさを痛感した今、循環型社会を推進していくことが必要です。子どもたちは未来の担い手であり、子どもを産み育てるための環境保全は大切な課題です。

今、教育現場ではいじめ問題、不登校問題、増え続ける重度障害児に対する特別支援学校の対応、社会的養護が必要な子供たちへの対応としての児童養護施設の充実など課題は山積しています。

限られた財政の中でいかに効率良く、県民のためになる施策を実現させていくのが私たち県議会議員一人ひとりの課題であり、追いつける永遠のテーマとも言えましょう。思いつくまま課題を列記致しましたが、皆様とご一緒にどれが優先すべき課題であるかを選択しながら、政策実現に向けて努力して参ります。

— 市議会報告 —

まちづくりの重要なポイントは 地域自治会!!



君津市議会議員
岡部 順一

私は、行政として住みよいまちづくりにむけて、取り組まなければならないことは、都市基盤の整備はじめ保健・医療、教育環境の整備等々多くありますが、重要な課題の一つが市民参加・協働まちづくりであると思っています。

市民参加・協働まちづくりは、行政と市民の皆様がともに汗を流し課題解決を図ろうとするものですが、その中でも私は地域自治会の役割は大きなものがあると考えており、ここでその思いと取り組みについて述べたいと思います。

市民協働のまちづくり

十数年前までは、社会資本整備や公共の福祉に関するサービスの提供について、行政主導により一定水準の整備やサービスの提供が行なわれ、その領域については、高度経済成長を背景に一層拡大してきました。

しかしながら、市民の皆様の価値観やライフスタイルの多様化とともに、ニーズも幅広くなっている中で、限られた財源のもと、これまでのように行政が画一的なサービスを多くの領域にわたって提供するというシステムでは、市民のニーズに的確かつ迅速に応じきれない状況になっています。こうした実態を踏まえ、これからは地域に住み、生活する市民自らの責任のもとで、自らのまちづくりをしていくといった意識のもとでの市民参加が重要であり、各自治体では市民協働のまちづくりが進められています。

君津市は市民参画・協働によるまちづくりの実効性をあげるため、市民や各種団体と行政の連携・協力についての基本的な考え方やそれぞれの役割などを明らかにする「君津市市民協働のまちづくり条例」を平成21年1月1日制定しました。この条例に基づいて、市民の皆様の意見を市政に反映し、また、役割を分担しながら「いつまでも住み

続けたい」と思える活力に満ちた魅力あふれるまちづくりを目指しています。

私は上述のとおり、市民協働のまちづくりの重要なポイントは、地域自治会と考えています。現在、多くのNPOや各種ボランティア団体等の皆様、まちづくりや市民福祉の向上に向けて活動しています。

地域自治会は、同一地域の住民の皆様が自分たちの社会生活のため、自主的に運営している組織ですが、市政協力員の設置をはじめ市の情報発信手段である回覧板の対応や資源ごみ回収作業、さらには地域防災活動、防犯パトロールなど実施し、住民の皆様各種苦情・要望の対応など、地域自治会内に居住をされている皆様のお世話を中心に活動しており、行政の運営にとっても、重要な組織であります。平成23年3月11日発生した東日本大震災でもわかるとおり、避難所での世話役はじめ震災後の地域におけるまとめ役として地域自治会の存在は大変大きなものがあります。

施策実現には自治会の協力が不可欠

現在の地域自治会は、行政が広範囲の取り組みを行なってきているため、財政上の問題さらには優先順位の関係などから、問題の解決が遅れぎみになってきており、行政だけに頼ってはいけなとの意識が生まれつつあり、自分たちで出来ることは実施していこうという自治会の動きが少しずつ見られます。

一方、行政としては施策を実現させていくために、地域自治会の協力が不可欠です。地域自治会が十分な統制がとれていることにより、地域住民の皆様意向が把握され徹底した行政施策が実現していくものと考えます。

そこで、行政として地域自治会とどのように連携を強化しながら取り組んでいくのか。

1. まず、地域自治会との信頼関係をより一層深めていくこと。

地域自治会の要請を含めた各種相談や行政から地域自治会への依頼について、行政は市民の目線・立場に立って対応を図ることが大切です。画一的な見解を述べるのではなく、それぞれの地域自治会の状況を把握し、親しみやすい雰囲気です丁寧な対応をすることによって信頼関係が生まれてくるものと思います。

また、行政は自分たちのまちは自分たちでつくるという意識が芽生えはじめている地域自治会の住民自治意識を十分に受け止め、地域自治会内の公園整備はじめ美化清掃、防犯パトロールなどの取り組みを支援し、規制のある公園内の樹木伐採や公共敷地から出た雑草刈り、池・川の整備清掃などについても、自治会が申請すれば市としてできる限り、地域自治会が実施しやすいように支援し、信頼関係をより深め連携を強化していくことが重要と思います。

行政にとっても、こうした地域自治会の自主活動が活発になることは、市民の皆様の貴重な税金の歳出削減にもつながるものと思います。

2. 地域自治会内のコミュニケーション強化に支援すること。

地域自治会にとって、住民間のコミュニケーションを図ることは自治会運営にあたって重要であり、地域自治会のコミュニティ施設では、自治会館や青年館などが設置されています。こうした施設は、自治会ははじめ老人会・婦人会の会議などに利用しているものの、全体的に利用率が低いため日頃は鍵がかかっています。鍵がかかっているから利用率が低いとも言えます。

私の住んでいる地元の自治会館は、自治会の運営により、1週間のうち月曜日を除き6日間は5名の住民の方が午前・午後でローテーションを組み合わせながら、少ない報償で開館しています。老人会・婦人会・子供会はもとより、趣味のパッチワーク・囲碁・将棋・踊り・カラオケ・バンド演奏や予約なしのお茶飲み会など、多くの住民の皆様が利用し、ほとんど毎日利用者がいます。

どこの地域自治会内にも元気なお年寄りが多くいます。そうした皆様と自治会とで話し合い自分たちができる範囲の中で週の1日でも2日でも開館していくことは可能だと思います。一方、地域



資源ごみ回収の世話をする自治会役員

自治会館の予定表

自治会が管理する自治会館や青年館等の施設の建設および改修を行なう際は、地域自治会の負担がありますが、貴重な税金を使って補助しております。そうした観点からも行政は情報を発信しながら、各地域自治会の自治会館や青年館の利用拡大にむけ積極的に取り組む必要があると思います。

3. 地域自治会の加入率向上に支援すること。

地域自治会は任意の団体であり、基本的に強制加入させることができないことは、十分承知していますが、本市の地域自治会加入率は地域によって若干の差はあるものの、全域平均で70%弱であり、行政の施策を徹底していくには不十分と思っています。行政は加入率を上げるため、地域自治会についての説明や活動内容・加入方法を、転入者受付時に配布している暮らしの便利帳や、市のホームページで周知しておりますが、あまり効果は上がっていません。

したがって、加入促進策として自治会は転入者に入会を要請することはもちろんのこと、行政は

転入時に転入される地域の自治会長の住所を知らせ、加入するよう呼びかけるとともに、加入率の低い地域自治会はアパートが多くあることから、アパート経営者に対し、入居者の全世帯が自治会に加入するよう強力な働きかけが必要と思います。

行政は地域自治会と連携し、全世帯が地域自治会への加入するよう支援を行なうことが必要と思います。全市民が地域自治会へ加入することが非常時の対応や地域コミュニティさらに、行政運営にとっても重要であると思います。

以上述べてきました内容については、これまで私が本会議や予算・決算審査特別委員会等において発言し取り組んできた内容です。

今回は、地域自治会について述べましたが、地域自治会が十分に機能を発揮できれば、その集合体の市は、まさに市民協働のまちになることと思います。まちづくりの重要なポイントは、地域自治会の活動にかかっているといても過言ではないと確信し活動報告とします。

東日本大震災体験アンケート報告集を発行

自治労銚子市役所職員労働組合 大網 裕 弥



私たち銚子市職労は自治研活動の一環として、市職員が東日本大震災当時に様々な場所で見たこと、聞いたことを記録に残す活動に昨春から取り組んできましたが、ようやくその報告集の発行に漕ぎつけることができ、関係各所に配布するに至りました。

何気ない会話からスタートしたこの活動も、開始当初はアンケートの回収率などについて心配していましたが、終わってみれば予想をはるかに超える反応に胸をなでおろしました。回答には、多くの実体験や貴重な意見等が含まれていましたが、大別すると防災対策や避難訓練の必要性、地域コミュニティの醸成、また私たち自治体に働く者に大きく関わってくる公務員としての義務などに集

中していました。また、「災害は忘れた頃にやってくる」などの言葉のように、自戒の念を込めた感想も多数見られました。

今回の報告集は写真等も少なく、単に回答者の思いを箇条書きしたような形となっています。しかし、この中にわずかでも将来に残すべき課題や提言があるとすれば、長期間にわたった活動も私たちは成果があったと考えています。

なお、本報告集は発行部数の関係で関連団体等にしか配布しておりませんが、今回、千葉県地方自治研究センターのHP (<http://chiba-jichiken.net/>) にも掲載していただきましたので、参考までにご一読いただければ幸いです。



語り継ぐために

～東日本大震災体験アンケート報告集～



自治労銚子市役所職員労働組合

新聞の切り抜き記事から



研究員 鶴岡 美宏

当センターの地方自治に関する新聞切り抜きファイルから、主な記事を抜粋して紹介します。

□第17分冊 (2013年8月30日～11月6日)

県が新総合計画案 森田県政政策方針

千葉県の森田健作知事が3月の知事選で掲げた「くらし満足度日本一」の実現に向け、新たに49項目の数値目標を提示、防災強化や経済活性化などを進める。9月26日開会予定の定例県議会に提案する。(毎日8/30)

地方分権改革 堅実な事務権限委譲が肝心だ

一時のムードに惑わされず、国から地方への事務・権限の委譲を現実的な手法で着実に進めることが肝要である。政府が地方分権改革有識者会議に、地方への事務・権限委譲案を提示した。

(読売社説8/30)

カジノ含むリゾート調査 公約工程表に盛り

千葉市は2014年度、カジノを含む複合施設「統合リゾート(IR)」の誘致に向け調査を始める。2日に発表した熊谷市長の公約の実現に向けた「事業工程表」に盛り込んだ。(日経9/3)

専決処分訴訟 白井市 上告断念を表明

北総鉄道への補助金支出の専決処分を巡り、白井市を相手取り補助金返還などを求めた住民訴訟で、同市は5日、専決処分を違法とした控訴審判決を受け入れ、上告しない方針を明らかにした。

(読売9/6)

厳しい千葉市の国保財政 告示方式で毎年改定へ

厳しい運営が続く市の国民健康保険特別会計。累積赤字は約116億円に達しており、慢性的な収支不足が続いている。市は9月定例議会に、保険料率を法律で定める「明示方式」を改め、条例で定めた算定方式に基づき決める「告示方式」を採用する国保条例の改正案を提案している。議案が

可決されれば、今後は年度ごとに保険料率を見直すことになる。(千葉日報9/11)

松戸市議会常任委 市長公約に“待った”

松戸市議会の総務財務常任委員会が13日開かれ、市が提案した新規条例「住民投票条例」案を審議したが、「松戸市に今必要なのか」「議論が深まっていない」などと慎重姿勢を示す委員が相次ぎ、今議会での賛否を先送りする継続審査とした。

(千葉日報9/14)

地方分権の成果を自治体は住民に示せ

政府の有識者会議が地方分権に関する当面の方針をまとめた。国から地方へ移す事務や権限を列挙しており、年内をめどに最終案を決めるという。

(日経社説9/22)

地方議員の質 私たちの目で育てよう

地方分権が叫ばれて久しい。自治体が独自の施策を競う時代ともいわれる。だが、議員のレベルは向上しているだろうか。各地で相次ぐ不祥事に、市民はあきれている。とくに、政務調査費と呼ばれる支給金をめぐると問題は、地方自治のありかたの根幹を考えさせる。

(朝日社説9/26)

54市町村の12年度決算 歳出入ともに過去最高

千葉県内54市町村の2012年度の普通会計見込みは、前年度から続く東日本大震災からの復旧復興や防災対策事業が増大し、歳入、歳出とも過去最高となった。

(千葉日報9/28)

銚子市、新たな行革着手推進室設置、事業仕分けも

財政難に悩む銚子市は10月から新たな行財政改革に取り組む。今年度末にも赤字決算に陥る可能性があるためだ。

(毎日10/1)

県議会代表質問 答弁要旨

磯部裕和議員(民主党)は、成田空港を中心と

した県内経済の活性化を目指す「成田空港活用協議会」と羽田空港の連携について取り上げた。

森田知事は「県としても外国人観光客向けの新たな旅行商品の開発につながる取り組みを進めていきたい」と意気込みをみせた。(千葉日報10/3)

県議会代表質問 答弁要旨

竹内圭司議員(民主党)は千葉県内の営利法人が運営する約2800の介護サービス事業所への監査結果を聞いた。

川島健康福祉部長は、昨年度まで5年間の監査で、資格要件、人員配置が基準を満たしていない313サービスに改善勧告などの行政指導を行ったと報告した。(千葉日報10/5)

県議海外派遣は必要?予算1000万円、毎年未消化

千葉県議会は2年前、凍結していた海外派遣の再開を決めた。だが、いまだ利用はゼロ。「必要がないからでは」。こんな声も出るが、推進派の自民党は「航空機は原則エコノミー利用」という制限をなくすなど、より利便性を高めるよう主張し始めた。公費を使った海外派遣のあるべき姿とは。各会派が近く話し合う。(朝日10/7)

課長級以上の再就職 3割が外郭団体に天下り

9月千葉県議会は7日、自民党の4議員のほか民主党の網中肇議員が一般質問を行った。網中議員の質問に対して県は、昨年度末に退職した課長級以上の再就職者の約3割が県の外郭団体に“天下り”していることを明らかにした。また、外郭団体の常勤役員の6割を県退職者や派遣職員が占めていることも分かった。(千葉日報10/8)

ケースワーカー過半数無資格

千葉県は7日、県所管の6福祉事務所で生活保護業務に従事するケースワーカーの過半数が、社会福祉法で義務付けられている社会福祉主事の資格を取得していないことを明らかにした。県議会一般質問で川島貞夫・県健康福祉部長が網中肇議員(民主)の質問に答えた。(読売10/8)

県議会一般質問 答弁要旨

天野行雄議員(民主党)は千葉大医学部の定員拡大について県の見解をただした。

鈴木保健医療担当部長は「県別の人口当たりの

医師数と医学部定員数には相関関係がある」とし、養成と合わせ医師の県内定着が重要と答弁した。

(千葉日報10/9)

八千代市長 建設中止断念を示唆

八千代市の秋葉就一市長が一般会計修正補正予算案の可決を不服とし、審議やり直しを求めた10日の臨時市議会は、再議可決に必要な3分の2以上の賛成多数で再び可決した。同案は、選挙公約実現のため、秋葉市長が中止を決定した歩行者専用橋建設の事業費を再び計上している。(毎日10/11)

県内自治体 公共施設削減へ計画

千葉県内の自治体が相次ぎ公共施設の削減に向けた取り組みを始めた。大規模修繕に必要な今後の投資額などを示した白書を公表し、小中学校や公民館の統廃合といった具体的な削減案につなげる狙いだ。(日経10/11)

銚子市、4億円赤字か 市有地売却却否が鍵

銚子市は、21日開かれた市行財政改革審議会第2回会合で、約4億644万円の赤字となる新たな本年度収支見通しを明らかにした。(千葉日報10/23)

県議海外派遣ルール改正ビジネスクラス利用可能に

県議会の議会運営委員会は22日、最大会派の自民党が提案した県議の海外派遣ルール改正案を全員賛成で了承し、決定した。(読売10/23)

認定看護師養成支援 県見込みの3割満たず

看護師の確保対策として、千葉県が昨年度に創設した認定看護師養成支援事業の予算執行額が当初見込みの3割に満たなかったことが28日、県議会決算審査特別委員会で明らかになった。

民主党の石井宏子議員の質問に県が答えた。

(千葉日報10/29)

東金の新病院救急部門の赤字 周辺自治体も負担を

重症の救急患者に対応する医療機関として、東金市と九十九里町が来年4月に設置する東千葉メディカルセンター(東金市)の収支計画説明会が30日、あった。県と両市町は、救急医療部門は赤字が継続する見通しを示し、補填のため地元17市町村による負担金の拠出を求めた。(朝日10/31)

<次号へ続く>

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。

下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入 手 資 料	著 者	発 行 元	種 類	日 付
北海道自治研究535 2013参院選		北海道地方自治研究所	情報誌	2013. 9. 2
かながわ自治研月報8 アベノミクスと財政		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2013. 9. 4
自治体の公共政策	岩崎 忠	学陽書房	単行本	2013. 9. 9
地方自治京都フォーラムvol.119 こんにちは宇治市長		京都地方自治総合研究所	情報誌	2013. 9. 9
自治研さがNO.6 労働市場の構造変化とセーフティネットの再構築		佐賀地方自治問題研究所	情報誌	2013. 9. 9
月刊自治研9月号 地域の公共交通を守り育てる		自治研中央推進委員会	情報誌	2013. 9. 9
信州自治研9月号 「美しい村づくり」を考える		長野県地方自治研究センター	情報誌	2013. 9.18
とちぎ地方自治と住民VOL.486 「地域主権」改革の成果と分権の行方		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2013. 9.18
北海道自治研究536 北海道における「平成の大合併」の調査・研究に向けて		北海道地方自治研究所	情報誌	2013. 9.30
自治研ぎふ107号 環境保全と税～清流の国ぎふ森林・環境税		岐阜県地方自治研究センター	情報誌	2013.10. 1
自治総研9月号 地域における政党と「地域政党」		地方自治総合研究所	情報誌	2013.10. 1
埼玉自治研40 軽度者は介護保険サービスから外されるのですか？		埼玉県地方自治研究センター	情報誌	2013.10. 1
月刊自治研10月号 公共施設マネジメントとリノベーション		自治研中央推進委員会	情報誌	2013.10. 9
市町村合併による防災力空洞化	室崎益輝	ミネルヴァ書房	単行本	2013.10. 9
同一価値労働同一賃金をめざす職務評価	遠藤公嗣	旬報社	単行本	2013.10. 9
新潟自治57 人口減少社会にどう立ち向かう―新潟県の現状と課題―		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2013.10.16
信州自治研10月号 長野県で一番小さな村の挑戦		長野県地方自治研究センター	情報誌	2013.10.16
フォーラムおおさか134 堺市長選挙と大阪都構想の行方		大阪地方自治研究センター	情報誌	2013.10.16
自治研とやまno.86 「中山間地域農業・農村の現状と活性化のための提言」について		富山県地方自治研究センター	情報誌	2013.10.21
自治研かごしま10月 8.6水害から20年		鹿児島県地方自治研究所	情報誌	2013.10.21
川崎市での財政を考える		川崎地方自治研究センター	報告書	2013.10.21
とちぎ地方自治と住民VOL.487 2012年度栃木県普通会計決算概観		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2013.10.22
みやぎ研究だより72 地域医療はだれのために		宮城県地方自治問題研究所	情報誌	2013.10.28
自治権いばらき112 都市再生に資するMER研究からの課題提起と地域政策		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2013.10.28
とうきょうの自治no.90 男女共同参画がデザインするコミュニティ		東京自治研究センター	情報誌	2013.10.28
かながわ自治研月報10 2013年参議院選挙の結果を読む		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2013.11. 5
自治研いわて45 2013いわて地方自治研究集会		岩手県地方自治研究センター	情報誌	2013.11. 5
自治総研10月号 非正規公務員と間接差別		地方自治総合研究所	情報誌	2013.11. 5
北海道自治研究537 <追悼 十亀昭雄先生>		北海道地方自治研究所	情報誌	2013.11. 5
語り継ぐために ～東日本大震災体験アンケート報告集～		銚子市役所職員労働組合	報告書	2013.11. 5
月刊自治研11月号 進まぬ復興交錯する思い		自治研中央推進委員会	情報誌	2013.11.13
市政研究 13秋号 指定都市の住民自治		大阪市政調査会	情報誌	2013.11.13
八王子自治研究センター通信 八王子の財政と分権		八王子自治研究センター	情報誌	2013.11.13
地方自治ふくおか10月 食の自治と循環		福岡県地方自治研究所	情報誌	2013.11.13
信州自治研 11月号 女子力×田舎力		長野県地方自治研究センター	情報誌	2013.11.18
災害に強いまちづくり		自治研作業委員会	報告書	2013.11.20
とちぎ地方自治と住民VOL.488 教育フォーラム2013		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2013.11.20
ながさき自治研NO.58 「なぜ公契約条例は必要か？」		長崎県地方自治研究センター	情報誌	2013.11.20
自治研なら109 震災からの教訓 依存からの脱却		奈良県地方自治研究センター	情報誌	2013.11.21
リベラル政治再生をめざして		神奈川県地方自治研究センター	ブックレット	2013.11.25
自治総研11月号 岩手県大槌町にみる東日本大震災の復興課題		地方自治総合研究所	情報誌	2013.11.26
北海道自治研究538 憲法改正手続きをめぐる諸問題について		北海道地方自治研究所	情報誌	2013.11.28
月刊自治研12月号 2013年出現！今後どうなる？		自治研中央推進委員会	情報誌	2013.12.10
ぐんま自治研ニュース117号 第23回参議院選挙と中期の政治・社会展望		群馬県地方自治研究センター	情報誌	2013.12.12
とちぎ地方自治と住民VOL.489 2012年度市町村普通会計決算概観		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2013.12.18
信州自治研12月号「満蒙開拓平和祈念館」の現状と来館者の声		長野県地方自治研究センター	情報誌	2013.12.18
自治研山口no.81 山口県における「道の駅」の防災性能の向上に関する一考察		山口県地方自治研究センター	情報誌	2013.12.24
自治権いばらき113 茨城県の地域医療政策について		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2013.12.24
自治研ふくい56 福井の教育ホット・リポート		福井県地方自治研究センター	情報誌	2013.12.24
自治総研12月号 特別職非常勤職員とは何か		地方自治総合研究所	情報誌	2013.12.27
北海道自治研究539 「特定秘密保護法」案の内容と問題点		北海道地方自治研究所	情報誌	2013.12.27
自治研ぎふ108号 飛騨高山の個性と交流を通じた地域づくり		岐阜県地方自治研究センター	情報誌	2013.12.27
かながわ自治研月報12 着実に広がりを見せている公契約条例制定の動き		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2013.12.27
地方自治京都フォーラムvol.120 労働統合型社会的企業の活動が地域にもたらしているもの		京都地方自治総合研究所	情報誌	2013.12.27

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			電話 () ファックス () メールアドレス

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館別館 3階(教職員福祉会館)

TEL.043-225-0020 FAX.043-225-0021 E-mail:chiba-jk@chiba-jichiken.net

編集後記

昨年10月26日に、当センター主任研究員の申龍徹さんを講師に定例講演会の開催を予定していましたが、大型台風の接近が続いたため、残念ながら中止としました。本誌はこれまで毎号、講演会の記録をメインの記事にしてきましたので、今号では、申さんに講演会のために準備した内容を書き下ろしていただきました。申さんには、前号から「自治体政策のキーワード」の連載をお願いしましたが、今号は休載にしました。

鴨川市長インタビューは第9号（2012年10月）以来、久々の首長インタビューとなりました。12月市議会を終えた12月17日と大変厳しい日程で応じていただき、教員出身の長谷川市長から、小中一貫校の取り組みなど教育改革をはじめとして、山と海に囲まれた豊かな自然と伝統文化、観光、大規模医療施設などの医療や福祉についてお話しいただきました。

前号の銚子市職労の取り組み報告に続き、今号では我孫子市職の自治研活動の経験を紹介していただきました。今後も積極的に各単組や会員の活動報告を掲載したいと考えています。

宮崎理事長による「数字で掴む自治体の姿」は連載11回目になり、「歳出の状況(1) 目的別歳出」を詳しく説明していただきました。「目的別歳出」については次号に続きます。

2月15日(土)14時30分から千葉県教育会館で結城康博先生による当センターの定例講演会「高齢者を取り巻く地域力の可能性と限界」を開催します。また、6月14日(土)に第6回定期総会と今井照先生（福島大学行政政策学類教授）による記念講演会「震災復興と地域再建（仮題）」の開催を予定しています。

事務局長 宮原 一夫

6月講演会のお知らせ

- 1 日時 6月14日（土）15時から
- 2 場所 千葉県教育会館
- 3 講師 今井 照（福島大学教授）
- 4 演題 「震災復興と地域再建」（仮題）

震災から3年過ぎましたが、被災地の復興は道半ばです。原発被害地でもある福島から、震災後の地域の現状と今後のまちづくりについて事例にのっとり、分かりやすく講演していただきます。

自治研ちば VOL.13

2014年2月12日発行
発行 一般社団法人
千葉県地方自治研究センター
千葉市中央区中央4-13-10
千葉県教育会館別館3階
TEL 043-225-0020
FAX 043-225-0021
編集 宮原一夫
印刷 株式会社メロウリンク企画
頒価 800円（送料別途）

自治研 ちば 既刊案内

バックナンバーの
申し込みは当研究
センターまで
1部500円

2010年6月 (vol.2)



- ・巻頭言
理事長 井下田 猛
- ・検証！民主党政権による社会保障の行方
淑徳大学准教授 結城 康博
- ・千葉県一般会計
当初予算について
千葉県議 天野 行雄
- ・千葉市の平成22年度
予算について
千葉県議 三瓶 輝枝
- ・連載「房総の自治鉾」第2回
理事長 井下田 猛
- ・連載②
数字で掴む自治体の姿
副理事長 宮崎 伸光
- ・歴史的資源を
活用したまちづくり
香取市 吉田 博之
- ・公共の担い手
NPO法人
子育て支援グループ
ハミングちば

2010年10月 (vol.3)



- ・巻頭言
副理事長 佐藤 晴邦
- ・2010年度の地方財政
計画と千葉県の財政状況
自治総研 高木 健二
- ・銚子市立病院
1年8ヶ月ぶりに再開
銚子市議 加瀬 康蔵
- ・小さな自治体の継続に向けて
酒々井町議 川島 邦彦
- ・北総鉄道運賃下げと
地方自治
鎌ヶ谷市議 藤代 政夫
- ・公共の担い手
トータル介護サービスアイ
代表 大塚美知雄
- ・連載「房総の自治鉾」第3回
理事長 井下田 猛
- ・連載③数字で掴む自治体の姿
副理事長 宮崎 伸光
- ・「東洋のドーバー」
銚子市 平野 寛

2011年2月 (vol.4)



- ・巻頭言
研究員 網中 肇
- ・第7回千葉県地方自治研究会
「新しい公共」
自治体でどう取り組むか
法政大学法学部教授
名和田是彦
- 副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- 白井市長 横山久雅子
- ワーカーズコープちば専務理事
菊地 謙
- 研究員 網中 肇
- ・連載「房総の自治鉾」第4回
理事長 井下田 猛
- ・連載④ 数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・召しませ！白樺派のカラー
我孫子市役所 嶋田 繁
- ・公共の担い手
特定非営利活動法人TRYWARP
代表理事 虎若 雅明
- ・自治研センター事務局より～
事務局長 高橋 秀雄
- ・紹介・スクラップブック
「千葉県地方自治関係記事」
理事長 井下田 猛

2011年 6月 (vol.5)



- ・巻頭言 副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・今、地方議会に問われているもの
自治研センター講演会より
法政大学法学部教授 廣瀬 亮哉
- ・野田市長、巨大地震と公約条例を語る
2011年4月15日 野田市役所にて収録
野田市長 根本 崇
理事長 井下田 猛
自治労千葉県本部委員長
佐藤 晴邦
- ・東日本大震災に見えてきた課題
と今後の対応
銚子市職労 大網 裕弥
(特集・東日本大震災)
香取市長 宇井 成一
副理事長 佐藤 晴邦
事務局長 高橋 秀雄
- ・東日本大震災における浦安市の被災
浦安市市長公室長 中山 高樹
- ・連載：数字で掴む自治体の姿
⑤(番外編)：数字で伝わる震災の記録
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・地震・津波・原発震災と緊急提言私案
理事長 井下田 猛
- ・平成の大合併とコミュニティの多重化
淑徳大学コミュニティ政策学教授
佐藤 俊一
- ・連載「房総の自治鉾」第5回
理事長 井下田 猛
- ・シリーズ 千葉の地域紹介
発祥の里・健康笑顔のまちこうざき
神崎町役場 浅野 憲治
- ・公共の担い手
地域コミュニティの再生に貢献
特定非営利活動法人
VAICコミュニティケア研究所
- ・自治体の事業紹介
千葉市の雇用推進事業
元千葉市就労相談員 東出 健治
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏
- ・読者の声 佐倉市 井原 慶一

2011年 10月 (vol.6)



- ・巻頭言
理事 衆議院議員 若井やすひこ
(特集・東日本大震災)
復興への地方財政の役割
一災害救助会として自治体財政を見る
公益財団法人地方自治総合研究所研究員
菅原 敏夫
- ・東日本大震災における習志野
市の被災と今後の取組み
習志野市総務部生活安全室長
角川 雅夫
- ・香取市長、震災対策を語る
2011年7月28日香取市役所にて収録
香取市長 宇井 成一
副理事長 佐藤 晴邦
事務局長 高橋 秀雄
- ・通信部日記
東北の通信部で過ごした7年余
ジャーナリスト 塚本 弘毅
- ・千葉県平成23年度補正予算から
何を見るか？
理事 千葉県議会議員
ふじしろ 政夫
- ・連載「房総の自治鉾」第6回
理事長 井下田 猛
- ・連載⑥：数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・マイクロネシア連邦と日本との交流
NPOマイクロネシア振興協会活動
NPOマイクロネシア振興協会事務局長
川崎 正和
- ・若者に農業をやってみたいと
思われる魅力ある農業を！
八千代市農業委員 黒澤 澄朗
- ・公共の担い手
千葉市成年後見支援センター
の取組みについて
千葉市成年後見支援センター 所長
根岸 淳一
- ・シリーズ千葉の地域紹介
市川市 ガーディング・シティいちかわ
(2011年4月6日～6月22日)
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

2012年 2月 (vol.7)



- ・巻頭言 副理事長 佐藤 晴邦
- ・自治研センター講演会・パネル
ディスカッション
「入札改革」社会的価値の追
究と公契約
法政大学大学院政策創造研究科教授
武藤 博己
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
市川市副市長 遠峰 正徳
全建設連千葉県連合会執行委員長
鈴木 紘
理事 千葉県議会議員 藤代 政夫
- ・地方自治と原発交付金
一原発交付金と独自の原発マネーを
中心として
理事長 井下田 猛
- ・脱原発へ…… 小さな一歩でも！
脱原発、市川市長の会 能登 甚五
- ・液状化に強い街へ
千葉県議会議員 (浦安市選挙区)
矢崎 聖太郎
- ・東日本大震災と地方自治体の
危機管理
東金市議会議員 水口 剛
- ・連載「房総の自治鉾」第7回
理事長 井下田 猛
- ・連載⑦：数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・公共の担い手 生活保護受給
者と社会的参加の場づくり
ワーカーズコープちば専務理事
菊地 謙
- ・シリーズ千葉の地域紹介
鴨川市「自然と歴史を活かした
観光・交流都市」をめざして
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

2012年 6月 (vol.8)



- ・巻頭言
理事 総武法律事務所 弁護士
小川 寛
- ・自治研センター講演会
自然の法則・摂理を無視して
いた巨大広域開発への警鐘
～巨大地震が物語った液状化・流動化・
地波現象と津波～
茨城大学名誉教授 楳井 久
(日本地質汚染害機構・医療地質研究所)
- ・千葉市長を迎え 対談：大都市
問題 一大阪都構想・大都市制度一
千葉県市長 熊谷 俊人
東京自治研究センター 研究員
佐藤 草平
理事 千葉県議会議員 網中 肇
- ・自治体当初予算検討の視点
理事長 井下田 猛
- ・連載「房総の自治鉾」第8回
理事長 井下田 猛
- ・大震災・福島第一原発事故から
1年の被災地を歩く
ジャーナリスト 塚本 弘毅
- ・公共の担い手
市民向け公開講座の運営と公共
サービス民営化の受託
NPO法人ふれあい塾あひび 副理事長
多田 正志
- ・シリーズ千葉の地域紹介
木更津市「ライジング木更津
笑顔の数が増えたく」
千葉県議会議員 (君津市選挙区)
石井 宏子
- ・佐倉市議会報告
佐倉市議会議員 井原 慶一
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

2012年 10月 (vol.9)



- ・巻頭言
理事 淑徳大学 准教授
結城 康博
- ・自治研センター第4回総会記念
講演会
大阪都構想の現状
橋下市政の6ヶ月
大阪市政調査会長 澤井 勝
(奈良女子大学名誉教授)
- ・東庄町長を迎え
対談：東庄町の現状と課題
一町村の今後をどうしていくのか一
東庄町長 岩田 利雄
理事長 井下田 猛
副理事長 佐藤 晴邦
- ・県議会報告 千葉県の外郭団体
における仕組み債問題について
理事 千葉県議会議員 網中 肇
(千葉市中央区選出)
- ・連載⑦：数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・連載「房総の自治鉾」第9回
理事長 井下田 猛
- ・公共の担い手 東京湾三番瀬保
全運動に取り組む
NPO法人ベイブランアソシエイツ
理事長 大野 一敏
- ・シリーズ千葉の地域紹介
鎌ヶ谷市 世界につながる人と
文化の交流拠点「鎌ヶ谷」
- ・低線量放射線リスクはなぜ過小
評価されるのか
一国会事故調で明らかになったこと一
高木学校 崎山比早子
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

2013年 2月 (vol.10)



- ・巻頭言 副理事長
全国市町村職員共済組合連合会
参与 佐藤 晴邦
- ・第8回千葉県地方自治研究会講演
第1部：講演「夕張の今と未来」
新たな可能性を創造するまちへ
夕張市長 鈴木 直道
- 第2部：対談
夕張市長 鈴木直道 vs
法政大学教授 宮崎伸光
- ・東日本大震災後の東京電力の取り組み
連合千葉 副事務局長(千葉県電力総連派役員)
滝本 明良
- ・連載「房総の自治鉾」第10回
理事長 井下田 猛
- ・連載⑧：数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・公共の担い手 松戸市清掃協業組合
自治労松戸市清掃労働組合 執行委員長
武田 智
- ・シリーズ千葉の地域紹介
芝山町 活力ある 緑の大地と
空がふれあうまち・芝山
- ・市議会報告 市政改革の推進力と
しての議会の役割について
千葉県議会議員 布施 貴良
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

2013年 6月 (vol.11)



- ・巻頭言
淑徳大学 コミュニティ政策学部 教授
佐藤 俊一
- ・連載「房総の自治鉾」第11回
理事長 井下田 猛
- ・自治研センター講演会
非正規公務員という問題
一問われる公共サービスのあり方一
公益財団法人地方自治総合研究所
研究員 (関東学院大学兼任講師)
上林 陽治
- ・千葉市における源頼朝の伝説と
地域文化の創出に向けて
一千葉の町・鎌倉の町一
元千葉県立郷土博物館 館長
丸井 敬司
- ・東京電力福島第一原子力発電所
事故と農産物被害
八千代市農業委員 黒澤 澄朗
- ・連載⑨：数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・公共の担い手
社会福祉法人 銚子市社会福祉事業団
銚子市社会福祉事業団職員労働組合
副執行委員長 伊勢 和枝
- ・シリーズ千葉の地域紹介
旭市 豊かな自然が作り上げる
健康都市・旭
発行図書紹介
「医療なくして子育てできず」
理事 千葉県議会議員 網中 肇
- ・市議会報告
市議会議員一年生の奮闘記
～約一年間の議会活動の報告と
感じたことについて～
会員 四街道市議 鈴木 陽介
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

2013年 10月 (vol.12)



- ・巻頭言 副理事長 高橋 秀雄
- ・自治研センター
第5回定期総会記念講演会
安倍政権と地方財政改革の行方
(公社) 神奈川県地方自治研究センター 理事長
(神奈川大学法学部講師)
上林 得郎
- ・連載：数字で掴む自治体の姿
《番外編 その2》
県内各町村の財政健全化に係る指標
理事長 (法政大学法学部教授)
宮崎 伸光
- ・連載⑩：自治体政策形成のキーワード
主任研究員
(法政大学大学院公共政策研究科客員准教授)
甲 龍徹
- ・公共の担い手
公益財団法人 ちば県民保健予防財団
ちば県民保健予防財団労働組合 書記長
石井なおみ
- ・シリーズ千葉の地域紹介
市原市 未来へ向けて
夢発信 いちはら
市原市職員労働組合 須藤 和人
- ・県議会報告
人問らしく生きぬける県政を
千葉県議会議員 (流山市選出)
小宮 清子
- ・市議会報告
ベトナム問題への取組み
市川市議会議員 石原よしのり
- ・私たちの責務は語り継いでいくこと
一東日本大震災体験職員等アンケートを実施し
銚子市役所職員労働組合 大網 裕弥
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏